

参議院大蔵委員会会議録第八号

(九八)

昭和三十七年二月二十日(火曜日)

午前十時四十二分開会

委員の異動

二月十五日委員野溝勝君辞任につき、その補欠として小酒井義男君を議長ににおいて指名した。

出席者は左の通り。

委員長 棚橋 小虎君
理事 上林 忠次君
佐野 廣君
荒木 正三郎君
永末 英一君
市川 房枝君

- 国際通貨基金及び国際復興開発銀行への加盟に伴う措置に関する法律案
- 関税法の一部を改正する法律案(内閣提出)
- 保険業法の一部を改正する法律案(内閣提出)
- 外国為替銀行法の一部を改正する法律案(内閣提出)
- 保険業法の一部を改正する法律案(内閣提出)

○委員長(棚橋小虎君) ただいまから委員会を開きます。

また、税率につきまして、課税所

所得税法の一部を改正する法律案、法人税法の一部を改正する法律案、国際通貨基金及び国際復興開発銀行への加盟に伴う措置に関する法律案、国

加盟に伴う措置に関する法律の一部を改正する法律案、以上三案を一括議題とし、順次、提案理由の説明及び補充説明を聴取することにいたします。堀本大臣政務次官。

○政府委員(堀本宜実君) ただいま改正する法律案及び法人税法の一部を改正する法律案につきまして、申し上げます。まず、所得税法の一部を改正する法律案につきまして、申し上げます。

政府は、明年度における税制改正の一環として、さきに提案いたしました通行税法の一部を改正する法律案外二件に引き続き、この二法律案を提出いたします次第であります。以下順次これら二法律案について、改正の内容を申し上げます。
まず、所得税法の一部を改正する法律案について、その大要を申し上げます。第一は、中小所得者を中心とする税負担の軽減合理化をはかることとしたことであります。すなわち、基礎控除及び配偶者控除を現在の九万円から十万円に引き上げるとともに、青色申告者の事業専従者について十二万円の控除限度が認められる年令区分を現在の二十五才から二十才に引き下げております。

また、税率につきましては、課税所得百八十万円以下の階層に適用される税率の緩和をはかるとともに、国と地方団体との間の税源配分の適正化をはかるため所得税の収入の一部を道府県に移譲することとし、この場合所得税及び道府県民税を総合的に所要の調整を行なつております。すなわち、道府県民税の所得割にした負担が軽減されるよう所得税の税率によっては、現在の約三十六までの十三段階区分の超過累進税率によつているのであります。住民の税率の見地から課税所得のうち五百五十万円以下の金額については二二%、百五十

万円をこえる金額については四%の二段階の標準税率に改めることといたしております。所得税においては、企業が従業員のために拠出した掛金に対する課税を軽減するため、一般的な所得税の減税のほか、退職年金については、あて申し上げる法人税法の整備と相まって、所得税においては、企業が従業員のためには、最近における生活水準の向上、消費支出金額の増加等を考慮して、寡婦、老年者等に対する税額控除を行なうとともに、昭和三十六年分の所得税と昭和三十七年度分の個人の道府県民税との間における所得控除等の額の相違分については、特別の税額控除を行なうこととするほか、昭和三十七年度分の道府県民税の所得割の納稅義務者うち昭和三十七年分の所得税の課税所得金額がなくなつたものについては、昭和三十七年度分の道府県民税の所得割額から改正による増額分を減額する等の措置によって負担の調整をはかることとしております。

以上申し述べました控除及び税率の改正により、夫婦及び子供三人計五人の家族の場合を例にとりますと、所得税を課されない限度は、給与所得者につきましては、現在の約三十九万円から四十一万円に、青色申告者である事業所得者につきましては、現在の約三十七万円が三十九万円に引き上げられるとともに、中小所得者の負担は、所

得税、道府県民税を通じて相当程度軽減されることになります。

第二に、中小所得者の生活の安定と賃蓄の増強をはかる見地から、生命保険料控除の対象となる生命保険料の限度額を現在の三万円から五万円に引き上げることとし、その損失が災害による場合に被災事業用資産の損失として三年間の繰り越し控除を行なうこと、生活に通常必要でない資産について生じた災害損失は、難損控除の対象から除外して災害を受けた年及びその翌年の譲渡所得計算上の損失とすること、

第九号に掲げる所得につきまして所得税を課しますと、こういうことにしております。

次に、事業の概念を明らかにいたしております。第八項であります。すなはち、第三項第一号に規定する事業は「支店、出張所、事務所、工場その他の事業を行なう一定の場所を有して行なう事業」、これは当然のことであります。二番目は、そういう事業所は特たる事由のないものであります。工事の請負にやつてきて建設とか据付とかあるいは組み立てとかといふような作業あるいは作業の指揮監督のために一定の外国人がやつてきておるといふようなることで、その期間が一年以上になるものは、これをやはり事業として考えることとしたことであります。

三番目は、包括的な代理権を持っておりまして、外国人にかわっていつでも契約の締結ができるというふうな権限のある者が日本におりまして、それが行なう事業は、これもやはり事業でありますといふことにしております。ただし、あとで出て参りますが、日本にあるその他の所得を総合して合算いたしますのは、このうちの、八項のうちの第一号の、「一定の場所を有して行なう事業」を行なつておるものについてだけ総合課税ということになっております。

第九項は条約との調整であり、第十項も同様法文の整備であります。

それから、第二条第二項の改正で、「非永住者」という概念を明確にいたしております。

次は、第五条の二であります。これ

すと、従来、他人にものを贈与した場合に、そのときの時価で譲渡所得を課税する、こういうことになつておつたわざですが、その点を、もらつたほうが、そのくれてやつたほうの取得価額を引き継ぎますといふことについて一定の事項を記載した明細書を出した場合に譲渡所得は取りませんということになるわけです。その場合の、それでは取得価額は幾らになるかと申しますと、譲渡した者の取得価額ということがあります。よしに、財産を譲渡した場合にその財産が昭和二十八年一月一日前に取得したものである場合には、その取得価額類は、原則として、二十八年一月一日現在の価額に置きかえますので、戦前以前のものもすべて二十八年一月一日現在の価額に切りかわるわけになります。したがつて、引き継がれる取得価額は、昭和二十八年一月一日前に取得したものもすべて二十八年一月一日現在の価額をもととして計算した金額、それ以外のものは譲渡人が実際に取得した価額といふことになります。

的なる損害に対する損害の賠償は、これ
が第十三号であります。第十六号は、
先ほど提案理由にありました非居住者
の課税に対する規定の整備に伴いまし
て課税いたしまする資産の譲渡を一定
のものに限定することとし、それ以外
のものは非課税としたのであります。
第十七号は、これは外国政府あるいは
外国の地方公共団体、あるいは国際機
関に勤務する人が日本に相当多くなつ
てきたのであります。そういう人々に
つきまして、相互主義を建前にして非
課税を考えますといふわけであります。
第八条は、所得税のほうで寄付金控
除といふのを認めることにいたすわけ
であります。が、その際の「特定寄付金」
といふものの定義をいたしております
す。すなわち、特定寄付金とは、「教育
又は科学の振興、文化の向上、社会福
祉への貢献その他公益の増進に寄与す
る寄付金で命令で定めるもの」をいこう
のです。これは法人税法の施行規則の
ほうにあげております寄付金の概念
と大体同様のものであります。
それから、そのあと若干の整備を行
なっております。まず、第九条につい
て申し上げますと、従来は譲渡所得の
課税は資産の譲渡だけであつたわけで
あります。が、その場合不動産の上に存
する権利の譲渡というのも譲渡所得の
対象として入れますということがこの
第八号に書いてございます。それから
第二項は、法人税のほうで別途申し上
げますが、いわゆる企業の退職年金制
度が発達いたしまして、それによつて
支給される退職年金及び退職一時金に
ついてそれを給与所得や退職所得とし

て扱うことにしておいたしますといふわけでは、その退職年金に伴いまする規定の整備が第二項であります。
それから、第九条の二は、これは規定の整備と先ほど申し上げましたよろしく、譲渡あるいは贈与、遺贈、低廉譲渡等の場合に、一定の事項を記載した明細書の提出を条件としておいたとして、前から持つておった人の取得価額引き継ぐ場合には課税しないことといったことをしました。その場合に、それじや取得価額より安く充た場合は損になるかということと、それは損に見ませんといふことにして、そのかわりにそのときの価額を引き継いでいきますということにしておいたのが第九条の二であります。
その第七号は、非居住者の資産の譲渡関係について、非課税規定の裏はらにしているのが第九条の二であります。
渡関係について、非課税所得とされる譲渡資産について損失が生じてもその損失は考慮しないといふことが書いてあります。
それから、第九条の三については、特に申し上げることはございません。
第九条の四是、これは従来はたなおろし資産に限つておつたのであります
が、事業用の固定資産を含めまして、被災した場合の被災事業用資産の損失といふ概念に拡張しておるわけであります。
それから第十条であります、まず第二項で譲渡の場合を除き事業用の固定資産の損失は事業所得等の所得計算上の必要経費とすることとし、また、従来は雑損控除の対象とされていた災害または盗難による生活に通常必要でない資産について生じた損失の控除についてその規定を改めました。すなわち、災害または盗難もしくは横領による生活に通常必要でない資

産、つまり書画骨董とか宝石とかあるのは別莊といつたようなものを失いました場合には、それは普通の所得との通算はいたしません。同種類の譲渡所得との間だけて通算いたすといたしました。しかし、一年間で引き切れぬ場合には翌年まで繰り越しますということが第三項であります。それから第五項であります、これは先ほど申し上げましたように、贈与者が財産をくれてやった場合に、もらったほうは贈与者の取得価額を引き継ぐことになつてゐるのであります、後になつてその取得価額を引き継いだ資産を譲渡したような場合における譲渡所得の計算上の資産の取得価額は、前に引き継いだ価額によるものであるということを明らかにしたものであります。

千円程度の税は従来の三千円に対する

感触とそれほど違わないのではないか

うかといらうことも考えまして、

六千円まで引き上げております。

それから二十二条、二十二条の二、

いすれも規定の整備であります。それ

から二十二条の三も同様であります。

すつとその辺はいすれも条文の整備で

あります。

それから、二十六条の確定申告との

ころであります。これは前のほう

は、いすれも条文の整備でございまし

て、変わっておりますのは、先ほどの

寄付金につきましては、四項であります

が、特定寄付金を支出いたします

と、確かに受領いたしましたという証

書をつけて、確定申告に添付して出し

てほしいということにしております。

それから七項は、従来居所を有しない

こととなる日」ということにしておりま

ります。

それから、二十六条の確定申告との

ころであります。これは前のほう

は、いすれも条文の整備でございまし

て、変わっておりますのは、先ほどの

寄付金につきましては、四項であります

が、特定寄付金を支出いたします

と、確かに受領いたしましたという証

書をつけて、確定申告に添付して出し

てほしいということにしております。

それから七項は、従来居所を有しない

こととなる日」ということにしておりま

ります。

それから、二十六条の確定申告との

ころであります。これは前のほう

は、いすれも条文の整備でございまし

て、変わっておりますのは、先ほどの

寄付金につきましては、四項であります

が、特定寄付金を支出いたします

と、確かに受領いたしましたという証

書をつけて、確定申告に添付して出し

てほしいということにしております。

になりますが、いすれも条文の整備であります。

それから三十条、三十二条、三十三条

、いすれも同様で、三十四条、それ

から三十四条の二、これも整備であり

ます。三十六条、三十六条の二、同様

であります。それから、三十八条も同

様であります。

であります。

それから四十四条、四十五条、四十

七条、特に申し上げることございません

。そんぞと参ります。六十二条へ参り

まして、そこで若干支払調書の整備を

いたしております。それから六十五条

であります。それから、三十八条も同

様であります。

けであります。それを百五十万円以

下の金額は百分の二、百五十万円をこ

よるなります。

手当になつております。

あとはいろいろ地方税に伴います

。六千円まで引き上げております。

本建てにいたしたわけであります。そ

れに見合つて、先ほど申しましたよ

うに、所得税のほうでは十万円以下の金

額を現行の百分の十から百分の八にい

たしたものであります。そのほかは特に申

し上げることはございません。

そんぞして三十七年分の所得税につき

ましては、四月実施の関係で、これが

は退職年金に対する課税関係を明らか

にしておるわけであります。本人が払

い込みました部分を除きまして、それ

を給与所得として課税いたします。そ

れからまた、一定部分を払い込んで一

定であります。

それから、三十八条の二、いすれも

条文整備とお読みになつてけつこうで

あります。四十二条、同様であります。

ても同様であります。その辺が当面の

問題であります。

あとはいろいろ地方税に伴います

。経過規定、それから租税条約その他の

関係との調整がなされております。

以上、簡単ですが、所得税を終わり

まして、法人税のほうに参ります。

法人税のほうも、特に最初のほう

は、申し上げることは所得税の場合と

同様であります。

一条の関係は、いわゆる非居住者、

外國法人等に関する所得あるいは事業

の概念を明らかにしておるのが一条で

あります。それから、二条も同様であ

ります。二条に参りますと、これは先

ほど申しました退職年金の積立金につ

いていたことを書いておるのが、二项

であります。

それから三条、四条、五条、五条の

四、この辺いすれも所得税の場合と同

様の趣旨の規定であります。七条も同

様であります。それから、八条でござ

ります。

それから、三十八条の二、いすれも

条文整備とお読みになつてけつこうで

あります。三十七条であります。

得税で申し上げましたように、国別の一括した概念で対応させることにしておるのが第一項であります。第二項は、これは法人に特有なものであります、御承知のように、法人が支店の形体で外国へ進出いたしました場合、その税は所得に対応する国内の法人税から控除されるということです。すると、そこでいろいろな税が課せられることになりますが、もろいいろいろな事情で外国法人、子会社を設立して事業活動をしなければならないといふことがありますと、それは別の会社が払った税ということで、法人自身としては支店形体を選びたかつたにもかかわらず、いろいろ外國の事情でその国の法人にせざるを得なかつたという場合に、引き切れない、税額控除ができないという不均一取り扱いの問題がありますので、それをその外国で課せられた所得に見合つて、所得の中から本国へ配当として送金されるるものに見合つて、それに対する税額を本国法人が払つたものとして税額控除の対象にいたしましょうというのがこの第二項であります。

その次が十一条、十二条を飛ばしまして、上二条の二であります、これが先ほど申しました退職年金の課税方式であります。これはこういふに計算いたしますことにしております。企業が年々払い込みます金額は、提案理由にもございましたように、これは企業の損金にしますと、その場合、普通は

企業から外へ出ました場合は、何らかの意味でその受給者というものがあるものと考えて、もらつたほうへ所得税がかかるというのが現行の税制になっておるわけであります。が、その退職年金積立金に対する払い込み金額につきましては、その間課税を待ちまして、企業のほうは支出した金額は損金になりますが、将来受領することとなる従業員に対し、掛け金を企業が支出したときに、それを按分して所得税を課税するといふようなことはしないで、年金の受領時まで待ちますという制度をとります。それにもちらん信託会社、あるいは生命保険会社は一定の予定期率をつけまして、それによつて運用して年金業務をやりましょうという約束をするわけでありますので、その課税の対象になりますのは、課税の対象といいますか、従業員がもらいますのは、会社が払い込みました金額、それからそれを運用して生じました運用益、これが従業員が年金にもらう原資になるわけであります。それを現実に年金をもらうときまで課税を待ちますというわけでありますので、その間、大体所得税が平均税率が一五・四%くらいになるわけであります。が、それを年七分くらいの金利で待ちまして、運用益を課税するのじゃありませんが、所得税を本来課さなきやならないものを所得税を課さないと、その所得税額に見合の金利という意味で、千分の十二一としております。その場合、もらつ立

立金の立場で申しますと、企業から入ってきた金、それから運用益、それからその間年金支給事由が発生するわけでありますので、どんどん払っていきます。そうすると退職積立金として課税の対象になりますのは、退職年金の掛金として入ってきた金とその掛け金について運用益として計算される金額の累積額との合計額から、退職年金または退職一時金として支給した金額に見合う金額を控除した残りです。この殊りが退職年金積立金として千分の十二の税率で課税されることになるわけです。これを書いておきますのが十二条の二であります。

その場合は申し上げておきたいのは、これは予定運用利回りでありますて、経済変動その他によりましてその実績は若干違うかもしれません、建前は予定運用益に対して課税をする。とにかくこれは運用益そのものに課税するというわけではありませんので、猶予に見合ら、その間所得税をかけないことに見合ら利子、その所得税の利子分だけをかけるというわけでありますので、予定利率で運用益が出るものとしての課税をすることにしております。

それから十三条は、これは退職年金に伴いまする清算所得の概念を明確にしておるわけであります。それから十四条も同様でございます。それから十六条は積立金額の関係で、退職年金としておるわけでありますから、これは別個のものでありますから、その辺の規定の整備をいたしております。

○委員長（棚橋小虎君） 次に為替回長。

になつたということが、これらの国々の
の国際收支の面では擾乱的な要因とで
もいうことができる事態になります。
て、ひいては現在の国際通貨制度の安
定維持に対する一つの脅威といふふうに
にも言えるかと思うのであります。たゞ
とえは昨年三月に行なわれましたドライ
ワのマルクの引き上げ、あるいはその
後英國が I M F から相当多量の引き出
しを行ないましたといったような事
柄、こういった事柄を考えますと、い
ずれも一つの原因といたしまして、短
期資本の移動ということが其通の一つ
の問題であつたということが申し上げ
られるかと思うのでござります。

国際通貨基金は、御承知のように、

一方で加盟国の為替の自由化を促進することを目指しながら、他方では加盟国が一時的な国際收支の不均衡に陥った場合に、基金の持っております資金を利用されることによって、その國が為替制限に訴えるということになると、国際収入のバランスを回復することができるようにしてやることをその任務とするものでございますが、この場合におきまして、主要國の通貨の安定と、そのための協力ということが重要であることは申すまでもないのであります。が、現在、基金の持っております資金量は、約三十億ドルの金と、約六十五億ドル相当額の主要國通貨、現実に交換性を持つておる主要國の通貨、これを持っておるわけであります。が、加盟國の通常の引き出しの申請に対しましては、十分これだけの資金で

まかない得るといふに考へられるのであります。将来、ただいま申上げましたよろな主要工業国が大量の短期資金の流出に直面いたしまして、基金の資金を利用しなければならなくなつた場合が起りますと、その金額が多額に上ることが予想されますし、これがために基金の保有資金が不足するといふ緊急の事態も考へられるわけでございますが、このような場合に備える方法といたしまして、どんな方法がいいかということを、昨年を通じまして、関係者の間で種々検討されておつたのであります。今は、現に資金が現実に不足しておるというわけでもございませんし、それに問題が、事実上、主要工業国の場合に限られるということでもございますので、とりあえず、主要工業国の相互の協力によって問題の解決をはかりましたが、これは主要工業国十カ国によるわけではありません、これは円で九百億円、ドルに換算いたしますと二億五千万ドルになるわけであります。これは今回の十カ国の中取りきめ総額が六十億ドルになつておるのに対しまして、総額に対して四・二%でございます。他方、この比率は約5%でございますが、出資額の比率より若干下回ることになるわけであります。

主要工業国十カ国と申しますのは、具体的に申しますと、この取りきめに

申しますが、まずまず妥当な金額であります。それから、この取りきめのその他の条件といたしましては、貸付の期間は最長五年というになりますが、それ以前であります。基金の資金の都合によりまして、余裕が生じたような場合には、あるいは貸付国が要求した場合には、期限前といふことを返済されると、いつことになつておられます。それから、取りきめ参加国間で協議をい

たしまして、各國の貸付予定額の範囲内で合意に達した金額を基金に貸し付けるのであります。この協議におきまして、国際收支の状況がよくない国は貸し付け額を少なくするとか、あるいは貸し付けることを断わるということも認められることになつておるの

であります。このような配慮は、一たん貸し付けました後に引きまして、期限前に返済を要求することもできるということになつてある点からもうかがえるのであります。とにかく、そういう国にあまり無理なことにならないようとにかく配慮がなされておるわけであります。

次に、わが国の貸付予定額でございますが、これは円で九百億円、ドルに換算いたしますと二億五千万ドルになりますが、税法と違って、ごく簡単な内容でございますのですが、要点は二つございます。その一つは、現在の加盟措置法においては、わが国が基金から外貨を借り入れるというような取引につきましては、これを大蔵大臣が外國為替資本特別会計の負担で行なうことを規定いたしておるのに対しまして、今回の円の貸付といふものにつきましては、これが外國為替資本特別会計の一部を改正する法律案、保険業法の一部を改正する法律案、外國為替銀行法の一案を改正する法律案、以上三案を一括議題といたします。

○委員長(棚橋小虎君) ただいまの三案に対し質疑のある方は、順次御発言願います。

○須藤五郎君 関税局長は、この前の私の質問に對して答弁のなかつた点があるのです。まず、その点から御説明をしていただきたいと思います。

○政府委員(稻益繁君) 前回、須藤先生から御質問がございました事項は三

点ほどで、ちょっととその際わかりませんでした。第一点は、ソ連船の入港実績といふお話をございました。三十一年で申し上げますと、全体で五百三十八隻入港いたしております。それから第二点は、これと関連いたしましたが、第一点は、ソ連船の入港実績といふお話をございました。三十一年で申し上げますと、全体で五百三十八隻入港いたしております。それから第三点は、外國為替資金特別会計の円資金をこれに充ててのものといふわけですが、その際、この特別会計法に、これができる用機が出入りする場合にどういう規制があるかといふお尋ねでございます。これが、軍用機の中で、米軍と国連軍の関係は、例の行政協定で特別な扱いになつております。この関係は、協定で認められておりますいわゆる開港、それからまた、開港以外でも、特に提供されることがあります。そこで、開港における許可をとらなければならないことがあります。それから米軍、国連軍以外の軍用機であります。これは事前に、入国します前に、政府の、直接は外務省であります。外務省の入国についての許可をとらなければならないことがあります。

それから、第三点の、水島地区に出おります三菱石油、それから日本鉄業、これの三十六年中の輸入額はどういうものかといふお尋ねがございましたが、調べましたところ、三十六年中におきまして、三菱石油の水島製油所、これは石油であります。それから日本鉄業の水島製油所、これがやはり石油であります。二十七億円、この両者で六十八億円の輸入額と、かようになつております。

○須藤五郎君 今御答弁になつた、アメリカ軍の軍用機の出入国との問題、これは法的根拠はどこにあるのですか。

○政府委員(稻益繁君) 米軍と国連軍の軍用機の場合は、行政協定で……

○須藤五郎君 行政協定の何条ですか。

○政府委員(稻益繁君) 行政協定の第五条でございます。ちょっとと読み上げますと、「合衆国及び合衆国以外の

国」の船舶及び航空機で、合衆国によつております。

なお、この取りきめは、十カ国の中七カ国以上のもの、それから、貸付予定額六十億ドルの中で五十五億ドル以上の額に、それ以上のものに達する国が参加の通告をいたしました場合に効力を発生するというようになつておられます。そうして、この取りきめ自体は四年間有効とするというようになつております。各國におきましても、日本はそれ必要な国内措置をとつておる段階でございます。

最後に、法律改正案についてであります。税法と違って、ごく簡単な内容でございますのですが、要点は二つございます。その一つは、現在の加盟措置法においては、わが国が基金から外貨を借り入れるというような取引につきましては、これを大蔵大臣が外國為替資本特別会計の負担で行なうことを規定いたしておるのに対しまして、総額に対する貸付といふものにつきましては、これが外國為替資本特別会計の一部を改正する法律案、外國為替銀行法の一部を改正する法律案、以上三案を一括議題といたします。

○委員長(棚橋小虎君) ただいまの三案に対する質疑は後日に譲ります。法律案に対する質疑は後日に譲ります。

○須藤五郎君 第二点の軍用機の出入港の関係でございます。空港に外國の軍用機が出入りする場合にどういう規制があるかといふお尋ねでございます。ちょっとと読み上げますと、「合衆国及び合衆国以外の

国」の船舶及び航空機で、合衆国によつております。

八 第一条第五項に規定する法
人の発行に係る有価証券の譲
渡による所得で、第六号ロ又
はハの規定に該当するもの

二 第一条第三項第一号に規定
する事業を有する非居住者の
資産の譲渡（当該事業の用に
供する資産の譲渡により当該
事業を有しないこととなる場
合における当該資産の譲渡を
含む。）による所得

九 非居住者がこの法律の施行
地に滞在する間になした資產
の譲渡による所得

十 外国政府若しくは外国の地
方公共団体又は命令で定める國
際機関に勤務する者で命令で定
める要件に該当するものがその
勤務により受ける俸給、給料、賃
金、歳費、賞与及びこれらの性
質を有する給与。ただし、外國
政府又は外国の地方公共団体に
勤務する者が受けるこれらの給
与については、その外國がそれ
ぞの国において勤務する日

本國の國家公務員又は地方公務
員で当該命令で定める要件に準
ずる要件に該当するものが受け
るこれらの給与について所得税
に相当する税を課さない場合に
限る。

第八条第七項第一号中「九万円」を
「十万円」に改め、同条第八項の次に
次の二項を加える。

この法律において特定寄附金と
は、教育又は科学の振興、文化の
向上、社会福祉への貢献その他公
益の増進に寄与する寄附金で命令
で定めるものをいう。

第九条第一項第八号中「不動産」の
下に「又は不動産の上に存する権利」
を加え、同条第二項に後段として次
のように加える。

法人税法第二条第二項に規定す
る退職年金業務を行なう法人から

同項に規定する信託又は保険の契
約に基づいて支給を受ける退職年
金又は退職一時金（当該契約に基
づいて払い込まれた掛け金のうちに
当該退職年金又は退職一時金が支
給される基因となつた勤務をなし
た者が負担した部分の金額がある
場合には、当該退職年金の額から
当該負担した部分の金額のうち当
該退職年金の額に対応するものと
して命令で定めるところにより計
算した金額を控除した金額又は當
該退職一時金の額から当該負担し
た部分の金額を控除した金額）に
ついても、また同様とする。

第九条の二の見出し中「非課税所
得」を「非課税所得等」に改め、同条
第一号中「取得額」の下に「設備
費、改良費」を加え、同号を同条第
一号の二とし、同条に第一号として
次のように加える。

一 第五条の二第二項の規定に該
当し、かつ、同条第三項の規定
により同条第二項の規定の適用
がなかつた場合において、同項
に規定する対価の額が同項に規
定する資産に係る前条第一項第
七号に規定する植林費、取得
費、管理費、伐採費その他必要
な経費の額又は同項第八号に規
定する取得価額、設備費、改良
費及び譲渡に関する経費の額に
満たないときにおけるその不足
額

第九条の二に次の二号を加える。

七 第六条第十六号イからホまで
に掲げる所得の基因となる資產
の譲渡に該当する場合を除き、
非居住者の第一条第三項第一号
に掲げる資産の所得のうちこの
法律の施行地にある資産の譲渡

による所得に係る収入金額が當
該資産の取得価額、設備費、改
良費及び譲渡に関する経費の額
の合計額に満たない場合におけ
るその不足額

第九条の三第一項中「又は娯楽の
ための行為として命令で定めるもの
による」を「若しくは娯楽のための行
為又は生活に通常必要でない資産と
して命令で定めるものに係る」に改
め、同条第二項中「被災した資産」
を「被災事業用資産」に改める。

第九条の四第三項中「被災した
金額に満たない場合における當
該資産に限る。」は、相続人、受遺
者、受贈者又は譲受人が引き続ぎ
これを有していたものとみなすも
のとし、当該遺贈若しくは贈与又
は譲渡により取得した当該資産で
同条第一項又は第二項の規定の適
用を受けたものは、受遺者、受贈

定する資産に係る前条第一項第
七号に規定する植林費、取得
費、管理費、伐採費その他必要
な経費の額又は同項第八号に規
定する取得価額、設備費、改良
費及び譲渡に関する経費の額に
満たないときにおけるその不足
額

第九条第一項第七号又は第八号
の規定の適用については、相続、
包括遺贈、被相続人からの遺贈若
しくは被相続人たる贈与者からの
贈与での死亡により効力を生ず
るものにより取得したこれら規
定に規定する資産又は第五条の二
第一項に規定する遺贈若しくは贈
与若しくは同条第二項に規定する
著しく低い価額の対価による譲渡
により取得した当該資産で同条第
三項の規定により同条第一項若し
くは第二項の規定の適用を受けな
かつたもの（当該譲渡により取得
した資産については、その譲渡の
対価の額が当該資産に係る山林所
得又は譲渡所得の計算上控除され
見出しき（非事業用資産の譲渡の
合の取得価額等の計算）に改め、同
条中「減価するもの」の下に「で事業
の用に供しないもの」を「取得価額」
の下に「設備費及び改良費」を加
え、同条に次の二項を加え、同条を

第十条の四を削り、第十条の五の

見出しき（非事業用資産の譲渡の
合の取得価額等の計算）に改め、同
条中「減価するもの」の下に「で事業
の用に供しないもの」を「取得価額」
の下に「設備費及び改良費」を加
え、同条に次の二項を加え、同条を

第十条の四とする。

前項の資産を事業の用に供した
場合には、その事業の用に供した
後における当該資産の減価償却額
は、命令の定めるところにより、
その事業の用に供した日に当該資
産の譲渡があつたものとみなして
同項の規定を適用した場合にそ
の金額に相当する金額を同日に

贈与又は譲渡を受けた時におい
て、その時の価額により、これを
取得したものとみなす。

第十条第五項中「前四項並びに第
十条の二乃至第十条の六」を「前五項
並びに第十条の二から第十二条の二
まで」に改め、同条第二項の次に次
の二項を加える。

前条第六項に規定する災害又は

盜難若しくは横領により第九条の
三第一項に規定する生活に通常必
要でない資産について受けた損失
の金額（保険金、損害賠償金等に
より補てんされた金額を除く。）
は、命令の定めるところにより、
当該損失の生じた年分及びその翌
年分の譲渡所得の計算上控除すべ
き金額とみなす。

第十条の四を削り、第十条の五の
見出しき（非事業用資産の譲渡の
合の取得価額等の計算）に改め、同
条中「減価するもの」の下に「で事業
の用に供しないもの」を「取得価額」
の下に「設備費及び改良費」を加
え、同条に次の二項を加え、同条を

第十条の四とする。

前項の資産を事業の用に供した
場合には、その事業の用に供した
後における当該資産の減価償却額
は、命令の定めるところにより、
その事業の用に供した日に当該資
産の譲渡があつたものとみなして
同項の規定を適用した場合にそ
の金額に相当する金額を同日に

おける当該資産の減価償却後の価額として、計算するものとする。

第十条の四の次に次の二条を加える。

(昭和二十七年十二月三十一日以

前に取得した資産の取得価額の特例)

第十条の五 昭和二十七年十二月三十日以前から引き続き所有して

いた前条第一項の資産を事業の用に供した場合には、当該資産の昭和二十八年一月一日における価額として命令で定めるところにより

計算した金額(納税義務者におい

て当該資産の取得価額と同

じ日前に支出した設備費及び改

良費との合計額を基礎として命令

で定めるところにより計算した同

じ日前における当該資産の価額に満たないことを証明した場合には、当該資産の価額をもつて、その取

得価額とする。

前項の場合において、同項の資産を事業の用に供した後における当該資産の減価償却額は、同項の規定によりその取得価額とされる金額を基礎として、前条第二項の規定に準じて計算するものとする。

昭和二十七年十二月三十一日以前から引き続き所有していた山林の伐採若しくは譲渡による所得又は同日以前から引き続き所有していた資産(有価証券を除く。)で譲

渡所得の基準となるものの譲渡による所得を計算する場合には、当該山林の第九条第一項第七号に規定する植林費、取得費、管理費、伐採費その他必要な経費又は当該

は第二号に掲げる金額とする。

一 当該山林の昭和二十八年一月一日における価額として命令で定めるところにより計算した金額及び当該山林につき同日以後に支出した管理費、伐採費その他の必要な経費の額の合計額

二 当該資産の昭和二十八年一月一日における当該山林につき同日以後に支出した設備費及び改

良費との合計額を基礎として命令

で定めるところにより計算した同

じ日前における当該山林の価額に満たないことを証明した場合には、当該山林の価額をもつて、その取

得価額とする。

前項の場合において、同項の資産を事業の用に供した後における当該資産の減価償却額は、同項の規定によりその取得価額とされる

金額を基礎として、前条第二項の規定に準じて計算するものとす

る。

昭和二十七年十二月三十一日以

前に取得した資産の取得価額の特

例)

定いかわらず、左の各号に掲げた金額が左の各号に掲げる金額による所得を計算する場合、当該山林又は資産についての収入金額から伐採費又は譲渡に関する経費を控除し

た金額が左の各号に掲げる金額に満たない場合におけるその差額を、その損失額とする。

一 財産税法第一条に規定する調査時期(以下調査時期といふ。)

以前から引き続き所有している

大当該山林又は資産について

は、調査時期における当該山林

の価額又は当該資産の価額(土

地、家屋、借地法による借地

権、借地法による借地権たるもの

の以外の地上権又は永小作権そ

の他命令で定める資産の価額に

ついては、財産税法第三章の規

定及びこれに基づく命令により

命令で定めるところにより計

算した同日における当該資產

の価額に満たないことを証明し

た場合には、当該資産の価額

と同日における当該資産の価額

一項に規定する資産については、これらの金額を基礎として同項の規定に準じて計算した金額(以下有価証券の譲渡による所得を計算する場合において、当該所得の計算上控除される有価証券の取得価額の計算の基礎となる金額のうちに昭和二十七年十二月三十一日以前に取得した有価証券の取得価額が含まれているときは、当該取得した有価証券の昭和二十八年一月一日における価額に支払われるべき金額(第十九条第一項第三号、第四号又は第七号に規定する所得の計算上必要な経費とされる金額を除く。)を、当該資産の譲渡による収入金額の額(第十九条第一項第三号、第四号又は第七号に規定する所得の計算上必要な経費とされる金額を除く。)を、当該資産の譲渡による収入金額のうち回収することができないこととなりた部分の金額とみなして、前項の規定を適用する。

第九条第一項第三号、第四号又は第七号に規定する所得を生ずべき事業を営んでいた個人が当該事業を廃止した場合において、その廃止した日の属する年以後の各年においてこれらの所得の計算上必要な経費とされる金額(販売した商品の返戻、値引きその他の收入金額が減少する事由が生じた場合におけるその減少する金額を含む。)が生じたときは、命令の定めるところにより、当該金額は、その廃止した日の属する年分(その年に生じた金額があつた最近の年分)及び

保証債務を履行するため資産の譲渡があつた場合において、当該履行に伴う求償権の全部又は一部ができないこととなつた部分の金額(第十九条第一項第三号、第四号又は第七号に規定する所得の計算上必要な経費とされる金額を除く。)を、当該資産の譲渡による収入金額のうち回収することができないこととなつた部分の金額とみなす。

の金額は、当該所得の生じた年分のこれらの所得の計算上、なかつたものとみなす。

第六条第六号ハに掲げる有価証券の譲渡による所得を計算する場合において、当該所得の計算上控除される有価証券の取得価額が含まれているときは、当該取得した有価証券の昭和二十八年一月一日における価額に支払われるべき金額(第十九条第一項第三号、第四号又は第七号に規定する所得の計算上必要な経費とされる金額を除く。)を、当該資産の譲渡による収入金額の額(第十九条第一項第三号、第四号又は第七号に規定する所得の計算上必要な経費とされる金額を除く。)を、当該資産の譲渡による収入金額のうち回収することができないこととなりた部分の金額とみなして、前項の規定を適用する。

第九条第一項第三号、第四号又は第七号に規定する所得を生ずべき事業を営んでいた個人が当該事業を廃止した場合において、その廃止した日の属する年以後の各年においてこれらの所得の計算上必要な経費とされる金額(販売した商品の返戻、値引きその他の收入金額が減少する事由が生じた場合におけるその減少する金額を含む。)が生じたときは、命令の定めるところにより、当該金額は、その廃止した日の属する年分(その年に生じた金額があつた最近の年分)及び

の前年分のこれら所得の計算
上、必要な経費に算入する。

第十一条の二第二項第一号及び第
五項中「二十五歳」を「二十歳」に改
る。

第十一条の三第三項第四号中「九
万円」を「十万円」に改め、同条第三項
中「第十二条の四乃至第十二条の七」

規定の適用¹を「第十二条の四から第
十一条の七まで及び第十五条の六」に、
規定の適用²に「世帯員の第十二条の
四に規定する資産について生じた損
失」を「世帯員に係る第十二条の四に
規定する損失（同条に規定するやむ
を得ない支出を含む。以下第五項ま
でにおいて同じ）」に、「第十二条の
五乃至第十二条の七に規定する医療
費、社会保険料（給与）を「第十二条
の五から第十二条の七まで及び第十二
条の六に規定する医療費、社会保
険料（給与）に、「及び生命保険料の
金額は、それぞれ主たる所得者の資
産について生じた損失並びに」を「生
命保険料及び特定寄附金の金額は、
それぞれ主たる所得者が係る第十二
条の四に規定する損失」に、「生命
保険料の金額」と「生命保険料の金
額並びに主たる所得者が支出した特
定寄附金の金額」とに、「自己の第十二
条の四に規定する資産について生
じた損失又はその」を「当該世帯員に
係る第十二条の四に規定する損失又
は当該世帯員が」に、「第十二条の五
乃至第十二条の七に規定する医療
費、社会保険料若しくは生命保険料」

を「第十二条の五から第十二条の七
まで若しくは第十五条の六に規定す
る医療費、社会保険料、生命保険料
若しくは特定寄附金」に改め、同条
第四項中「第十二条の四乃至第十二
条の七」を「第十二条の四から第十二
条の七まで及び第十五条の六」に、

「同項に規定する資産につき損失を
受けず」を同項に規定する損失がなく
に改め、同条第五項中「資産につ
いて生じた」を削り、同条第七項中
「第八条第九項」を「第八条第十項」に
改める。

第十二条の四中「盜難」の下に「若
しくは横領（以下本条において災害
等といふ。）」を加え、「仕掛品その他
命令で定める資産」を「仕掛品、事業
用の固定資産その他これらに準ずる
ものとして命令で定めるもの及び第
十九条の三第一項に規定する生活に通
常必要でない資産」に、「場合におい
て」を「場合（当該災害等に関連して
命令で定めるやむを得ない支出をな
した場合を含む。）において」に、「保
険金」を「当該支出をなした金額を含
むもの」とし、「保険金」に、「金額を除
く。」を「金額を除くものとする。」に、
「施行地に事業」を「施行地に第一
条第一号に規定する事業」に、
「施行地に事業」を「施行地に第一
条第一号に規定する事業」に、

第十五条の八第一項中「その所在
地国」を「外国」に、「当該国に」を「こ
の法律の施行地外に」に、「当該国」の
を「当該外国の」に改め、第二章第四
節中同条を第十五条の九とし、第十
五条の七中「前五年」を「前六年」に改
め、同条を第十五条の八とし、第十
五条の六を第十五条の七とし、第十
五条の五の次に次の一条を加える。

第十七条の見出し中「非居住者」を
「非居住者等」に改め、同条中「この
の規定に該当する」を「第一条第五項
に規定する」に改め、同条第一項中
「第一条第五項の規定に該当する」を
「第一条第六項に規定する」に改め、
同条第三項中「第一条第四項」を「第
二項第一号に掲げる」を加え、「第一条
第二項第一号に掲げる」を加え、「第一
条第五項」に、「証券投資信託の」
を「証券投資信託又は法人税法第二
条第二項に規定する信託の業務を行
なう法人の当該業務に係る信託の」
に改め、「社債」の下に、「合同運用
信託、証券投資信託」を、「利子の支
出」とは「利子の支

千円をこえるときは、三万五千円」
に改める。

第十二条の八及び第十二条中「九
万円」を「十万円」に改める。

万円」を「十万円」に改める。

第一条第三項第五号の規定に該
定にかかるらず、当該退職所得の
支給の基準となつた退職を事由と
してその年中において支給を受け
る退職所得の総額（その年中にお
いて支給を受ける当該退職所得が
二以上ある場合には、これらの合
計額）をこの法律の施行地に源泉
がある所得とみなして、これに第
九条第一項、第十三条及び第十五
条第三項の規定を適用するものと
した場合における税額に相当する
金額により所得税を課されること
を選択することができる。

第十八条第一項中「第一条第四項
に規定する」に改め、「第一条第五項
に規定に該当する」を「第一条第五項
に規定する」に改め、「第一条第五項
に規定に該当する」を「第一条第六項
に規定する」に改め、同条第一項中
「第一条第六項に規定する」に改め、
同条第三項中「第一条第四項」を「第
二項第一号に掲げる」を加え、「第一
条第五項」に、「証券投資信託の」
を「証券投資信託又は法人税法第二
条第二項に規定する信託の業務を行
なう法人の当該業務に係る信託の」
に改め、「社債」の下に、「合同運用
信託、証券投資信託」を、「利子の支
出」とは「利子の支

えるときは、一万五千円」を「三万五
千円をこえる」として改めることを
める。

第十二条の七中「二万五千円をこ
えるときは、一万五千円」を「三万五
千円をこえる」として改めることを
める。

第十五条の六 居住者が特定寄附金
を支出した場合において、その支
出した額が、その者の総所得金
額、退職所得の金額及び山林所得
の金額の合計額の百分の三に相当

の法律の施行地外に」に、「当該国」の
を「当該外国の」に改め、第二章第四
節中同条を第十五条の九とし、第十
五条の七中「前五年」を「前六年」に改
め、同条を第十五条の八とし、第十
五条の六を第十五条の七とし、第十
五条の五の次に次の一条を加える。

「払」の下に、「利益若しくは収益の分配」を加え、「支払を受けるべき利子に係る利子所得及び利益若しくは利息の配当又は剩余金の分配に因る配当所得」を「なされる利子の支払、利益若しくは収益の分配、利息若しくは利息の配当又は剩余金の分配に係る利子所得及び配当所得」に改め、

同条第四項中「第一条第五項」を「第一条第六項」に、同条第五項の規定に該当するのを「同条第六項に規定する」を「同条第六項に規定する」に、「同条第二項第六号乃至第九号に規定する所得」を「同条第三項第五号から第九号までに掲げる所得」に改め、「同条第三項第五号から第九号までに掲げる所得」を「前号」に改め、同号を同項第一号に該当するのを「前号」に改め、同項第一号に該当するのを「前号」に改め、「同条第八項第二号又は第三号に掲げる事業を有する法人で同項第一号に掲げる事業を有する所得及び通常号に掲げる事業を有しないものについては、同項第二号又は第三号に掲げる事業に帰せられる所得及び通常号に掲げる事業を有しないものについては、同項第一号に掲げる事業を有しないものに限る。」に、「これらに該当する要件を備えた法人である旨を「当該法人がこれらに該当する要件を備えた法人であり、かつ、その支払を受けた所得がこれらの所得に該当する所得である旨」に改める。

第二十一条の二第一項中「第十七条」の下に、「第一項」を、「退職所得」の下に、「第一項」を加え、「三千円」を「六千円」に改める。

第二十二条の二第三項中「若しくは盜難」を、「盜難若しくは横領」に

改め、同条第五項中「勤労学生控除額」の下に、「寄附金控除額」を加える。

第二十二条の三第二項第一号中「失業」の下に、「震災、風水害その他これらに類する灾害、盜難若しくは横領による損害」を加え、同項第二号を削り、同項第三号中「前」を「前号」に改め、同号を同項第一号に改める。

第二十三条第五項第三号中「第十

五条の八」を「第十五条の九」に改め、同項第四号中「第十七条」の下に「第一項」を加え、同項第八号中「勤労学生控除額」の下に、「寄附金控除額」を加える。

第二十四条第二項中「勤労学生控除額」の下に、「寄附金控除額」を加える。

第二十五条第二項中「勤労学生控除額」の下に、「寄附金控除額」を加える。

第二十六条第二項中「又は勤労学生控除額」の下に、「寄附金控除額」を加える。

第二十七条第七項中「前項の請求」を「前二項又は第九項の規定による更正の請求」に改め、同条第八項中「又は第六項」の下に「若しくは第七項」を加え、同条第九項中「第六項」の下に、「第七項」を加え、同条第六項の次に次の一項を加える。

前項の規定は、確定申告書若し

くは損失申告書を提出した者又は第四十四条の規定による決定を受けた者（当該申告書を提出し、又は当該決定を受けた後修正確定申告書若しくは修正損失申告書を提出し、又は同条の規定による更正を受けた者を含む。）について、当

該確定申告書若しくは損失申告書又は書類の下に「又はその年中に支出した特定寄附金の額その他第十五条规定の基礎となつた事実のうちの

の六の規定の適用に関する必要な事項を証する書類」を加え、同条第七項中「有しないこととなる場合」の下に

「又はこの法律の施行地に住所及び居所を有しない時において第一条第三項第一号に規定する事業を有しないこととなる場合」を加え、

同条第八項第一号に規定する事業を有しないこととなる日」を「居所又は

当該事業を有しないこととなる時」に改め、「居所又は当該事業を有しないこととなる日」を「居所又は

当該事業を有しないこととなる日」を「居所又は

当該事業を有しないこととなる日」を「居所又は

まれた無効な行為により生じた経済的成果がその行為の無効であることとに因して失われ、又は消しるべき行為が取り消されたことにより、前項に規定する場合に該当する事実が生じた場合について準用する。この場合において、同項中「当該申告書に記載された」とあるのは「これらの申告書に記載された」とある。

第二十一条第一項に掲げる事業を有する法人を除く。」を加え、「第一条第二項第七号に規定する法人（法人税法第一条第四項第一号に掲げる事業）に改め、「非居住者

を除く。」の下に「又は第一条第六項七項中「事業」を「第一条第八項第一号に掲げる事業」に改め、「非居住者

を除く。」の下に「又は第一条第六項第五号に規定する法人（法人税法第一条第五号に掲げる事業）に改め、「当該所得につき第四十一項第一項」を「当該非居住者又は法人が当該所得につき第四十

七条第七項に規定する事由が生じた日」と読み替えるものとする。

第二十一条第一項に、「当該所得につき第四十一項第一項」を「当該非居住者又は法人は」に改め、「年中の当該所得」の下に「（当該

非居住者が退職所得につき第十七条第一項に、「当該非居住者又は法人は」に改め、「年中の当該所得」の下に「（当該

非居住者が退職所得につき第十七条第二項の選択をなす場合には、同項の所得税を課される基礎となる退職所得」を加え、「又はこの法律の施

行地に居所を有しないこととなる日」を「（その日までにこの法律の施行地に居所（第一条第三項第五号に規定する事業を行なう者については、当該事業）を有しないことを）」を「（その日までにこの法律の施行地に居所（第一条第三項第五号に規定する事業を行なう者については、当該事業）を有しないことを）」に改め、同条に

第三項第五号に規定する事業を行なう者については、当該事業を行なうことを）」を「（その日までにこの法律の施行地に居所（第一条第三項第五号に規定する事業を行なう者については、当該事業）を有しないことを）」に改め、同条に

第三項第五号に規定する事業を行なう者については、当該事業を行なうことを）」を「（その日までにこの法律の施行地に居所（第一条第三項第五号に規定する事業を行なう者については、当該事業）を有しないことを）」に改め、同条に

第三項第五号に規定する事業を行なう者については、当該事業を行なうことを）」を「（その日までにこの法律の施行地に居所（第一条第三項第五号に規定する事業を行なう者については、当該事業）を有しないことを）」に改め、同条に

第三項第五号に規定する事業を行なう者については、当該事業を行なうことを）」を「（その日までにこの法律の施行地に居所（第一条第三項第五号に規定する事業を行なう者については、当該事業）を有しないことを）」に改め、同条に

第三項第五号に規定する事業を行なう者については、当該事業を行なうことを）」を「（その日までにこの法律の施行地に居所（第一条第三項第五号に規定する事業を行なう者については、当該事業）を有しないことを）」に改め、同条に

第三項第五号に規定する事業を行なう者については、当該事業を行なうことを）」を「（その日までにこの法律の施行地に居所（第一条第三項第五号に規定する事業を行なう者については、当該事業）を有しないことを）」に改め、同条に

を有しないこととなる時」に改め、同条第六項中「勤労学生控除額」の下に「寄附金控除額」を加え、「第一条第八項第一号に掲げる事業」に改め、「非居住者

を除く。」の下に「又は第一条第六項七項中「事業」を「第一条第八項第一号に掲げる事業」に改め、「非居住者

を除く。」の下に「又は第一条第六項第五号に規定する法人（法人税法第一条第五号に規定する法人）に改め、「当該所得につき第

四十一項第一項」を「当該非居住者又は法人は」に改め、「年中の当該所得」の下に「（当該

非居住者が退職所得につき第十七条第一項に、「当該所得につき第

四十一項第一項」を「当該非居住者又は法人は」に改め、「年中の当該所得」の下に「（当該

非居住者が退職所得につき第十七条第二項の選択をなす場合には、同項の所得税を課される基礎となる退職所得」を加え、「又はこの法律の施

行地に居所を有しないこととなる日」を「（その日までにこの法律の施行地に居所（第一条第三項第五号に規定する事業を行なう者については、当該事業）を有しないことを）」に改め、同条に

第三項第五号に規定する事業を行なう者については、当該事業を行なうことを）」を「（その日までにこの法律の施行地に居所（第一条第三項第五号に規定する事業を行なう者については、当該事業）を有しないことを）」に改め、同条に

第三項第五号に規定する事業を行なう者については、当該事業を行なうことを）」を「（その日までにこの法律の施行地に居所（第一条第三項第五号に規定する事業を行なう者については、当該事業）を有しないことを）」に改め、同条に

第三項第五号に規定する事業を行なう者については、当該事業を行なうことを）」を「（その日までにこの法律の施行地に居所（第一条第三項第五号に規定する事業を行なう者については、当該事業）を有しないことを）」に改め、同条に

第三項第五号に規定する事業を行なう者については、当該事業を行なうことを）」を「（その日までにこの法律の施行地に居所（第一条第三項第五号に規定する事業を行なう者については、当該事業）を有しないことを）」に改め、同条に

第三項第五号に規定する事業を行なう者については、当該事業を行なうことを）」を「（その日までにこの法律の施行地に居所（第一条第三項第五号に規定する事業を行なう者については、当該事業）を有しないことを）」に改め、同条に

第三項第五号に規定する事業を行なう者については、当該事業を行なうことを）」を「（その日までにこの法律の施行地に居所（第一条第三項第五号に規定する事業を行なう者については、当該事業）を有しないことを）」に改め、同条に

第三項第五号に規定する事業を行なう者については、当該事業を行なうことを）」を「（その日までにこの法律の施行地に居所（第一条第三項第五号に規定する事業を行なう者については、当該事業）を有しないことを）」に改め、同条に

第三項第五号に規定する事業を行なう者については、当該事業を行なうことを）」を「（その日までにこの法律の施行地に居所（第一条第三項第五号に規定する事業を行なう者については、当該事業）を有しないことを）」に改め、同条に

第三項第五号に規定する事業を行なう者については、当該事業を行なうことを）」を「（その日までにこの法律の施行地に居所（第一条第三項第五号に規定する事業を行なう者については、当該事業）を有しないことを）」に改め、同条に

十七条第二項の選択をなすとき

は、当該非居住者は、第四十一条第

一項又は第二項の規定により徴収され又は納付された所得税額の還付を受けるため、命令の定めるところにより、第十七条第二項の所得を課される基礎となるその年の中の退職所得につき、第二十六条第三項第一号、第三号から第六号まで及び第八号に規定する事項に準する必要な事項を記載した申告書を、翌年一月一日(同日前に第十七条第二項の所得税を課される基礎となるその年中の退職所得の総額が確定した場合には、その確定した日)以後に、政府に提出することができる。

第三十条第三項中「この法律の施行地に住所及び居所を有しない」となる日」を「当該申告書の提出期限」に改める。

第三十二条第三項中「第二十七条第六項」の下に、「第七項又は第九項」を加え、「充當をなす日までの期間」を「充當をなす日までの期間(当該還付が第二十七条第七項又は第九項(同条第七項の規定に係る部分に限る。)の規定による更正の請求に基づくものである場合には、当該更正の請求に係る年分の確定申告書の提出期限の翌日から当該請求のなされた日までの期間を除く。)」に改める。

第三十三条第二項中「又は申告をなすべき日後」を削る。

第三十四条第一項中「第十五条の八」下に「第一項」を加える。

第三十五条第一項中「第十五条の八」に「第十五条の九」に、「第十五条の七」を「第十五条の八」に改める。

第三十六条第一項中「第十五条の八」に「第一項」を加える。

第三十七条第一項中「第十五条の八」に「第一項」を加え、「第一項に規定する退職所得が第九条第二項後段の規定により退職所得とみなされる退職一時金であり、かつ、同項後段に規定する契約に基づいて払い込まれた掛け金のうちに同項後段に規定する勤務をなしした者が負担した部分の金額がある場合」に、「当該退職年金のうち当該退職年金の額に對応するものとして命令で定めたところにより計算した金額を控除した金額に相当する額の給与の支払を受けるものとみなす。

第三十八条第一項中「第一項を加え、「第一項に規定する退職所得が第九条第二項後段の規定により退職所得とみなされる退職一時金であり、かつ、同項後段に規定する契約に基づいて払い込まれた掛け金のうちに同項後段に規定する勤務をなしした者が負担した部

ては、当該各号に定めるところによる。

第一項に規定する給与から控除される社会保険料がある場合等に改め、同条第三項中「この法律の施行地に住所及び居所を有しないこととなる日」を「当該申告書の提出期限」に改め、同条第三項中「第三項」の下に「又は第八項」を加え、同項に後段として次のように加える。

この場合において、同条第八項の規定による申告書の提出の場合にあつては、第三十二条第三項中「確定申告書又は損失申告書の提出期限」とあるのは、「第二十九条第八項の規定による申告書の提出があつた日」と読み替えるものとする。

第三十二条第三項中「又は第六項」を、「第六項、第七項又は第九項」に改める。

第三十三条第二項中「又は第六項」を、「第六項、第七項又は第九項」に改める。

第三十四条第一項中「又は第六項」を、「第六項、第七項又は第九項」に改める。

第三十五条第一項中「又は第六項」を、「第六項、第七項又は第九項」に改める。

第三十六条第一項中「第十五条の八」に「第一項」を加える。

第三十七条第一項中「第十五条の八」に「第一項」を加える。

第三十八条第一項中「第一項を加え、「第一項に規定する退職所得の」を「その」に改め、同条第三項中「この法律の施行地に」の下に「同条第五項の規定に該当する」に、「同条第六項に規定する」に、「同条第三項第一号に規定する」を「同条第三項第六項の規定は、前項の申告書の提出について準用す

ては、第一項の規定の適用については、第一項に規定する事業の所得に限るものとし、同条第八項第二号又は第三号に掲げ

ては、当該各号に定めるところによ

り、当該賃金した部分の金額を控除した金額に相当する額の退職所得の支払を受けるものとみなす。

第四十一条第一項中「第一条第二項」を「第一条第三項」に、「第九号に規定する所得」を「第九号に掲げる所得」に、「同条第四項若しくは第五項の規定に該当する」を「同条第五項若しくは第六項に規定する」に、「金額とする」を「金額とするもの」とし、第一条第三項第五号に規定する人の役務の提供を主たる内容とする事業を行う者に対し支払う金額のうち、当該事業を行なう者が当該個人的

のとみなす。

二 第二項に規定する給与が第九条第二項後段の規定により給与所得とみなされる退職年金であり、かつ、同項後段に規定する契約に基づいて払い込まれた掛け金のうちに同項後段に規定する勤務をなしした者が負担した部分の金額から当該負担した部分の金額のうち当該退職年金の額に對応するものとして命令で定めたところにより計算した金額を控除した金額に相当する額の給与の支払を受けるものとみなす。

第三項に規定する事業を行なう者は、命令の定めるところにより計算した当該事業の所得に相当する金額との合計額とする。以下第一項において同じ。」に改め、同条第二項中「第一項第二項」を「第一条第三項」に、「同条第五項の規定に該当する」に、「同条第六項に規定する」に、「同条第三項第一号に規定する」を「同条第三項第六項の規定は、前項の申告書の提出について準用す

ては、第一項の規定については、第一項に規定する事業の所得に限るものとし、同条第八項第二号又は第三号に掲げて命で定めるものに限るものとする。」に、「これらの要件を備えた者である旨」を「その者がこれらの要件を備えた非居住者であり、かつ、その支払を受ける所得がこれらの所得に該当する所得である旨」に改め、同条に次の五項を加える。

第一項に規定する事業を行なう者は、命令の定めるところにより、当該事業につき支払を受ける金額のうち同項又は第二項の税率を適用される部分の金額の明細を記載した申告書を、それぞれこれらの規定により所得税を徴収し又は納付する義務のある者を経由し、その支払を受ける際又はその支払の確定する日までに政府に提出しなければならない。

第三十九条第六項の規定は、前項の申告書の提出について準用す

る。

第一項又は第二項に規定する退職所得が第九条第二項後段の規定により退職所得とみなされる退職一時金であり、かつ、同項後段に規定する契約に基づいて払い込まれた掛け金のうちに同項後段に規定する勤務をなしした者が負担した部

ては、第一項の規定については、第一項に規定する事業の所得に限るものとし、同条第八項第二号又は第三号に掲げて命で定めるものに限るものとする。」に、「これらの要件を備えた者である旨」を「その者がこれらの要件を備えた非居住者であり、かつ、その支払を受ける所得がこれらの所得に該当する所得である旨」に改め、同条に次の五項を加える。

第一項に規定する事業を行なう者は、命令の定めるところにより、当該事業につき支払を受ける金額のうち同項又は第二項の税率を適用される部分の金額の明細を記載した申告書を、それぞれこれらの規定により所得税を徴収し又は納付する義務のある者を経由し、その支払を受ける際又はその支払の確定する日までに政府に提出しなければならない。

第三十九条第六項の規定は、前項の申告書の提出について準用す

る。

第五項の申告書の提出がなかつた場合においては、第一項又は第

一項の規定の適用については、第五項に規定する支払を受ける金額を第一項又は第二項の税率を適用すべき金額とみなす。この場合において、当該支払を受ける者は、申告書をこれらの規定により所得税を徴収し又は納付した者を経由して政府に提出することにより、前段の規定により徴収され又は納付された所得税額と当該申告書を第五項の規定により提出したものとした場合に第一項又は第二項の規定により徴収され又は納付されるべき所得税額との差額に相当する金額の還付を請求することができる。

前項の規定により還付を請求することができる金額は、国税徴收法第七章の規定の適用については、政府に対し同項の還付の請求があつた日において過誤納に係る國税となつたものとみなす。

第一項に規定する事業を行なう者につき同項又は第二項の規定による所得税が徴収され又は納付された場合においては、当該事業を行なつた者が当該支払を受けた金額から第一項の人的役務の提供をなした非居住者に対して支払う第一条第三項第五号に掲げられた所得については、命令の定める

ところにより、当該所得の支払を第一項又は第二項の規定による所得税の徴収又は納付がなされたものとみなす。

第四十二条の見出し中「又は料金」を「料金等」に改め、同条第一項中「並びに広告宣伝のための賞金で命令で定めるもの」を加え、「又は料金の金額」を「若しくは料金又は賞金の金額(当該賞金については、その金額(金錢以外のもので支払がなされる場合には、命令で定めるところにより計算した金額)から十五万円を控除した残額)」に改め、同条第二項の次に次の二項を加える。

居住者に対し、この法律の施行地において生命保険契約に基づき年金の支払をなす者は、その支払をなす際、その年金の年額から当該契約に係る生命保険料のうち当該金額に対応するものとして命令で定めるところにより計算した金額を控除した金額が命令で定めるところに満たない場合を除くほか、その支払うべき金額から当該生命保険料のうち当該金額に対応するものとして命令で定めるところにより計算した金額を控除した金額を徴収し、

第四十五条中「第十五条の八」を「第十五条の九」に改める。

第四十六条第五項中「又は第七項を、第七項又は第八項」に改める。

第六十一条第一項第三号中「第一項第二項第五号の給与、給付若しくは報酬」を「第一条第三項第五号の給与、給付、報酬若しくは事業の所得」に、「同条第二項又は第五項の規定に該当する者」を「非居住者又は同条第六項に規定する者」に改め、同項第七号を同項第八号とし、同項第五号六号を同項第七号とし、同項第五号を同項第六号とし、同項第四号中の「料金」の下に、「賞金」を加え、同号の次に次の二号を加える。

五 生命保険契約に基づく保険金の基づき、この法律の施行地において生命保険契約に基づき年金の支払をなす者は、その支払をなす際、その年金の年額から当該契約に係る生命保険料のうち当該金額に対応するものとして命令で定めるところにより計算した金額を控除した金額が命令で定めるところに満たない場合を除くほか、その支払うべき金額から当該生命保険料のうち当該金額に対応するものとして命令で定めるところにより計算した金額を控除した金額を徴収し、

第四十八条第一項中「第二十七条第七項」を「第二十七条第八項」に、「第二十七条第六項若しくは第八項」を「第二十七条第六項、第七項若しくは第九項」に改め、同条第二項中「第二十七条第九項」を「第二十七条第十項」に改める。

第四十九条第一項中「第六十五条第四項」を「第六十五条第三項」に改め、

三 前二号に該当する場合を除き、この法律の施行地に第一条规定の場所とする。

一 この法律の施行地に住所がある場合 当該住所地(この法律の施行地に住所のほか居所を有し、政府に居所地を納稅地とす)の申告をなした場合には、当該居所地)

く、居所を有する場合 当該居所地を第一項に該当する場合を除き、この法律の施行地に第一条规定の場所とする。

四 前二号に該当する場合を除き、この法律の施行地に第一条规定の場所とする。

五 前各号に該当しない場合 第一条第三項第一号に掲げる所得の基因たる資産の所在地(当該資産が二以上ある場合には、主たる資産の所在地)

第六十五条第四項中「第二項後段又は」を削り、同条第三項中「第一項又は前項前段」を「前項」に、「これら勤務又は人的役務の提供がなされた場所での他の命令で定める場所」とする。

第七十二条中「第一条第六項」の規定を「同項の規定」に改め、同条第二項を削る。

第七十三条中「第一条第六項」を「第一条第七項」に改める。

別表第一から第六まで(別表第六の附表を除く)を次のように改め

別表第一 所得税の簡易税率表(第十五条第一項又は第四項の規定による所得税額表)

(一)

課税総所得金額、調整所得金額又は課税退職所得金額(イ)	税額(ロ)に対する割合	課税総所得金額、調整所得金額又は課税退職所得金額(イ)		税額(ロ)	(ロ)の(イ)に対する割合	課税総所得金額、調整所得金額又は課税退職所得金額(イ)		税額(ロ)	(ロ)の(イ)に対する割合
		以上	未満			以上	未満		
500円未満	0%	22,500円	23,000円	1,800円	8%	60,000円	61,000円	4,800円	8%
500	40%	23,000	23,500	1,840	8%	61,000	62,000	4,880	8%
1,000	80%	23,500	24,000	1,880	8%	62,000	63,000	4,960	8%
1,500	120%	24,000	24,500	1,920	8%	63,000	64,000	5,040	8%
2,000	160%	24,500	25,000	1,960	8%	64,000	65,000	5,120	8%
2,500	200%	25,000	25,500	2,000	8%	65,000	66,000	5,200	8%
3,000	240%	25,500	26,000	2,040	8%	66,000	67,000	5,280	8%
3,500	280%	26,000	26,500	2,080	8%	67,000	68,000	5,360	8%
4,000	320%	26,500	27,000	2,120	8%	68,000	69,000	5,440	8%
4,500	360%	27,000	27,500	2,160	8%	69,000	70,000	5,520	8%
5,000	400%	27,500	28,000	2,200	8%	70,000	71,000	5,600	8%
5,500	440%	28,000	28,500	2,240	8%	71,000	72,000	5,680	8%
6,000	480%	28,500	29,000	2,280	8%	72,000	73,000	5,760	8%
6,500	520%	29,000	29,500	2,320	8%	73,000	74,000	5,840	8%
7,000	560%	29,500	30,000	2,360	8%	74,000	75,000	5,920	8%
7,500	600%	30,000	31,000	2,400	8%	75,000	76,000	6,000	8%
8,000	640%	31,000	32,000	2,480	8%	76,000	77,000	6,080	8%
8,500	680%	32,000	33,000	2,560	8%	77,000	78,000	6,160	8%
9,000	720%	33,000	34,000	2,640	8%	78,000	79,000	6,240	8%
9,500	760%	34,000	35,000	2,720	8%	79,000	80,000	6,320	8%
10,000	800%	35,000	36,000	2,800	8%	80,000	81,000	6,400	8%
10,500	840%	36,000	37,000	2,880	8%	81,000	82,000	6,480	8%
11,000	880%	37,000	38,000	2,960	8%	82,000	83,000	6,560	8%
11,500	920%	38,000	39,000	3,040	8%	83,000	84,000	6,640	8%
12,000	960%	39,000	40,000	3,120	8%	84,000	85,000	6,720	8%
12,500	1,000%	40,000	41,000	3,200	8%	85,000	86,000	6,800	8%
13,000	1,040%	41,000	42,000	3,280	8%	86,000	87,000	6,880	8%
13,500	1,080%	42,000	43,000	3,360	8%	87,000	88,000	6,960	8%
14,000	1,120%	43,000	44,000	3,440	8%	88,000	89,000	7,040	8%
14,500	1,160%	44,000	45,000	3,520	8%	89,000	90,000	7,120	8%
15,000	1,200%	45,000	46,000	3,600	8%	90,000	92,000	7,200	8%
15,500	1,240%	46,000	47,000	3,680	8%	92,000	94,000	7,360	8%
16,000	1,280%	47,000	48,000	3,760	8%	94,000	96,000	7,520	8%
16,500	1,320%	48,000	49,000	3,840	8%	96,000	98,000	7,680	8%
17,000	1,360%	49,000	50,000	3,920	8%	98,000	100,000	7,840	8%
17,500	1,400%	50,000	51,000	4,000	8%	100,000	102,000	8,000	8%
18,000	1,440%	51,000	52,000	4,080	8%	102,000	104,000	8,200	8%
18,500	1,480%	52,000	53,000	4,160	8%	104,000	106,000	8,400	8%
19,000	1,520%	53,000	54,000	4,240	8%	106,000	108,000	8,600	8%
19,500	1,560%	54,000	55,000	4,320	8%	108,000	110,000	8,800	8%
20,000	1,600%	55,000	56,000	4,400	8%	110,000	112,000	9,000	8%
20,500	1,640%	56,000	57,000	4,480	8%	112,000	114,000	9,200	8%
21,000	1,680%	57,000	58,000	4,560	8%	114,000	116,000	9,400	8%
21,500	1,720%	58,000	59,000	4,640	8%	116,000	118,000	9,600	8%
22,000	1,760%	59,000	60,000	4,720	8%	118,000	120,000	9,800	8%

(二)

課税総所得金額、 調整所得金額又 は課税退職所得 金額 (イ)		税額(ロ) に対する割合		課税総所得金額、 調整所得金額又 は課税退職所得 金額 (イ)		税額(ロ) に対する割合		課税総所得金額、 調整所得金額又 は課税退職所得 金額 (イ)		税額(ロ) に対する割合	
以上	未満			以上	未満			以上	未満		
円	円	円	%	円	円	円	%	円	円	円	%
120,000	122,000	10,000	8	210,000	213,000	19,500	9	345,000	348,000	39,750	11
122,000	124,000	10,200	8	213,000	216,000	19,950	9	348,000	351,000	40,200	11
124,000	126,000	10,400	8	216,000	219,000	20,400	9	351,000	354,000	40,650	11
126,000	128,000	10,600	8	219,000	222,000	20,850	9	354,000	357,000	41,100	11
128,000	130,000	10,800	8	222,000	225,000	21,300	9	357,000	360,000	41,550	11
130,000	132,000	11,000	8	225,000	228,000	21,750	9	360,000	363,000	42,000	11
132,000	134,000	11,200	8	228,000	231,000	22,200	9	363,000	366,000	42,450	11
134,000	136,000	11,400	8	231,000	234,000	22,650	9	366,000	369,000	42,900	11
136,000	138,000	11,600	8	234,000	237,000	23,100	9	369,000	372,000	43,350	11
138,000	140,000	11,800	8	237,000	240,000	23,550	9	372,000	375,000	43,800	11
140,000	142,000	12,000	8	240,000	243,000	24,000	10	375,000	378,000	44,250	11
142,000	144,000	12,200	8	243,000	246,000	24,450	10	378,000	381,000	44,700	11
144,000	146,000	12,400	8	246,000	249,000	24,900	10	381,000	384,000	45,150	11
146,000	148,000	12,600	8	249,000	252,000	25,350	10	384,000	387,000	45,600	11
148,000	150,000	12,800	8	252,000	255,000	25,800	10	387,000	390,000	46,050	11
150,000	152,000	13,000	8	255,000	258,000	26,250	10	390,000	394,000	46,500	11
152,000	154,000	13,200	8	258,000	261,000	26,700	10	394,000	398,000	47,100	11
154,000	156,000	13,400	8	261,000	264,000	27,150	10	398,000	402,000	47,700	11
156,000	158,000	13,600	8	264,000	267,000	27,600	10	402,000	406,000	48,300	12
158,000	160,000	13,800	8	267,000	270,000	28,050	10	406,000	410,000	48,900	12
160,000	162,000	14,000	8	270,000	273,000	28,500	10	410,000	414,000	49,500	12
162,000	164,000	14,200	8	273,000	276,000	28,950	10	414,000	418,000	50,100	12
164,000	166,000	14,400	8	276,000	279,000	29,400	10	418,000	422,000	50,700	12
166,000	168,000	14,600	8	279,000	282,000	29,850	10	422,000	426,000	51,300	12
168,000	170,000	14,800	8	282,000	285,000	30,300	10	426,000	430,000	51,900	12
170,000	172,000	15,000	8	285,000	288,000	30,750	10	430,000	434,000	52,500	12
172,000	174,000	15,200	8	288,000	291,000	31,200	10	434,000	438,000	53,100	12
174,000	176,000	15,400	8	291,000	294,000	31,650	10	438,000	442,000	53,700	12
176,000	178,000	15,600	8	294,000	297,000	32,100	10	442,000	446,000	54,300	12
178,000	180,000	15,800	8	297,000	300,000	32,550	10	446,000	450,000	54,900	12
180,000	182,000	16,000	8	300,000	303,000	33,000	11	450,000	454,000	55,500	12
182,000	184,000	16,200	8	303,000	306,000	33,450	11	454,000	458,000	56,100	12
184,000	186,000	16,400	8	306,000	309,000	33,900	11	458,000	462,000	56,700	12
186,000	188,000	16,600	8	309,000	312,000	34,350	11	462,000	466,000	57,300	12
188,000	190,000	16,800	8	312,000	315,000	34,800	11	466,000	470,000	57,900	12
190,000	192,000	17,000	8	315,000	318,000	35,250	11	470,000	474,000	58,500	12
192,000	194,000	17,200	8	318,000	321,000	35,700	11	474,000	478,000	59,100	12
194,000	196,000	17,400	8	321,000	324,000	36,150	11	478,000	482,000	59,700	12
196,000	198,000	17,600	8	324,000	327,000	36,600	11	482,000	486,000	60,300	12
198,000	200,000	17,800	8	327,000	330,000	37,050	11	486,000	490,000	60,900	12
200,000	202,000	18,000	9	330,000	333,000	37,500	11	490,000	494,000	61,500	12
202,000	204,000	18,300	9	333,000	336,000	37,950	11	494,000	498,000	62,100	12
204,000	206,000	18,600	9	336,000	339,000	38,400	11	498,000	502,000	62,700	12
206,000	208,000	18,900	9	339,000	342,000	38,850	11	502,000	506,000	63,400	12
208,000	210,000	19,200	9	342,000	345,000	39,300	11	506,000	510,000	64,200	12

(三)

課税総所得金額、調整所得金額又は課税退職所得金額 (1)				課税総所得金額、調整所得金額又は課税退職所得金額 (1)		課税総所得金額、調整所得金額又は課税退職所得金額 (1)		課税総所得金額、調整所得金額又は課税退職所得金額 (1)	
以上	未満	(2)の(1) 税額(2) に対する割合	以上	未満	(2)の(1) 税額(2) に対する割合	以上	未満	(2)の(1) 税額(2) に対する割合	
510,000	514,000	65,000	12	655,000	660,000	94,000	14	830,000	835,000
514,000	518,000	65,800	12	660,000	665,000	95,000	14	835,000	840,000
518,000	522,000	66,600	12	665,000	670,000	96,000	14	840,000	845,000
522,000	526,000	67,400	12	670,000	675,000	97,000	14	845,000	850,000
526,000	530,000	68,200	12	675,000	680,000	98,000	14	850,000	855,000
530,000	534,000	69,000	13	680,000	685,000	99,000	14	855,000	860,000
534,000	538,000	69,800	13	685,000	690,000	100,000	14	860,000	865,000
538,000	542,000	70,600	13	690,000	695,000	101,000	14	865,000	870,000
542,000	546,000	71,400	13	695,000	700,000	102,000	14	870,000	875,000
546,000	550,000	72,200	13	700,000	705,000	103,000	14	875,000	880,000
550,000	554,000	73,000	13	705,000	710,000	104,000	14	880,000	885,000
554,000	558,000	73,800	13	710,000	715,000	105,000	14	885,000	890,000
558,000	562,000	74,600	13	715,000	720,000	106,000	14	890,000	895,000
562,000	566,000	75,400	13	720,000	725,000	107,000	14	895,000	900,000
566,000	570,000	76,200	13	725,000	730,000	108,000	14	900,000	905,000
570,000	574,000	77,000	13	730,000	735,000	109,000	14	905,000	910,000
574,000	578,000	77,800	13	735,000	740,000	110,000	14	910,000	915,000
578,000	582,000	78,600	13	740,000	745,000	111,000	15	915,000	920,000
582,000	586,000	79,400	13	745,000	750,000	112,000	15	920,000	925,000
586,000	590,000	80,200	13	750,000	755,000	113,000	15	925,000	930,000
590,000	594,000	81,000	13	755,000	760,000	114,000	15	930,000	935,000
594,000	598,000	81,800	13	760,000	765,000	115,000	15	935,000	940,000
598,000	602,000	82,600	13	765,000	770,000	116,000	15	940,000	945,000
602,000	606,000	83,400	13	770,000	775,000	117,000	15	945,000	950,000
606,000	610,000	84,200	13	775,000	780,000	118,000	15	950,000	955,000
610,000	614,000	85,000	13	780,000	785,000	119,000	15	955,000	960,000
614,000	618,000	85,800	13	785,000	790,000	120,000	15	960,000	965,000
618,000	622,000	86,600	14	790,000	795,000	121,000	15	965,000	970,000
622,000	626,000	87,400	14	795,000	800,000	122,000	15	970,000	975,000
626,000	630,000	88,200	14	800,000	805,000	123,000	15	975,000	980,000
630,000	635,000	89,000	14	805,000	810,000	124,250	15	980,000	985,000
635,000	640,000	90,000	14	810,000	815,000	125,500	15	985,000	990,000
640,000	645,000	91,000	14	815,000	820,000	126,750	15	990,000	995,000
645,000	650,000	92,000	14	820,000	825,000	128,000	15	995,000	1,000,000
650,000	655,000	93,000	14	825,000	830,000	129,250	15	1,000,000	1,000,000

(注) この表において、「課税総所得金額」とは、総所得金額について、雑損控除額、医療費控除額、社会保険料控除額、生命保険料控除額、配偶者控除額、扶養控除額及び基礎控除額を控除した後の金額をいい、「調整所得金額」とは、第十四条第一号に規定する調整所得金額をいい、「課税退職所得金額」とは、退職所得の金額について、雑損控除額、医療費控除額、社会保険料控除額、生命保険料控除額、配偶者控除額、扶養控除額及び基礎控除額を控除した後の金額をいう。

別表第二 山林所得に対する所得税の簡易税額表(第十五条第二項の規定による所得税額表)

(一)

課税山林所得金額		税額	課税山林所得金額		税額	課税山林所得金額		税額
以上	未満		以上	未満		以上	未満	
円 500円未満	円 1,000	円 40	円 22,500	円 23,000	円 1,800	円 60,000	円 61,000	円 4,800
500	1,000	40	23,000	23,500	1,840	61,000	62,000	4,880
1,000	1,500	80	23,500	24,000	1,880	62,000	63,000	4,960
1,500	2,000	120	24,000	24,500	1,920	63,000	64,000	5,040
2,000	2,500	160	24,500	25,000	1,960	64,000	65,000	5,120
2,500	3,000	200	25,000	25,500	2,000	65,000	66,000	5,200
3,000	3,500	240	25,500	26,000	2,040	66,000	67,000	5,280
3,500	4,000	280	26,000	26,500	2,080	67,000	68,000	5,360
4,000	4,500	320	26,500	27,000	2,120	68,000	69,000	5,440
4,500	5,000	360	27,000	27,500	2,160	69,000	70,000	5,520
5,000	5,500	400	27,500	28,000	2,200	70,000	71,000	5,600
5,500	6,000	440	28,000	28,500	2,240	71,000	72,000	5,680
6,000	6,500	480	28,500	29,000	2,280	72,000	73,000	5,760
6,500	7,000	520	29,000	29,500	2,320	73,000	74,000	5,840
7,000	7,500	560	29,500	30,000	2,360	74,000	75,000	5,920
7,500	8,000	600	30,000	31,000	2,400	75,000	76,000	6,000
8,000	8,500	640	31,000	32,000	2,480	76,000	77,000	6,080
8,500	9,000	680	32,000	33,000	2,560	77,000	78,000	6,160
9,000	9,500	720	33,000	34,000	2,640	78,000	79,000	6,240
9,500	10,000	760	34,000	35,000	2,720	79,000	80,000	6,320
10,000	10,500	800	35,000	36,000	2,800	80,000	81,000	6,400
10,500	11,000	840	36,000	37,000	2,880	81,000	82,000	6,480
11,000	11,500	880	37,000	38,000	2,960	82,000	83,000	6,560
11,500	12,000	920	38,000	39,000	3,040	83,000	84,000	6,640
12,000	12,500	960	39,000	40,000	3,120	84,000	85,000	6,720
12,500	13,000	1,000	40,000	41,000	3,200	85,000	86,000	6,800
13,000	13,500	1,040	41,000	42,000	3,280	86,000	87,000	6,880
13,500	14,000	1,080	42,000	43,000	3,360	87,000	88,000	6,960
14,000	14,500	1,120	43,000	44,000	3,440	88,000	89,000	7,040
14,500	15,000	1,160	44,000	45,000	3,520	89,000	90,000	7,120
15,000	15,500	1,200	45,000	46,000	3,600	90,000	92,000	7,200
15,500	16,000	1,240	46,000	47,000	3,680	92,000	94,000	7,280
16,000	16,500	1,280	47,000	48,000	3,760	94,000	96,000	7,360
16,500	17,000	1,320	48,000	49,000	3,840	96,000	98,000	7,440
17,000	17,500	1,360	49,000	50,000	3,920	98,000	100,000	7,520
17,500	18,000	1,400	50,000	51,000	4,000	100,000	102,000	8,000
18,000	18,500	1,440	51,000	52,000	4,080	102,000	104,000	8,160
18,500	19,000	1,480	52,000	53,000	4,160	104,000	106,000	8,320
19,000	19,500	1,520	53,000	54,000	4,240	106,000	108,000	8,480
19,500	20,000	1,560	54,000	55,000	4,320	108,000	110,000	8,640
20,000	20,500	1,600	55,000	56,000	4,400	110,000	112,000	8,800
20,500	21,000	1,640	56,000	57,000	4,480	112,000	114,000	8,960
21,000	21,500	1,680	57,000	58,000	4,560	114,000	116,000	9,120
21,500	22,000	1,720	58,000	59,000	4,640	116,000	118,000	9,280
22,000	22,500	1,760	59,000	60,000	4,720	118,000	120,000	9,440

(二)

課税山林所得金額		税額	課税山林所得金額		税額	課税山林所得金額		税額
以上	未満		以上	未満		以上	未満	
120,000	122,000	9,600	210,000	213,000	16,800	345,000	348,000	27,600
122,000	124,000	9,760	213,000	216,000	17,040	348,000	351,000	27,840
124,000	126,000	9,920	216,000	219,000	17,280	351,000	354,000	28,080
126,000	128,000	10,080	219,000	222,000	17,520	354,000	357,000	28,320
128,000	130,000	10,240	222,000	225,000	17,760	357,000	360,000	28,560
130,000	132,000	10,400	225,000	228,000	18,000	360,000	363,000	28,800
132,000	134,000	10,560	228,000	231,000	18,240	363,000	366,000	29,040
134,000	136,000	10,720	231,000	234,000	18,480	366,000	369,000	29,280
136,000	138,000	10,880	234,000	237,000	18,720	369,000	372,000	29,520
138,000	140,000	11,040	237,000	240,000	18,960	372,000	375,000	29,760
140,000	142,000	11,200	240,000	243,000	19,200	375,000	378,000	30,000
142,000	144,000	11,360	243,000	246,000	19,440	378,000	381,000	30,240
144,000	146,000	11,520	246,000	249,000	19,680	381,000	384,000	30,480
146,000	148,000	11,680	249,000	252,000	19,920	384,000	387,000	30,720
148,000	150,000	11,840	252,000	255,000	20,160	387,000	390,000	30,960
150,000	152,000	12,000	255,000	258,000	20,400	390,000	394,000	31,200
152,000	154,000	12,160	258,000	261,000	20,640	394,000	398,000	31,520
154,000	156,000	12,320	261,000	264,000	20,880	398,000	402,000	31,840
156,000	158,000	12,480	264,000	267,000	21,120	402,000	406,000	32,160
158,000	160,000	12,640	267,000	270,000	21,360	406,000	410,000	32,480
160,000	162,000	12,800	270,000	273,000	21,600	410,000	414,000	32,800
162,000	164,000	12,960	273,000	276,000	21,840	414,000	418,000	33,120
164,000	166,000	13,120	276,000	279,000	22,080	418,000	422,000	33,440
166,000	168,000	13,280	279,000	282,000	22,320	422,000	426,000	33,760
168,000	170,000	13,440	282,000	285,000	22,560	426,000	430,000	34,080
170,000	172,000	13,600	285,000	288,000	22,800	430,000	434,000	34,400
172,000	174,000	13,760	288,000	291,000	23,040	434,000	438,000	34,720
174,000	176,000	13,920	291,000	294,000	23,280	438,000	442,000	35,040
176,000	178,000	14,080	294,000	297,000	23,520	442,000	446,000	35,360
178,000	180,000	14,240	297,000	300,000	23,760	446,000	450,000	35,680
180,000	182,000	14,400	300,000	303,000	24,000	450,000	454,000	36,000
182,000	184,000	14,560	303,000	306,000	24,240	454,000	458,000	36,320
184,000	186,000	14,720	306,000	309,000	24,480	458,000	462,000	36,640
186,000	188,000	14,880	309,000	312,000	24,720	462,000	466,000	36,960
188,000	190,000	15,040	312,000	315,000	24,960	466,000	470,000	37,280
190,000	192,000	15,200	315,000	318,000	25,200	470,000	474,000	37,600
192,000	194,000	15,360	318,000	321,000	25,440	474,000	478,000	37,920
194,000	196,000	15,520	321,000	324,000	25,680	478,000	482,000	38,240
196,000	198,000	15,680	324,000	327,000	25,920	482,000	486,000	38,560
198,000	200,000	15,840	327,000	330,000	26,160	486,000	490,000	38,880
200,000	202,000	16,000	330,000	333,000	26,400	490,000	494,000	39,200
202,000	204,000	16,160	333,000	336,000	26,640	494,000	498,000	39,520
204,000	206,000	16,320	336,000	339,000	26,880	498,000	502,000	39,840
206,000	208,000	16,480	339,000	342,000	27,120	502,000	506,000	40,200
208,000	210,000	16,640	342,000	345,000	27,360	506,000	510,000	40,600

(三)

課税山林所得金額		税額	課税山林所得金額		税額	課税山林所得金額		税額
以上	未満		以上	未満		以上	未満	
510,000	514,000	41,000	655,000	660,000	55,500	830,000	835,000	73,000
514,000	518,000	41,400	660,000	665,000	56,000	835,000	840,000	73,500
518,000	522,000	41,800	665,000	670,000	56,500	840,000	845,000	74,000
522,000	526,000	42,200	670,000	675,000	57,000	845,000	850,000	74,500
526,000	530,000	42,600	675,000	680,000	57,500	850,000	855,000	75,000
530,000	534,000	43,000	680,000	685,000	58,000	855,000	860,000	75,500
534,000	538,000	43,400	685,000	690,000	58,500	860,000	865,000	76,000
538,000	542,000	43,800	690,000	695,000	59,000	865,000	870,000	76,500
542,000	546,000	44,200	695,000	700,000	59,500	870,000	875,000	77,000
546,000	550,000	44,600	700,000	705,000	60,000	875,000	880,000	77,500
550,000	554,000	45,000	705,000	710,000	60,500	880,000	885,000	78,000
554,000	558,000	45,400	710,000	715,000	61,000	885,000	890,000	78,500
558,000	562,000	45,800	715,000	720,000	61,500	890,000	895,000	79,000
562,000	566,000	46,200	720,000	725,000	62,000	895,000	900,000	79,500
566,000	570,000	46,600	725,000	730,000	62,500	900,000	905,000	80,000
570,000	574,000	47,000	730,000	735,000	63,000	905,000	910,000	80,500
574,000	578,000	47,400	735,000	740,000	63,500	910,000	915,000	81,000
578,000	582,000	47,800	740,000	745,000	64,000	915,000	920,000	81,500
582,000	586,000	48,200	745,000	750,000	64,500	920,000	925,000	82,000
586,000	590,000	48,600	750,000	755,000	65,000	925,000	930,000	82,500
590,000	594,000	49,000	755,000	760,000	65,500	930,000	935,000	83,000
594,000	598,000	49,400	760,000	765,000	66,000	935,000	940,000	83,500
598,000	602,000	49,800	765,000	770,000	66,500	940,000	945,000	84,000
602,000	606,000	50,200	770,000	775,000	67,000	945,000	950,000	84,500
606,000	610,000	50,600	775,000	780,000	67,500	950,000	955,000	85,000
610,000	614,000	51,000	780,000	785,000	68,000	955,000	960,000	85,500
614,000	618,000	51,400	785,000	790,000	68,500	960,000	965,000	86,000
618,000	622,000	51,800	790,000	795,000	69,000	965,000	970,000	86,500
622,000	626,000	52,200	795,000	800,000	69,500	970,000	975,000	87,000
626,000	630,000	52,600	800,000	805,000	70,000	975,000	980,000	87,500
630,000	635,000	53,000	805,000	810,000	70,500	980,000	985,000	88,000
635,000	640,000	53,500	810,000	815,000	71,000	985,000	990,000	88,500
640,000	645,000	54,000	815,000	820,000	71,500	990,000	995,000	89,000
645,000	650,000	54,500	820,000	825,000	72,000	995,000	1,000,000	89,500
650,000	655,000	55,000	825,000	830,000	72,500	1,000,000	90,000	

(注) この表において「課税山林所得金額」とは、山林所得の金額について、雑損控除額、医療費控除額、社会保険料控除額、生命保険料控除額、配偶者控除額、扶養控除額及び基礎控除額を控除した後の金額をいう。

別表第三 給与所得の所得税源泉徴収額表（第三十八条第一項第一号若しくは第五号又は同条第五項の規定による所得税源泉徴収額表）

八月額表

甲 表

(—)

イ 月額表

甲 表

(二)

その月の社会 保険料控除後 の給与の金額	甲 第三十八条第一項第一号の規定による税額											乙 第三 十八条第 一項第五 号の規定 による税 額	
	扶養 親族 等 の 数												
	0人	1人	2人	3人	4人	5人	6人	7人	8人	9人	10人		
以上	未満	税 额											
円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	
25,100	25,500	960	230	30	0	0	0	0	0	0	0	2,973	
25,500	25,900	990	260	60	0	0	0	0	0	0	0	3,049	
25,900	26,300	1,020	280	80	0	0	0	0	0	0	0	3,125	
26,300	26,700	1,050	310	110	0	0	0	0	0	0	0	3,201	
26,700	27,100	1,080	330	130	0	0	0	0	0	0	0	3,277	
27,100	27,500	1,120	360	160	0	0	0	0	0	0	0	3,353	
27,500	28,100	1,160	390	190	0	0	0	0	0	0	0	3,429	
28,100	28,700	1,200	430	230	30	0	0	0	0	0	0	3,543	
28,700	29,300	1,250	470	270	70	0	0	0	0	0	0	3,657	
29,300	29,900	1,300	510	310	110	0	0	0	0	0	0	3,771	
29,900	30,500	1,350	550	350	150	0	0	0	0	0	0	3,895	
30,500	31,100	1,400	580	380	180	0	0	0	0	0	0	4,076	
31,100	31,700	1,440	620	420	220	20	0	0	0	0	0	4,268	
31,700	32,300	1,490	660	460	260	60	0	0	0	0	0	4,460	
32,300	32,900	1,560	710	500	300	100	0	0	0	0	0	4,643	
32,900	33,500	1,630	760	540	340	140	0	0	0	0	0	4,811	
33,500	34,100	1,710	800	580	380	180	0	0	0	0	0	4,979	
34,100	34,700	1,780	850	620	420	220	20	0	0	0	0	5,147	
34,700	35,300	1,860	910	660	460	260	60	0	0	0	0	5,307	
35,300	35,900	1,940	960	710	500	300	100	0	0	0	0	5,466	
35,900	36,500	2,020	1,020	770	550	350	150	0	0	0	0	5,625	
36,500	37,100	2,110	1,070	820	590	390	190	0	0	0	0	5,784	
37,100	37,700	2,190	1,120	870	630	430	230	30	0	0	0	5,943	
37,700	38,300	2,270	1,180	930	680	480	280	80	0	0	0	6,102	
38,300	38,900	2,350	1,230	980	730	520	320	120	0	0	0	6,261	
38,900	39,500	2,430	1,290	1,040	790	560	360	160	0	0	0	6,420	
39,500	40,100	2,510	1,340	1,090	840	610	410	210	10	0	0	6,579	
40,100	40,700	2,590	1,390	1,140	890	650	450	250	50	0	0	6,738	
40,700	41,300	2,670	1,450	1,200	950	700	490	290	90	0	0	6,897	
41,300	41,900	2,750	1,500	1,250	1,000	750	540	340	140	0	0	7,056	
41,900	42,500	2,830	1,580	1,310	1,060	810	580	380	180	0	0	7,215	
42,500	43,100	2,920	1,670	1,360	1,110	860	620	420	220	20	0	7,374	
43,100	43,700	3,000	1,750	1,410	1,160	910	660	460	260	60	0	7,594	
43,700	44,300	3,080	1,830	1,470	1,220	970	720	510	310	110	0	7,813	
44,300	44,900	3,160	1,910	1,530	1,270	1,020	770	550	350	150	0	8,032	
44,900	45,500	3,240	1,990	1,610	1,330	1,080	830	590	390	190	0	8,251	
45,500	46,500	3,350	2,100	1,720	1,400	1,150	900	650	450	250	50	8,470	
46,500	47,500	3,480	2,230	1,860	1,490	1,240	990	740	520	320	120	8,835	
47,500	48,500	3,620	2,370	1,990	1,620	1,330	1,080	830	600	400	200	9,200	
48,500	49,500	3,750	2,500	2,130	1,750	1,420	1,170	920	670	470	270	70	9,565
49,500	50,500	3,890	2,640	2,260	1,890	1,510	1,260	1,010	760	540	340	140	9,930
50,500	51,500	4,020	2,770	2,400	2,020	1,650	1,350	1,100	850	610	410	210	10,295
51,500	52,500	4,160	2,910	2,530	2,160	1,780	1,440	1,190	940	690	480	280	10,660
52,500	53,500	4,290	3,040	2,670	2,290	1,920	1,540	1,280	1,030	780	560	360	11,025
53,500	54,500	4,430	3,180	2,800	2,430	2,050	1,680	1,370	1,120	870	630	430	11,390
54,500	55,500	4,560	3,310	2,940	2,560	2,190	1,810	1,460	1,210	960	710	500	11,755
55,500	56,500	4,700	3,450	3,070	2,700	2,320	1,950	1,570	1,300	1,050	800	570	12,120
56,500	57,500	4,830	3,580	3,210	2,830	2,460	2,080	1,710	1,390	1,140	890	640	12,485
57,500	58,500	4,970	3,720	3,340	2,970	2,590	2,220	1,840	1,480	1,230	980	730	12,850
58,500	59,500	5,100	3,850	3,480	3,100	2,730	2,350	1,980	1,600	1,320	1,070	820	13,215

イ 月額表
甲 表
(三)

その月の社会 保険料控除後 の給与の金額	甲 第三十八条第一項第一号の規定による税額												乙 第三 十八条第一項第五 号の規定 による税 額	
	扶養親族等の数													
	0人	1人	2人	3人	4人	5人	6人	7人	8人	9人	10人			
以上	未満	税額												
59,500	60,500	5,250	4,000	3,620	3,250	2,870	2,500	2,120	1,750	1,420	1,170	920	13,608	
60,500	61,500	5,450	4,150	3,770	3,400	3,020	2,650	2,270	1,900	1,520	1,270	1,020	14,034	
61,500	62,500	5,650	4,300	3,920	3,550	3,170	2,800	2,420	2,050	1,670	1,370	1,120	14,434	
62,500	63,500	5,850	4,450	4,070	3,700	3,320	2,950	2,570	2,200	1,820	1,470	1,220	14,834	
63,500	64,500	6,050	4,600	4,220	3,850	3,470	3,100	2,720	2,350	1,970	1,600	1,320	15,234	
64,500	65,500	6,250	4,750	4,370	4,000	3,620	3,250	2,870	2,500	2,120	1,750	1,420	15,634	
65,500	66,500	6,450	4,900	4,520	4,150	3,770	3,400	3,020	2,650	2,270	1,900	1,520	16,034	
66,500	67,500	6,650	5,050	4,670	4,300	3,920	3,550	3,170	2,800	2,420	2,050	1,670	16,434	
67,500	68,500	6,850	5,200	4,820	4,450	4,070	3,700	3,320	2,950	2,570	2,200	1,820	16,834	
68,500	69,500	7,050	5,380	4,970	4,600	4,220	3,850	3,470	3,100	2,720	2,350	1,970	17,234	
69,500	70,500	7,250	5,580	5,120	4,750	4,370	4,000	3,620	3,250	2,870	2,500	2,120	17,634	
70,500	71,500	7,450	5,780	5,280	4,900	4,520	4,150	3,770	3,400	3,020	2,650	2,270	18,034	
71,500	72,500	7,650	5,980	5,480	5,050	4,670	4,300	3,920	3,550	3,170	2,800	2,420	18,434	
72,500	73,500	7,850	6,180	5,680	5,200	4,820	4,450	4,070	3,700	3,320	2,950	2,570	18,834	
73,500	74,500	8,050	6,380	5,880	5,380	4,970	4,600	4,220	3,850	3,470	3,100	2,720	19,234	
74,500	75,500	8,250	6,580	6,080	5,580	5,120	4,750	4,370	4,000	3,620	3,250	2,870	19,634	
75,500	76,500	8,450	6,780	6,280	5,780	5,280	4,900	4,520	4,150	3,770	3,400	3,020	20,034	
76,500	78,000	8,700	7,030	6,530	6,030	5,530	5,090	4,710	4,340	3,960	3,590	3,210	20,434	
78,000	79,500	9,000	7,330	6,830	6,330	5,830	5,330	4,940	4,560	4,190	3,810	3,440	21,034	
79,500	81,000	9,300	7,630	7,130	6,630	6,130	5,630	5,160	4,790	4,410	4,040	3,660	21,634	
81,000	82,500	9,600	7,930	7,430	6,930	6,430	5,930	5,430	5,010	4,640	4,260	3,890	22,234	
82,500	84,000	9,900	8,230	7,730	7,230	6,730	6,230	5,730	5,240	4,860	4,490	4,110	22,834	
84,000	85,500	10,200	8,530	8,030	7,530	7,030	6,530	6,030	5,530	5,090	4,710	4,340	23,434	
85,500	87,000	10,560	8,830	8,330	7,830	7,330	6,830	6,330	5,830	5,380	4,940	4,560	24,142	
87,000	88,500	10,940	9,130	8,630	8,130	7,630	7,130	6,630	6,130	5,630	5,160	4,790	24,817	
88,500	90,000	11,310	9,430	8,930	8,430	7,930	7,430	6,930	6,430	5,930	5,430	5,010	25,492	
90,000	91,500	11,690	9,730	9,230	8,730	8,230	7,730	7,230	6,730	6,230	5,730	5,240	26,167	
91,500	93,000	12,060	10,030	9,530	9,030	8,530	8,030	7,530	7,030	6,530	6,030	5,530	26,842	
93,000	94,500	12,440	10,350	9,830	9,330	8,830	8,330	7,830	7,330	6,830	6,330	5,830	27,517	
94,500	96,000	12,810	10,730	10,130	9,690	9,130	8,630	8,130	7,630	7,130	6,630	6,130	28,192	
96,000	97,500	13,190	11,100	10,480	9,930	9,430	8,930	8,430	7,930	7,430	6,930	6,430	28,867	
97,500	99,000	13,560	11,480	10,850	10,230	9,730	9,230	8,730	8,230	7,730	7,230	6,730	29,542	
99,000	100,500	13,940	11,850	11,230	10,600	10,030	9,530	9,030	8,530	8,030	7,530	7,030	30,217	
100,500	102,000	14,310	12,230	11,600	10,980	10,350	9,830	9,330	8,830	8,330	7,830	7,330	30,892	
102,000	103,500	14,690	12,600	11,980	11,350	10,730	10,130	9,630	9,130	8,630	8,130	7,630	31,567	
103,500	105,000	15,060	12,980	12,350	11,730	11,100	10,480	9,930	9,430	8,930	8,430	7,930	32,242	
105,000	106,500	15,440	13,350	12,730	12,100	11,480	10,850	10,230	9,730	9,230	8,730	8,230	32,917	
106,500	108,000	15,810	13,730	13,100	12,480	11,850	11,230	10,600	10,030	9,530	9,030	8,530	33,592	
108,000	109,500	16,190	14,100	13,480	12,850	12,230	11,600	10,980	10,350	9,830	9,330	8,830	34,267	
109,500	111,000	16,560	14,480	13,850	13,230	12,600	11,980	11,350	10,730	10,130	9,630	9,130	34,942	
111,000	112,500	16,940	14,850	14,230	13,600	12,980	12,350	11,730	11,100	10,480	9,930	9,430	35,617	
112,500	114,000	17,310	15,230	14,600	13,980	13,350	12,730	12,100	11,480	10,850	10,230	9,730	36,292	
114,000	115,500	17,690	15,600	14,980	14,350	13,730	13,100	12,480	11,850	11,230	10,600	10,030	37,033	
115,500	117,000	18,060	15,980	15,350	14,730	14,100	13,480	12,850	12,230	11,600	10,980	10,350	37,858	
117,000	118,500	18,440	16,350	15,730	15,100	14,480	13,850	13,230	12,600	11,980	11,350	10,730	38,683	
118,500	120,000	18,860	16,730	16,100	15,480	14,850	14,230	13,600	12,980	12,350	11,730	11,100	39,500	
120,000	122,000	19,380	17,170	16,540	15,920	15,290	14,670	14,040	13,420	12,790	12,170	11,540	40,250	
122,000	124,000	19,980	17,670	17,040	16,420	15,790	15,170	14,540	13,920	13,290	12,670	12,040	41,250	
124,000	126,000	20,580	18,170	17,540	16,920	16,290	15,670	15,040	14,420	13,790	13,170	12,540	42,250	
126,000	128,000	21,180	18,680	18,040	17,420	16,790	16,170	15,540	14,920	14,290	13,670	13,040	43,250	

イ月額表
甲表
(四)

その月の社会 保険料控除後 の給与の金額	甲 第三十八条第一項第一号の規定による税額											乙 第三 八条第 一項第五 号の規定 による税 額	
	扶養親族等の数												
	0人	1人	2人	3人	4人	5人	6人	7人	8人	9人	10人		
以上	未満	税額											
128,000	130,000	21,780	19,280	18,540	17,920	17,290	16,670	16,040	15,420	14,790	14,170	13,540	44,250
130,000	132,000	22,380	19,880	19,130	18,420	17,790	17,170	16,540	15,920	15,290	14,670	14,040	45,250
132,000	134,000	22,980	20,480	19,730	18,980	18,290	17,670	17,040	16,420	15,790	15,170	14,540	46,250
134,000	136,000	23,580	21,080	20,330	19,580	18,830	18,170	17,540	16,920	16,290	15,670	15,040	47,250
136,000	138,000	24,180	21,680	20,930	20,180	19,430	18,680	18,040	17,420	16,790	16,170	15,540	48,250
 昭和三十七年二月三十日													
138,000	140,000	24,780	22,280	21,530	20,780	20,030	19,280	18,540	17,920	17,290	16,670	16,040	49,250
140,000	142,000	25,380	22,880	22,130	21,380	20,630	19,880	19,130	18,420	17,790	17,170	16,540	50,250
142,000	144,000	25,980	23,480	22,730	21,980	21,230	20,480	19,730	18,980	18,290	17,670	17,040	51,250
144,000	146,000	26,580	24,080	23,330	22,580	21,830	21,080	20,330	19,580	18,830	18,170	17,540	52,250
146,000	148,000	27,180	24,680	23,930	23,180	22,430	21,680	20,930	20,180	19,430	18,680	18,040	53,250
 【参議院】													
148,000	150,000	27,780	25,280	24,530	23,780	23,030	22,280	21,530	20,780	20,030	19,280	18,540	54,250
150,000	152,000	28,380	25,880	25,130	24,380	23,630	22,880	22,130	21,380	20,630	19,880	19,130	55,250
152,000	154,000	28,980	26,480	25,730	24,980	24,230	23,480	22,730	21,980	21,230	20,480	19,730	56,250
154,000	156,000	29,580	27,080	26,330	25,580	24,830	24,080	23,330	22,580	21,830	21,080	20,330	57,250
156,000	158,000	30,180	27,680	26,930	26,180	25,430	24,680	23,930	23,180	22,430	21,680	20,930	58,250
 158,000													
160,000	162,000	30,780	28,280	27,530	26,780	26,030	25,280	24,530	23,780	23,030	22,280	21,530	59,250
162,000	164,000	31,380	28,880	28,130	27,380	26,630	25,880	25,130	24,380	23,630	22,880	22,130	60,250
164,000	166,000	31,980	29,480	28,730	27,980	27,230	26,480	25,730	24,980	24,230	23,480	22,730	61,250
166,000	168,000	32,580	30,080	29,330	28,580	27,830	27,080	26,330	25,580	24,830	24,080	23,330	62,250
 168,000													
168,000	170,000	33,820	31,280	30,530	29,780	29,030	28,280	27,530	26,780	26,030	25,280	24,530	64,250
170,000	172,000	34,520	31,880	31,130	30,380	29,630	28,880	28,130	27,380	26,630	25,880	25,130	65,166
172,000	174,000	35,220	32,480	31,730	30,980	30,230	29,480	28,730	27,980	27,230	26,480	25,730	66,066
174,000	176,000	35,920	33,080	32,330	31,580	30,830	30,080	29,330	28,580	27,830	27,080	26,330	66,966
176,000	178,000	36,620	33,700	32,930	32,180	31,430	30,680	29,930	29,180	28,430	27,680	26,930	67,884
 178,000													
180,000	182,000	37,320	34,400	33,530	32,780	32,030	31,280	30,530	29,780	29,030	28,280	27,530	68,984
182,000	184,000	38,020	35,100	34,220	33,380	32,630	31,880	31,130	30,380	29,630	28,880	28,130	70,084
184,000	186,000	38,720	35,800	34,920	34,050	33,230	32,480	31,730	30,980	30,230	29,480	28,730	71,184
186,000	188,000	40,120	37,200	36,320	35,450	34,570	33,700	32,930	32,180	31,430	30,680	29,930	73,384
 188,000													
190,000	192,000	40,820	37,900	37,020	36,150	35,270	34,400	33,530	32,780	32,030	31,280	30,530	74,484
192,000	194,000	41,520	38,600	37,720	36,850	35,970	35,100	34,220	33,380	32,630	31,880	31,130	75,584
194,000	196,000	42,220	39,300	38,420	37,550	36,670	35,800	34,920	34,050	33,230	32,480	31,730	76,684
196,000	198,000	42,920	40,000	39,120	38,250	37,370	36,500	35,620	34,750	33,870	33,080	32,330	77,784
 198,000													
200,000	200,000	44,320	41,400	40,520	39,650	38,770	37,900	37,020	36,150	35,270	34,400	33,530	79,984
200,000円を こえ 227,000													
円に満たない 金額													
をこえる金額の35%に相当する金額を加算した金額													
81,084円に、 その月の社会 保険料控除後 の給与の金額 のうち 200,000円を こえる金額の 45%に相当する 金額を加算 した金額													

イ 月額表
甲 表
(五)

その月の社会保険料控除後の給与の金額	第三十八条第一項第一号の規定による税額											乙 第三十八条第一項第五号の規定による税額	
	扶養親族等の数												
	0人	1人	2人	3人	4人	5人	6人	7人	8人	9人	10人		
以上未満	税額												
227,000円	54,120	51,200	50,320	49,450	48,570	47,700	46,820	45,950	45,070	44,200	43,320	93,234	
227,000円をこえ352,000円に満たない金額	227,000円の場合の税額に、その月の社会保険料控除後の給与の金額のうち227,000円をこえる金額の40%に相当する金額を加算した金額											93,234円に、その月の社会保険料控除後の給与の金額のうち227,000円をこえる金額の50%に相当する金額を加算した金額	
352,000円	104,120	101,200	100,320	99,450	98,570	97,700	96,820	95,950	95,070	94,200	93,320	155,734	
352,000円をこえ519,000円に満たない金額	352,000円の場合の税額に、その月の社会保険料控除後の給与の金額のうち352,000円をこえる金額の45%に相当する金額を加算した金額											155,734円に、その月の社会保険料控除後の給与の金額のうち352,000円をこえる金額の55%に相当する金額を加算した金額	
519,000円	179,270	176,350	175,470	174,600	173,720	172,850	171,970	171,100	170,220	169,350	168,470	247,584	
519,000円をこえる金額	519,000円の場合の税額に、その月の社会保険料控除後の給与の金額のうち519,000円をこえる金額の50%に相当する金額を加算した金額											247,584円に、その月の社会保険料控除後の給与の金額のうち519,000円をこえる金額の60%に相当する金額を加算した金額	
扶養親族等の数が10人をこえる場合には、扶養親族等の数が10人の場合の税額から、その10人をこえる1人ごとに380円を控除した金額												従たる給与についての扶養控除等申告書が提出されている場合に、当該申告書に記載された扶養親族等の数に応じて扶養親族第1人ごとに380円を、上の各欄によつて求めた税額から控除した金額	
その者が障害者、老年者、寡婦又は勤労学生である場合には、これらの一に該当するごとに500円を、控除対象配偶者又は扶養親族である障害者がある場合には、当該障害者1人につき500円を、上の各欄によつて求めた税額から控除した金額													

(注) この表において「扶養親族等」とは、控除対象配偶者及び扶養親族をいう。

(備考) 税額の求め方は、次のとおりである。

(一) 第三十八条第一項の規定の適用を受ける者(乙表適用者を除く。)については、

(1) 給与所得者の扶養控除等申告書が提出されている場合には、

(イ) まず、その者のその月の給与の金額から次の金額を控除した金額を求める。

(ア) 当該給与から控除される社会保険料の金額

(ブ) 年長扶養親族(年齢15歳以上の扶養親族をいう。)を有する旨の申告があつたときは、その年長扶養親族の数に応じ、その年長扶養親族1人につき2,000円

(ニ) その者が申告した扶養親族等の数が10人をこえないときは、(イ)により求めた金額に応じて「その月の社会保険料控除後の給与の金額」欄の該当する行を求め、その行とその者が申告した扶養親族等の数に応じて求めた甲欄の該当欄との交わるところに記載されている金額が、その求める税額である。

(ハ) その者が申告した扶養親族等の数が10人をこえるときは、(イ)により求めた金額に応じて、その者の扶養親族等の数が10人である者として(ニ)により求めた税額から、扶養親族等の数が10人をこえる1人ごとに380円を控除した金額が、その求める税額である。

(ニ) 障害者控除額、老年者控除額、寡婦控除額又は勤労学生控除額の控除が認められるときは、(ハ)又は(ニ)により求めた税額から、さらにこれらの控除が認められるごとに500円を控除した金額が、その求める税額である。

- (2) 給与所得者の扶養控除等申告書が提出されていない場合（従たる給与についての扶養控除等申告書が提出されている場合を含む。）には、その者のその月の給与の金額から、当該給与から控除される社会保険料の金額を控除し、その控除後の金額に応じて「その月の社会保険料控除後の給与の金額」欄の該当する行を求め、その行と乙欄との交わるところに記載されている金額（従たる給与についての扶養控除等申告書が提出されているときは、当該申告書に記載された扶養親族等の数に応じ、扶養親族等1人ごとに380円を控除した金額）が、その求める税額である。
- (3) 第三十八条第五項の規定の適用を受ける者については、その月の給与の金額から、当該給与から控除される社会保険料の金額を控除し、その控除後の金額から、年齢が15歳以上の扶養親族又は15歳未満の扶養親族の数に応じ、それぞれその扶養親族1人につき5,000円又は3,000円を控除した金額に応じ、扶養親族等がないものとして(1)の(1)(イ)及び(2)により求めた金額が、その求める税額である。

イ 月額表

乙 表 (控除対象配偶者がなく、かつ、扶養親族があることを申告した給与所得者(第三十八条第五項の規定の適用を受ける者を除く。)について甲表の甲欄に代えて適用する表)

(一)

その月の社会 保険料控除後 の給与の金額	第三十八条第一項第一号の規定による税額									
	扶養親族の数									
	1人	2人	3人	4人	5人	6人	7人	8人	9人	10人
以上	未満	税額								
円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円
18,700円未満	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
18,700	19,100	20	0	0	0	0	0	0	0	0
19,100	19,500	50	0	0	0	0	0	0	0	0
19,500	19,900	70	0	0	0	0	0	0	0	0
19,900	20,300	100	0	0	0	0	0	0	0	0
20,300	20,700	130	0	0	0	0	0	0	0	0
20,700	21,100	150	0	0	0	0	0	0	0	0
21,100	21,500	180	0	0	0	0	0	0	0	0
21,500	21,900	200	0	0	0	0	0	0	0	0
21,900	22,300	230	30	0	0	0	0	0	0	0
22,300	22,700	250	50	0	0	0	0	0	0	0
22,700	23,100	280	80	0	0	0	0	0	0	0
23,100	23,500	300	100	0	0	0	0	0	0	0
23,500	23,900	330	130	0	0	0	0	0	0	0
23,900	24,300	360	160	0	0	0	0	0	0	0
24,300	24,700	380	180	0	0	0	0	0	0	0
24,700	25,100	410	210	10	0	0	0	0	0	0
25,100	25,500	430	230	30	0	0	0	0	0	0
25,500	25,900	460	260	60	0	0	0	0	0	0
25,900	26,300	480	280	80	0	0	0	0	0	0
26,300	26,700	510	310	110	0	0	0	0	0	0
26,700	27,100	530	330	130	0	0	0	0	0	0
27,100	27,500	560	360	160	0	0	0	0	0	0
27,500	28,100	590	390	190	0	0	0	0	0	0
28,100	28,700	630	430	230	30	0	0	0	0	0
28,700	29,300	670	470	270	70	0	0	0	0	0
29,300	29,900	720	510	310	110	0	0	0	0	0
29,900	30,500	770	550	350	150	0	0	0	0	0
30,500	31,100	810	580	380	180	0	0	0	0	0
31,100	31,700	860	620	420	220	20	0	0	0	0
31,700	32,300	910	660	460	260	60	0	0	0	0
32,300	32,900	960	710	500	300	100	0	0	0	0
32,900	33,500	1,010	760	540	340	140	0	0	0	0
33,500	34,100	1,050	800	580	380	180	0	0	0	0
34,100	34,700	1,100	850	620	420	220	20	0	0	0
34,700	35,300	1,160	910	660	460	260	60	0	0	0
35,300	35,900	1,210	960	710	500	300	100	0	0	0
35,900	36,500	1,270	1,020	770	550	350	150	0	0	0
36,500	37,100	1,320	1,070	820	590	390	190	0	0	0
37,100	37,700	1,370	1,120	870	630	430	230	30	0	0
37,700	38,300	1,430	1,180	930	680	480	280	80	0	0
38,300	38,900	1,480	1,230	980	730	520	320	120	0	0
38,900	39,500	1,550	1,290	1,040	790	560	360	160	0	0
39,500	40,100	1,640	1,340	1,090	840	610	410	210	10	0
40,100	40,700	1,720	1,390	1,140	890	650	450	250	50	0
40,700	41,300	1,800	1,450	1,200	950	700	490	290	90	0
41,300	41,900	1,880	1,500	1,250	1,000	750	540	340	140	0
41,900	42,500	1,960	1,580	1,310	1,060	810	580	380	180	0
42,500	43,100	2,040	1,670	1,360	1,110	860	620	420	220	20
43,100	43,700	2,120	1,750	1,410	1,160	910	660	460	260	60
43,700	44,300	2,200	1,830	1,470	1,220	970	720	510	310	110

イ 月額表
乙 表
(二)

その月の社会保険料控除後の給与の金額	第三十八条第一項第一号の規定による税額									
	扶養親族の数									
	1人	2人	3人	4人	5人	6人	7人	8人	9人	10人
以上未満	税額									
円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円
44,300	44,900	2,280	1,910	1,530	1,270	1,020	770	550	350	150
44,900	45,500	2,360	1,990	1,610	1,330	1,080	830	590	390	190
45,500	46,500	2,470	2,100	1,720	1,400	1,150	900	650	450	250
46,500	47,500	2,610	2,230	1,860	1,490	1,240	990	740	520	320
47,500	48,500	2,740	2,370	1,990	1,620	1,330	1,080	830	600	400
48,500	49,500	2,880	2,500	2,130	1,750	1,420	1,170	920	670	470
49,500	50,500	3,010	2,640	2,260	1,890	1,510	1,260	1,010	760	540
50,500	51,500	3,150	2,770	2,400	2,020	1,650	1,350	1,100	850	610
51,500	52,500	3,280	2,910	2,530	2,160	1,780	1,440	1,190	940	690
52,500	53,500	3,420	3,040	2,670	2,290	1,920	1,540	1,280	1,030	780
53,500	54,500	3,550	3,180	2,800	2,430	2,050	1,680	1,370	1,120	870
54,500	55,500	3,690	3,310	2,940	2,560	2,190	1,810	1,460	1,210	960
55,500	56,500	3,820	3,450	3,070	2,700	2,320	1,950	1,570	1,300	1,050
56,500	57,500	3,960	3,580	3,210	2,830	2,460	2,080	1,710	1,390	1,140
57,500	58,500	4,090	3,720	3,340	2,970	2,590	2,220	1,840	1,480	1,230
58,500	59,500	4,230	3,850	3,480	3,100	2,730	2,350	1,980	1,600	1,320
59,500	60,500	4,370	4,000	3,620	3,250	2,870	2,500	2,120	1,750	1,420
60,500	61,500	4,520	4,150	3,770	3,400	3,020	2,650	2,270	1,900	1,520
61,500	62,500	4,670	4,300	3,920	3,550	3,170	2,800	2,420	2,050	1,670
62,500	63,500	4,820	4,450	4,070	3,700	3,320	2,950	2,570	2,200	1,820
63,500	64,500	4,970	4,600	4,220	3,850	3,470	3,100	2,720	2,350	1,970
64,500	65,500	5,120	4,750	4,370	4,000	3,620	3,250	2,870	2,500	2,120
65,500	66,500	5,280	4,900	4,520	4,150	3,770	3,400	3,020	2,650	2,270
66,500	67,500	5,480	5,050	4,670	4,300	3,920	3,550	3,170	2,800	2,420
67,500	68,500	5,680	5,200	4,820	4,450	4,070	3,700	3,320	2,950	2,200
68,500	69,500	5,880	5,380	4,970	4,600	4,220	3,850	3,470	3,100	2,720
69,500	70,500	6,080	5,580	5,120	4,750	4,370	4,000	3,620	3,250	2,870
70,500	71,500	6,280	5,780	5,280	4,900	4,520	4,150	3,770	3,400	3,020
71,500	72,500	6,480	5,980	5,480	5,050	4,670	4,300	3,920	3,550	3,170
72,500	73,500	6,680	6,180	5,680	5,200	4,820	4,450	4,070	3,700	3,320
73,500	74,500	6,880	6,380	5,880	5,380	4,970	4,600	4,220	3,850	3,470
74,500	75,500	7,080	6,580	6,080	5,580	5,120	4,750	4,370	4,000	3,620
75,500	76,500	7,280	6,780	6,280	5,780	5,280	4,900	4,520	4,150	3,770
76,500	78,000	7,530	7,030	6,530	6,030	5,530	5,090	4,710	4,340	3,960
78,000	79,500	7,830	7,330	6,830	6,330	5,830	5,330	4,940	4,560	4,190
79,500	81,000	8,130	7,630	7,130	6,680	6,130	5,630	5,160	4,790	4,410
81,000	82,500	8,430	7,930	7,430	6,930	6,430	5,930	5,430	5,010	4,640
82,500	84,000	8,730	8,230	7,730	7,230	6,730	6,230	5,730	5,240	4,860
84,000	86,500	9,030	8,530	8,030	7,530	7,030	6,530	6,030	5,530	5,090
85,500	87,000	9,330	8,830	8,330	7,830	7,330	6,830	6,330	5,830	5,330
87,000	88,500	9,630	9,130	8,630	8,130	7,630	7,130	6,630	6,130	5,630
88,500	90,000	9,930	9,430	8,930	8,430	7,930	7,430	6,930	6,430	5,930
90,000	91,500	10,230	9,730	9,230	8,730	8,230	7,730	7,230	6,730	6,230
91,500	93,000	10,600	10,030	9,530	9,030	8,530	8,030	7,530	7,030	6,530
93,000	94,500	10,980	10,350	9,830	9,330	8,830	8,330	7,830	7,330	6,830
94,500	96,000	11,350	10,730	10,130	9,630	9,130	8,630	8,130	7,630	7,130
96,000	97,500	11,730	11,100	10,480	9,930	9,430	8,930	8,430	7,930	7,430
97,500	99,000	12,100	11,480	10,850	10,230	9,730	9,230	8,730	8,230	7,730
99,000	100,500	12,480	11,850	11,230	10,600	10,030	9,530	9,030	8,530	8,030
100,500	102,000	12,850	12,230	11,600	10,980	10,350	9,830	9,330	8,830	8,330

イ 月額表
乙 表
(三)

その月の社会保険料控除後の給与の金額	第三十八条第一項第一号の規定による税額										
	扶養親族の数										
	1人	2人	3人	4人	5人	6人	7人	8人	9人	10人	
以上	未満	税額									
102,000	103,500	13,230	12,600	11,980	11,350	10,730	10,130	9,630	9,130	8,630	8,130
103,500	105,000	13,600	12,980	12,350	11,730	11,100	10,480	9,930	9,430	8,930	8,430
105,000	106,500	13,980	13,350	12,730	12,100	11,480	10,850	10,230	9,730	9,230	8,730
106,500	108,000	14,350	13,730	13,100	12,480	11,850	11,230	10,600	10,030	9,530	9,030
108,000	109,500	14,730	14,100	13,480	12,850	12,230	11,600	10,980	10,350	9,830	9,330
109,500	111,000	15,100	14,480	13,850	13,230	12,600	11,980	11,350	10,730	10,130	9,630
111,000	112,500	15,480	14,850	14,230	13,600	12,980	12,350	11,730	11,100	10,480	9,930
112,500	114,000	15,850	15,230	14,600	13,980	13,350	12,730	12,100	11,480	10,850	10,230
114,000	115,500	16,230	15,600	14,980	14,350	13,730	13,100	12,480	11,850	11,230	10,600
115,500	117,000	16,600	15,980	15,350	14,730	14,100	13,480	12,850	12,230	11,600	10,980
117,000	118,500	16,980	16,350	15,730	15,100	14,480	13,850	13,230	12,600	11,980	11,350
118,500	120,000	17,350	16,730	16,100	15,480	14,850	14,230	13,600	12,980	12,350	11,730
120,000	122,000	17,790	17,170	16,540	15,920	15,290	14,670	14,040	13,420	12,790	12,170
122,000	124,000	18,290	17,670	17,040	16,420	15,790	15,170	14,540	13,920	13,290	12,670
124,000	126,000	18,830	18,170	17,540	16,920	16,290	15,670	15,040	14,420	13,790	13,170
126,000	128,000	19,430	18,680	18,040	17,420	16,790	16,170	15,540	14,920	14,290	13,670
128,000	130,000	20,030	19,280	18,540	17,920	17,290	16,670	16,040	15,420	14,790	14,170
130,000	132,000	20,630	19,880	19,130	18,420	17,790	17,170	16,540	15,920	15,290	14,670
132,000	134,000	21,230	20,480	19,730	18,980	18,290	17,670	17,040	16,420	15,790	15,170
134,000	136,000	21,830	21,080	20,330	19,580	18,830	18,170	17,540	16,920	16,290	15,670
136,000	138,000	22,430	21,680	20,930	20,180	19,430	18,680	18,040	17,420	16,790	16,170
138,000	140,000	23,030	22,280	21,530	20,780	20,030	19,280	18,540	17,920	17,290	16,670
140,000	142,000	23,630	22,880	22,130	21,380	20,630	19,880	19,130	18,420	17,790	17,170
142,000	144,000	24,230	23,480	22,730	21,980	21,230	20,480	19,730	18,980	18,290	17,670
144,000	146,000	24,830	24,080	23,330	22,580	21,830	21,080	20,330	19,580	18,830	18,170
146,000	148,000	25,430	24,680	23,930	23,180	22,430	21,680	20,930	20,180	19,430	18,680
148,000	150,000	26,030	25,280	24,530	23,780	23,030	22,280	21,530	20,780	20,030	19,280
150,000	152,000	26,630	25,880	25,130	24,380	23,630	22,880	22,130	21,380	20,630	19,880
152,000	154,000	27,230	26,480	25,730	24,980	24,230	23,480	22,730	21,980	21,230	20,480
154,000	156,000	27,830	27,080	26,330	25,580	24,830	24,080	23,330	22,580	21,830	21,080
156,000	158,000	28,430	27,680	26,930	26,180	25,430	24,680	23,930	23,180	22,430	21,680
158,000	160,000	29,030	28,280	27,530	26,780	26,030	25,280	24,530	23,780	23,030	22,280
160,000	162,000	29,630	28,880	28,130	27,380	26,630	25,880	25,130	24,380	23,630	22,880
162,000	164,000	30,230	29,480	28,730	27,980	27,230	26,480	25,730	24,980	24,230	23,480
164,000	166,000	30,830	30,080	29,330	28,580	27,830	27,080	26,330	25,580	24,830	24,080
166,000	168,000	31,430	30,680	29,930	29,180	28,430	27,680	26,930	26,180	25,430	24,680
168,000	170,000	32,030	31,280	30,530	29,780	29,030	28,280	27,530	26,780	26,030	25,280
170,000	172,000	32,630	31,880	31,130	30,380	29,630	28,880	28,130	27,380	26,630	25,880
172,000	174,000	33,230	32,480	31,730	30,980	30,230	29,480	28,730	27,980	27,230	26,480
174,000	176,000	33,870	33,080	32,330	31,580	30,830	30,080	29,330	28,580	27,830	27,080
176,000	178,000	34,570	33,700	32,930	32,180	31,430	30,680	29,930	29,180	28,430	27,680
178,000	180,000	35,270	34,400	33,530	32,780	32,030	31,280	30,530	29,780	29,030	28,280
180,000	182,000	35,970	35,100	34,220	33,380	32,630	31,880	31,130	30,380	29,630	28,880
182,000	184,000	36,670	35,800	34,920	34,050	33,230	32,480	31,730	30,980	30,230	29,480
184,000	186,000	37,370	36,500	35,620	34,750	33,870	33,080	32,330	31,580	30,830	30,080
186,000	188,000	38,070	37,200	36,320	35,450	34,570	33,700	32,930	32,180	31,430	30,680
188,000	190,000	38,770	37,900	37,020	36,150	35,270	34,400	33,530	32,780	32,030	31,280
190,000	192,000	39,470	38,600	37,720	36,850	35,970	35,100	34,220	33,380	32,630	31,880
192,000	194,000	40,170	39,300	38,420	37,550	36,670	35,800	34,920	34,050	33,230	32,480
194,000	196,000	40,870	40,000	39,120	38,250	37,370	36,500	35,620	34,750	33,870	33,080

イ 月額表
乙 表
(四)

その月の社会保険料控除後の給与の金額	第三十八条第一項第一号の規定による税額																			
	扶養親族の数																			
	1人	2人	3人	4人	5人	6人	7人	8人	9人	10人										
以上未満	税額																			
196,000円 198,000円 200,000円	41,570円 42,270円 42,620円	40,700円 41,400円 41,750円	39,820円 39,520円 40,870円	38,950円 38,650円 40,000円	38,070円 38,770円 39,120円	37,200円 37,900円 38,250円	36,320円 37,020円 37,370円	35,450円 36,150円 36,500円	34,570円 35,270円 35,620円	33,700円 34,400円 34,750円										
200,000円をこえ 227,000円に満た ない金額	200,000円の場合の税額に、その月の社会保険料控除後の給与の金額のうち200,000円をこえる金額の35%に相当する金額を加算した金額																			
227,000円	52,070円	51,200円	50,320円	49,450円	48,570円	47,700円	46,820円	45,950円	45,070円	44,200円										
227,000円をこえ 352,000円に満た ない金額	227,000円の場合の税額に、その月の社会保険料控除後の給与の金額のうち227,000円をこえる金額の40%に相当する金額を加算した金額																			
352,000円	102,070円	101,200円	100,320円	99,450円	98,570円	97,700円	96,820円	95,950円	95,070円	94,200円										
352,000円をこえ 519,000円に満た ない金額	352,000円の場合の税額に、その月の社会保険料控除後の給与の金額のうち352,000円をこえる金額の45%に相当する金額を加算した金額																			
519,000円	177,220円	176,350円	175,470円	174,600円	173,720円	172,850円	171,970円	171,100円	170,220円	169,350円										
519,000円をこえ る金額	519,000円の場合の税額に、その月の社会保険料控除後の給与の金額のうち519,000円をこえる金額の50%に相当する金額を加算した金額																			
扶養親族の数が10人をこえる場合には、扶養親族の数が10人の場合の税額から、その10人をこえる1人ごとに380円を控除した金額																				
その者が障害者、老年者、寡婦又は勤労学生である場合には、これらの一人に該当するごとに500円を、扶養親族である障害者がある場合には、当該障害者一人につき500円を、上の各欄によつて求めた税額から控除した金額																				

(備考) 第三十八条第一項の規定の適用を受ける者のうち乙表適用者についての税額の求め方は、次のとおりである。

- (1) まず、その者のその月の給与の金額から次の金額を控除した金額を求める。
 - (1) 当該給与から控除される社会保険料の金額
 - (2) 年長扶養親族(年齢15歳以上の扶養親族のうちの1人を除いた者をいう。)を有する旨の申告があつた場合には、その年長扶養親族の数に応じ、その年長扶養親族1人につき2,000円
- (2) その者が申告した扶養親族の数が10人をこえない場合には、(1)により求めた金額に応じて「その月の社会保険料控除後の給与の金額」欄の該当する行を求め、その行とその者が申告した扶養親族の数に応じて求めた該当欄との交わるところに記載されている金額が、その求める税額である。
- (3) その者が申告した扶養親族の数が10人をこえる場合には、(1)により求めた金額に応じて、その者の扶養親族の数が10人である者として(2)により求めた税額から、扶養親族の数が10人をこえる1人ごとに380円を控除した金額が、その求める税額である。
- (4) 障害者控除額、老年者控除額、寡婦控除額又は勤労学生控除額の控除が認められる場合には、(2)又は(3)により求めた税額から、さらにこれらの控除が認められるごとに500円を控除した金額が、その求める税額である。

別表第三 納付所得の所得税源泉徴収額表(第三十八条第一項第一号、第五号若しくは第六号又は同条第五項の規定による所得税源泉徴収額表)

口目額表
甲表
(一)

その日の社会保険料控除後の給与の金額	甲 第三十八条第一項第一号の規定による税額											乙 第三十八条第一項第五号の規定による税額	丙 第三十八条第一項第六号の規定による税額			
	扶養親族等の数															
	0人	1人	2人	3人	4人	5人	6人	7人	8人	9人	10人					
以上	未満	税額											円	円		
420	430	5	0	0	0	0	0	0	0	0	0	28	0	0		
430	440	5	0	0	0	0	0	0	0	0	0	29	0	0		
440	450	5	0	0	0	0	0	0	0	0	0	30	0	0		
450	460	5	0	0	0	0	0	0	0	0	0	31	0	0		
460	470	5	0	0	0	0	0	0	0	0	0	32	0	0		
470	480	5	0	0	0	0	0	0	0	0	0	33	0	0		
480	490	5	0	0	0	0	0	0	0	0	0	34	0	0		
490	500	5	0	0	0	0	0	0	0	0	0	35	0	0		
500	510	10	0	0	0	0	0	0	0	0	0	36	0	0		
510	520	10	0	0	0	0	0	0	0	0	0	37	0	0		
520	530	10	0	0	0	0	0	0	0	0	0	38	0	0		
530	540	10	0	0	0	0	0	0	0	0	0	39	0	0		
540	550	10	0	0	0	0	0	0	0	0	0	40	0	0		
550	560	10	0	0	0	0	0	0	0	0	0	42	0	0		
560	570	10	0	0	0	0	0	0	0	0	0	43	0	0		
570	580	10	0	0	0	0	0	0	0	0	0	45	0	0		
580	590	15	0	0	0	0	0	0	0	0	0	47	0	0		
590	600	15	0	0	0	0	0	0	0	0	0	49	0	0		
600	610	15	0	0	0	0	0	0	0	0	0	51	0	0		
610	620	15	0	0	0	0	0	0	0	0	0	53	0	0		
620	630	15	0	0	0	0	0	0	0	0	0	56	0	0		
630	640	15	0	0	0	0	0	0	0	0	0	58	0	0		
640	650	15	0	0	0	0	0	0	0	0	0	60	0	0		
650	660	15	0	0	0	0	0	0	0	0	0	62	0	0		
660	670	20	0	0	0	0	0	0	0	0	0	64	0	0		
670	680	20	0	0	0	0	0	0	0	0	0	66	0	0		
680	700	20	0	0	0	0	0	0	0	0	0	68	0	0		
700	720	20	0	0	0	0	0	0	0	0	0	72	0	0		
720	740	20	0	0	0	0	0	0	0	0	0	76	0	0		
740	760	25	0	0	0	0	0	0	0	0	0	80	0	0		
760	780	25	0	0	0	0	0	0	0	0	0	84	0	0		
780	800	25	5	0	0	0	0	0	0	0	0	88	0	0		
800	820	30	5	0	0	0	0	0	0	0	0	92	0	0		
820	840	30	5	0	0	0	0	0	0	0	0	96	0	0		
840	860	30	10	0	0	0	0	0	0	0	0	99	0	0		
860	880	35	10	0	0	0	0	0	0	0	0	103	0	0		
880	900	35	10	5	0	0	0	0	0	0	0	107	0	0		
900	920	35	10	5	0	0	0	0	0	0	0	111	0	0		
920	940	40	15	5	0	0	0	0	0	0	0	115	0	0		
940	960	40	15	5	0	0	0	0	0	0	0	118	0	0		
960	980	40	15	10	0	0	0	0	0	0	0	122	0	0		
980	1,000	45	15	10	5	0	0	0	0	0	0	126	0	0		
1,000	1,020	45	20	10	5	0	0	0	0	0	0	130	0	0		
1,020	1,040	45	20	10	5	0	0	0	0	0	0	137	0	0		
1,040	1,060	45	20	15	5	0	0	0	0	0	0	144	0	0		

口 日額表
甲 表
(二)

その日の社会保険料控除後の給与の金額	甲 第三十八条第一項第一号の規定による税額											乙 第三十八条第一項第五号の規定による税額	丙 第三十八条第一項第六号の規定による税額			
	扶養親族等の数															
	0人	1人	2人	3人	4人	5人	6人	7人	8人	9人	10人					
以上	未満	税額														
1,060	1,080	50	20	15	10	0	0	0	0	0	0	150	0			
1,080	1,100	50	25	15	10	5	0	0	0	0	0	156	0			
1,100	1,120	55	25	20	10	5	0	0	0	0	0	162	0			
1,120	1,140	55	25	20	10	5	0	0	0	0	0	167	0			
1,140	1,160	60	30	20	15	5	0	0	0	0	0	173	0			
1,160	1,180	60	30	20	15	10	0	0	0	0	0	178	0			
1,180	1,200	65	30	25	15	10	5	0	0	0	0	184	0			
1,200	1,220	65	35	25	20	10	5	0	0	0	0	189	0			
1,220	1,240	70	35	25	20	10	5	0	0	0	0	194	0			
1,240	1,260	70	35	30	20	15	5	0	0	0	0	199	0			
1,260	1,280	75	40	30	20	15	10	0	0	0	0	205	0			
1,280	1,300	75	40	30	25	15	10	5	0	0	0	210	1			
1,300	1,320	80	40	35	25	20	10	5	0	0	0	215	2			
1,320	1,340	85	45	35	25	20	15	5	0	0	0	221	3			
1,340	1,360	85	45	35	30	20	15	10	0	0	0	226	4			
1,360	1,380	90	50	40	30	20	15	10	0	0	0	231	6			
1,380	1,400	90	50	40	35	25	15	10	5	0	0	237	7			
1,400	1,440	95	55	45	35	25	20	15	5	0	0	242	8			
1,440	1,480	100	60	45	40	30	20	15	10	0	0	255	11			
1,480	1,520	105	65	50	40	35	25	20	10	5	0	269	13			
1,520	1,560	110	70	55	45	40	30	20	15	10	0	284	16			
1,560	1,600	115	75	60	50	40	35	25	20	10	5	299	19			
1,600	1,640	120	80	70	55	45	35	30	20	15	5	313	21			
1,640	1,680	125	85	75	60	50	40	30	25	15	10	328	24			
1,680	1,720	135	90	80	65	55	45	35	25	20	15	342	27			
1,720	1,760	140	95	85	70	60	45	40	30	20	15	357	30			
1,760	1,800	145	100	90	75	65	50	40	35	25	20	372	33			
1,800	1,840	150	105	95	80	70	55	45	40	30	20	386	37			
1,840	1,880	155	115	100	85	75	60	50	40	35	25	401	40			
1,880	1,920	160	120	105	95	80	70	55	45	35	30	415	44			
1,920	1,960	165	125	110	100	85	75	60	50	40	30	430	48			
1,960	2,000	170	130	115	105	90	80	65	55	45	35	445	51			
2,000	2,040	180	135	120	110	95	85	70	60	50	40	461	55			
2,040	2,080	185	140	130	115	105	90	80	65	55	45	477	58			
2,080	2,120	195	145	135	120	110	95	85	70	60	45	493	62			
2,120	2,160	200	155	140	130	115	105	90	75	65	50	509	66			
2,160	2,200	210	160	145	135	120	110	95	85	70	60	525	70			
2,200	2,240	220	165	150	140	125	115	100	90	75	65	541	75			
2,240	2,280	225	170	160	145	135	120	110	95	85	70	557	81			
2,280	2,320	235	180	165	150	140	125	115	100	90	75	573	86			
2,320	2,360	240	185	170	160	145	135	120	105	95	80	589	91			
2,360	2,400	250	195	180	165	150	140	125	115	100	90	605	97			
2,400	2,440	260	205	185	170	155	145	130	120	105	95	621	102			
2,440	2,480	265	210	195	175	165	150	140	125	115	100	637	108			
2,480	2,520	275	220	200	185	170	155	145	130	120	105	653	113			
2,520	2,560	280	225	210	195	175	165	150	135	125	110	669	118			
2,560	2,600	290	235	220	200	185	170	155	145	130	120	685	124			
2,600	2,640	300	245	225	210	190	175	160	150	135	125	701	129			
2,640	2,700	310	255	235	220	200	185	170	155	145	130	717	135			
2,700	2,760	320	265	250	230	215	195	180	165	155	140	741	143			

口 日額表
甲 表
(三)

その日の社会保険料控除後の給与の金額	甲 第三十八条第一項第一号の規定による税額											乙 第三十八条第一項第五号の規定による税額	丙 第三十八条第一項第六号の規定による税額		
	扶養親族等の数														
	0人	1人	2人	3人	4人	5人	6人	7人	8人	9人	10人				
以上	未満	税額													
2,760	2,820	330	275	260	245	225	210	195	175	160	150	135	765	152	
2,820	2,880	345	290	270	255	240	220	205	190	170	160	145	790	161	
2,880	2,940	360	300	285	265	250	235	215	200	185	170	155	818	170	
2,940	3,000	375	315	295	280	260	245	230	210	195	180	165	845	179	
3,000	3,060	390	325	310	290	275	255	240	225	205	190	175	872	188	
3,060	3,120	405	335	320	305	285	270	255	235	220	200	185	899	197	
3,120	3,180	420	350	330	315	300	280	265	250	230	215	195	926	206	
3,180	3,240	435	365	345	325	310	295	275	260	245	225	210	953	215	
3,240	3,300	450	380	360	340	320	305	290	270	255	240	220	980	224	
3,300	3,360	465	395	375	355	335	315	300	285	265	250	235	1,007	233	
3,360	3,420	480	410	390	370	350	330	315	295	280	260	245	1,034	243	
3,420	3,480	495	425	405	385	365	340	325	310	290	275	255	1,061	255	
3,480	3,540	510	440	420	400	380	355	335	320	305	285	270	1,088	267	
3,540	3,600	525	455	435	415	395	370	350	330	315	300	280	1,115	279	
3,600	3,660	540	470	450	430	410	385	365	345	325	310	295	1,142	291	
3,660	3,720	555	485	465	445	425	400	380	360	340	320	305	1,169	303	
3,720	3,780	570	500	480	460	440	415	395	375	355	335	315	1,196	315	
3,780	3,840	585	515	495	475	455	430	410	390	370	350	330	1,223	327	
3,840	3,900	600	530	510	490	470	445	425	405	385	365	340	1,256	339	
3,900	3,960	615	545	525	505	485	460	440	420	400	380	355	1,289	351	
3,960	4,020	630	560	540	520	500	475	455	435	415	395	370	1,322	363	
4,020	4,080	650	575	555	535	515	490	470	450	430	410	385	1,352	375	
4,080	4,140	670	590	570	550	530	505	485	465	445	425	400	1,382	387	
4,140	4,200	685	605	585	565	545	520	500	480	460	440	415	1,412	399	
4,200	4,260	705	620	600	580	560	535	515	495	475	455	430	1,442	411	
4,260	4,320	720	640	615	595	575	550	530	510	490	470	445	1,472	423	
4,320	4,380	740	655	630	610	590	565	545	525	505	485	460	1,502	435	
4,380	4,440	760	675	650	625	605	580	560	540	520	500	475	1,532	447	
4,440	4,500	775	695	665	640	620	595	575	555	535	515	490	1,562	459	
4,500	4,580	795	715	690	665	640	615	595	570	550	530	510	1,592	473	
4,580	4,660	820	740	710	685	660	635	615	590	570	550	530	1,632	493	
4,660	4,740	845	760	735	710	685	660	635	610	590	570	550	1,672	513	
4,740	4,820	870	785	760	735	710	685	660	635	610	590	570	1,712	533	
4,820	4,900	895	810	785	760	735	710	685	660	635	610	590	1,752	553	
4,900	4,980	915	835	810	785	760	735	710	680	655	630	610	1,792	573	
4,980	5,060	940	860	830	805	780	755	730	705	680	655	630	1,832	593	
5,060	5,140	965	880	855	830	805	780	755	730	705	680	655	1,872	613	
5,140	5,220	990	905	880	855	830	805	780	755	730	705	680	1,912	633	
5,220	5,300	1,015	930	905	880	855	830	805	780	755	730	705	1,952	653	
5,300	5,380	1,035	955	930	905	880	855	830	800	775	750	725	1,992	673	
5,380	5,460	1,060	980	950	925	900	875	850	825	800	775	750	2,032	693	
5,460	5,540	1,085	1,000	975	950	925	900	875	850	825	800	775	2,072	713	
5,540	5,620	1,110	1,025	1,000	975	950	925	900	875	850	825	800	2,112	733	
5,620	5,700	1,135	1,050	1,025	1,000	975	950	925	900	875	850	825	2,151	753	
5,700	5,780	1,165	1,075	1,050	1,025	1,000	975	950	920	895	870	845	2,187	773	
5,780	5,860	1,190	1,100	1,070	1,045	1,020	995	970	945	920	895	870	2,223	793	
5,860	5,940	1,220	1,120	1,095	1,070	1,045	1,020	995	970	945	920	895	2,259	813	
5,940	6,020	1,245	1,150	1,120	1,095	1,070	1,045	1,020	995	970	945	920	2,303	833	
6,020	6,100	1,275	1,180	1,150	1,120	1,095	1,070	1,045	1,020	995	970	945	2,347	855	
6,100	6,180	1,305	1,205	1,175	1,145	1,120	1,095	1,070	1,040	1,015	990	965	2,391	879	

口日額表
甲表
(四)

その日の社会保険料控除後の給与の金額	甲 第三十八条第一項第一号の規定による税額											乙 第三十八条第一項第五号の規定による税額	丙 第三十八条第一項第六号の規定による税額			
	扶養親族等の数															
	0人	1人	2人	3人	4人	5人	6人	7人	8人	9人	10人					
以上	未満	税額											円	円		
6,180	6,260	1,330	1,235	1,205	1,175	1,145	1,115	1,090	1,065	1,040	1,015	990	2,435	903		
6,280	6,340	1,360	1,260	1,235	1,205	1,175	1,145	1,115	1,090	1,065	1,040	1,015	2,479	927		
6,340	6,420	1,385	1,290	1,260	1,230	1,200	1,170	1,145	1,115	1,090	1,065	1,040	2,523	951		
6,420	6,500	1,415	1,320	1,290	1,260	1,230	1,200	1,170	1,140	1,115	1,090	1,065	2,567	975		
6,500円		1,430	1,330	1,305	1,275	1,245	1,215	1,185	1,155	1,125	1,100	1,075	2,611	998		
6,500円をこえ 7,560円に満た ない金額		6,500円の場合の税額に、その日の社会保険料控除後の給与の金額のうち 6,500円をこえる金額の35%に相当する金額を加算した金額											2,611円に、 その日の社会保険料控除後の給与の金額のうち6,500円をこえる金額の35%に相当する金額を加算した金額	998円に、 その日の社会保険料控除後の給与の金額のうち6,500円をこえる金額の35%に相当する金額を加算した金額		
7,560円		1,800	1,700	1,675	1,645	1,615	1,585	1,555	1,525	1,495	1,470	1,445	3,088	1,369		
7,560円をこえ 11,730円に満 たない金額		7,560円の場合の税額に、その日の社会保険料控除後の給与の金額のうち 7,560円をこえる金額の40%に相当する金額を加算した金額											2,088円に、 その日の社会保険料控除後の給与の金額のうち7,560円をこえる金額の40%に相当する金額を加算した金額	1,369円に、 その日の社会保険料控除後の給与の金額のうち7,560円をこえる金額の40%に相当する金額を加算した金額		
11,730円		3,470	3,370	3,345	3,315	3,285	3,255	3,225	3,195	3,165	3,140	3,115	5,173	3,037		
11,730円をこ え17,280円に 満たない金額		11,730円の場合の税額に、その日の社会保険料控除後の給与の金額のうち 11,730円をこえる金額の45%に相当する金額を加算した金額											5,173円に、 その日の社会保険料控除後の給与の金額のうち11,730円をこえる金額の45%に相当する金額を加算した金額	3,037円に、 その日の社会保険料控除後の給与の金額のうち11,730円をこえる金額の45%に相当する金額を加算した金額		

口 日額表
甲 表
(五)

その日の社会保険料控除後の給与の金額	甲 第三十八条第一項第一号の規定による税額											乙 第三十八条第一項第五号の規定による税額	丙 第三十八条第一項第六号の規定による税額													
	扶養親族等の数																									
	0人	1人	2人	3人	4人	5人	6人	7人	8人	9人	10人															
以上	未満	税額																								
17,280	円	5,965	円	5,865	円	5,840	円	5,810	円	5,780	円	5,750	円	5,720	円	5,690	円	5,660	円	5,635	円	5,610	円	8,225	円	5,534
17,280円をこえる金額		17,280円の場合の税額に、その日の社会保険料控除後の給与の金額のうち17,280円をこえる金額の50%に相当する金額を加算した金額											8,225円に、その日の社会保険料控除後の給与の金額のうち17,280円をこえる金額の60%に相当する金額を加算した金額	5,534円に、その日の社会保険料控除後の給与の金額のうち17,280円をこえる金額の50%に相当する金額を加算した金額												
扶養親族等の数が10人をこえる場合には、扶養親族等の数が10人の場合の税額から、その10人をこえる1人ごとに12円を控除した金額														従たる給与についての扶養控除等申告書が提出されている場合には、当該申告書に記載された扶養親族等の数に応じ、扶養親族等1人ごとに12円を、上の各欄によつて求めた税額から控除した金額												
その者が障害者、老年者、寡婦又は勤労学生である場合には、これらの一に該当するごとに17円を、控除対象配偶者又は扶養親族である障害者がある場合には、当該障害者1人につき17円を、上の各欄によつて求めた税額から控除した金額														従たる給与についての扶養控除等申告書が提出されている場合には、当該申告書に記載された扶養親族等の数に応じ、扶養親族等1人ごとに12円を、上の各欄によつて求めた税額から控除した金額												

(注) この表において「扶養親族等」とは、控除対象配偶者及び扶養親族をいう。

(備考) 税額の求め方は、次のとおりである。

(イ) 第三十八条第一項の規定の適用を受ける者(乙表適用者を除く。)については、

(1) 給与所得者の扶養控除等申告書が提出されている場合には、

(ア) まず、その者のその日の給与の金額から次の金額を控除した金額を求める。

(イ) 当該給与から控除される社会保険料の金額

(ロ) 年長扶養親族(年齢15歳以上の扶養親族をいう。)を有する旨の申告があつたときは、その年長扶養親族の数に応じ、その年長扶養親族1人につき70円

(ハ) その者が申告した扶養親族等の数が10人をこえないときは、(ア)により求めた金額に応じて「その日の社会保険料控除後の給与の金額」欄の該当する行を求め、その行とその者が申告した扶養親族等の数に応じて求めた甲欄の該当欄との交わるところに記載されている金額が、その求める税額である。

(ニ) その者が申告した扶養親族等の数が10人である者として(ア)により求めた税額から、扶養親族等の数が10人をこえる1人ごとに12円を控除した金額が、その求める税額である。

(ホ) 障害者控除額、老年者控除額、寡婦控除額又は勤労学生控除額の控除が認められるときは、(ア)又は(ニ)により求めた税額から、さらにこれらの控除が認められるごとに17円を控除した金額が、その求める税額である。

(2) 給与所得者の扶養控除等申告書が提出されていない場合(従たる給与についての扶養控除等申告書が提出

されている場合を含む。)には、

- (イ) (ア)に該当する場合を除き、その者のその日の給与の金額から、当該給与から控除される社会保険料の金額を控除し、その控除後の金額に応じて「その日の社会保険料控除後の給与の金額」欄の該当する行を求め、その行と乙欄との交わるところに記載されている金額(従たる給与についての扶養控除等申告書が提出されているときは、当該申告書に記載された扶養親族等の数に応じ、扶養親族等1人ごとに12円を控除した金額)が、その求める税額である。
- (ア) 日雇労働者の受ける給与(第三十八条第一項第六号の給与をいう。)については、その日の給与の金額から、当該給与から控除される社会保険料の金額を控除し、その控除後の金額に応じて「その日の社会保険料控除後の給与の金額」欄の該当する行を求め、その行と丙欄との交わるところに記載されている金額(昭和37年4月1日から同年12月31日までの間に支給すべき当該給与については、当該金額から3円を控除した金額)が、その求める税額である。
- (乙) 第三十八条第五項の規定の適用を受ける者については、その日の給与の金額から、当該給与から控除される社会保険料の金額を控除し、その控除後の金額から、年齢が15歳以上の扶養親族又は15歳未満の扶養親族の数に応じ、それぞれその扶養親族1人につき170円又は100円を控除した金額に応じ、扶養親族等がないものとして(イ)の(イ)の(ア)及び(イ)により求めた金額が、その求める税額である。

口日額表

乙 表（控除対象配偶者がない、かつ、扶養親族があることを申告した給与所得者（第三十八条第五項の規定の適用を受ける者を除く。）について甲表の甲欄に代えて適用する表）

(一)

その日の社会保険料控除後の給与の金額	第三十八条第一項第一号の規定による税額									
	扶養親族の数									
	1人	2人	3人	4人	5人	6人	7人	8人	9人	10人
以上	未満	税額								
円 670円未満	円 0	円 0	円 0	円 0	円 0	円 0	円 0	円 0	円 0	円 0
670	680	55	0	0	0	0	0	0	0	0
680	700	55	0	0	0	0	0	0	0	0
700	720	55	0	0	0	0	0	0	0	0
720	740	55	0	0	0	0	0	0	0	0
740	760	10	0	0	0	0	0	0	0	0
760	780	10	0	0	0	0	0	0	0	0
780	800	10	0	0	0	0	0	0	0	0
800	820	10	0	0	0	0	0	0	0	0
820	840	15	0	0	0	0	0	0	0	0
840	860	15	10	0	0	0	0	0	0	0
860	880	15	10	0	0	0	0	0	0	0
880	900	15	10	0	0	0	0	0	0	0
900	920	20	10	0	0	0	0	0	0	0
920	940	20	15	0	0	0	0	0	0	0
940	960	20	15	0	0	0	0	0	0	0
960	980	20	15	10	0	0	0	0	0	0
980	1,000	25	15	10	0	0	0	0	0	0
1,000	1,020	25	20	10	0	0	0	0	0	0
1,020	1,040	25	20	10	0	0	0	0	0	0
1,040	1,060	30	20	15	0	0	0	0	0	0
1,060	1,080	30	20	15	10	0	0	0	0	0
1,080	1,100	30	25	15	10	0	0	0	0	0
1,100	1,120	35	25	15	10	0	0	0	0	0
1,120	1,140	35	25	20	10	0	0	0	0	0
1,140	1,160	35	30	20	15	0	0	0	0	0
1,160	1,180	40	30	20	15	10	0	0	0	0
1,180	1,200	40	30	25	15	10	0	0	0	0
1,200	1,220	40	35	25	20	10	0	0	0	0
1,220	1,240	45	35	25	20	10	0	0	0	0
1,240	1,260	45	35	30	20	15	0	0	0	0
1,260	1,280	45	40	30	20	15	10	0	0	0
1,280	1,300	50	40	30	25	15	10	0	0	0
1,300	1,320	50	40	35	25	20	10	0	0	0
1,320	1,340	55	45	35	25	20	15	0	0	0
1,340	1,360	55	45	35	30	20	15	10	0	0
1,360	1,380	60	45	40	30	20	15	10	0	0
1,380	1,400	60	50	40	30	25	15	10	0	0
1,400	1,440	65	55	45	35	25	20	15	0	0
1,440	1,480	70	60	45	40	30	20	15	10	0
1,480	1,520	75	65	50	40	35	25	20	10	0
1,520	1,560	80	70	55	45	40	30	20	15	0
1,560	1,600	85	75	60	50	40	35	25	15	0
1,600	1,640	95	80	70	55	45	35	30	20	0
1,640	1,680	100	85	75	60	50	40	30	25	0
1,680	1,720	105	90	80	65	55	45	35	25	0

口日額表
乙 表
(二)

その日の社会 保険料控除後 の給与の金額	第三十八条第一項第一号の規定による税額										
	扶養親族の数										
	1人	2人	3人	4人	5人	6人	7人	8人	9人	10人	
以上	未満	税額									
円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	
1,720	1,760	110	95	85	70	60	45	40	30	20	
1,760	1,800	115	100	90	75	65	50	40	35	25	
1,800	1,840	120	105	95	80	70	55	45	40	30	
1,840	1,880	125	115	100	85	75	60	50	40	35	
1,880	1,920	130	120	105	95	80	70	55	45	30	
1,920	1,960	135	125	110	100	85	75	60	50	40	
1,960	2,000	140	130	115	105	90	80	65	55	45	
2,000	2,040	145	135	120	110	95	85	70	60	50	
2,040	2,080	155	140	130	115	105	90	80	65	55	
2,080	2,120	160	145	135	120	110	95	85	70	60	
2,120	2,160	165	155	140	130	115	100	90	75	65	
2,160	2,200	170	160	145	135	120	110	95	85	70	
2,200	2,240	180	165	150	140	125	115	100	90	75	
2,240	2,280	185	170	160	145	135	120	110	95	85	
2,280	2,320	195	180	165	150	140	125	115	100	90	
2,320	2,360	205	185	170	160	145	130	120	105	95	
2,360	2,400	210	195	180	165	150	140	125	115	100	
2,400	2,440	220	200	185	170	155	145	130	120	105	
2,440	2,480	225	210	195	175	165	150	140	125	115	
2,480	2,520	235	220	200	185	170	155	145	130	120	
2,520	2,560	245	225	210	195	175	160	150	135	125	
2,560	2,600	250	235	220	200	185	170	155	145	130	
2,600	2,640	260	240	225	210	190	175	160	150	135	
2,640	2,700	270	250	235	220	200	185	170	155	145	
2,700	2,760	280	265	250	230	215	195	180	165	155	
2,760	2,820	295	275	260	245	225	210	190	175	160	
2,820	2,880	305	290	270	255	240	220	205	190	170	
2,880	2,940	315	300	285	265	250	235	215	200	185	
2,940	3,000	330	310	295	280	260	245	230	210	195	
3,000	3,060	340	325	310	290	275	255	240	225	205	
3,060	3,120	355	335	320	305	285	270	250	235	220	
3,120	3,180	370	350	330	315	300	280	265	250	235	
3,180	3,240	385	365	345	325	310	295	275	260	245	
3,240	3,300	400	380	360	340	320	305	290	270	255	
3,300	3,360	415	395	375	355	335	315	300	285	265	
3,360	3,420	430	410	390	370	345	330	310	295	280	
3,420	3,480	445	425	405	385	360	340	325	310	290	
3,480	3,540	460	440	420	400	375	355	335	320	305	
3,540	3,600	475	455	435	415	390	370	350	330	315	
3,600	3,660	490	470	450	430	405	385	365	345	325	
3,660	3,720	505	485	465	445	420	400	380	360	340	
3,720	3,780	520	500	480	460	435	415	395	375	355	
3,780	3,840	535	515	495	475	450	430	410	390	370	
3,840	3,900	550	530	510	490	465	445	425	405	385	
3,900	3,960	565	545	525	505	480	460	440	420	400	
3,960	4,020	580	560	540	520	495	475	455	435	415	
4,020	4,080	595	575	555	535	510	490	470	450	430	
4,080	4,140	610	590	570	550	525	505	485	465	445	
4,140	4,200	625	605	585	565	540	520	500	480	460	
4,200	4,260	645	620	600	580	555	535	515	495	475	

口日額表
乙表
(三)

その日の社会 保険料控除後 の給与の金額	第三十八条第一項第一号の規定による税額										
	扶養親族の数										
	1人	2人	3人	4人	5人	6人	7人	8人	9人	10人	
以上未満	税額										
4,260	4,320	665	640	615	595	570	550	530	510	490	465
4,320	4,380	680	655	630	610	585	565	545	525	505	480
4,380	4,440	700	675	650	625	600	580	560	540	520	495
4,440	4,500	715	690	665	640	615	595	575	555	535	510
4,500	4,580	740	715	690	665	640	615	595	570	550	530
4,580	4,660	760	735	710	685	660	635	615	590	570	550
4,660	4,740	785	760	735	710	685	660	635	610	590	570
4,740	4,820	810	785	760	735	710	685	660	635	610	590
4,820	4,900	835	810	785	760	735	710	685	660	635	610
4,900	4,980	860	835	810	785	760	730	705	680	655	630
4,980	5,060	880	855	830	805	780	755	730	705	680	655
5,060	5,140	905	880	855	830	805	780	755	730	705	680
5,140	5,220	930	905	880	855	830	805	780	755	730	705
5,220	5,300	955	930	905	880	855	830	805	780	755	730
5,300	5,380	980	955	930	905	880	850	825	800	775	750
5,380	5,460	1,000	975	950	925	900	875	850	825	800	775
5,460	5,540	1,025	1,000	975	950	925	900	875	850	825	800
5,540	5,620	1,050	1,025	1,000	975	950	925	900	875	850	825
5,620	5,700	1,075	1,050	1,025	1,000	975	950	925	900	875	850
5,700	5,780	1,100	1,075	1,050	1,025	1,000	970	945	920	895	870
5,780	5,860	1,125	1,095	1,070	1,045	1,020	995	970	945	920	895
5,860	5,940	1,150	1,120	1,095	1,070	1,045	1,020	995	970	945	920
5,940	6,020	1,180	1,150	1,120	1,095	1,070	1,045	1,020	995	970	945
6,020	6,100	1,205	1,180	1,150	1,120	1,095	1,070	1,045	1,020	995	970
6,100	6,180	1,235	1,205	1,175	1,145	1,120	1,090	1,065	1,040	1,015	990
6,180	6,260	1,265	1,235	1,205	1,175	1,145	1,115	1,090	1,065	1,040	1,015
6,260	6,340	1,290	1,260	1,230	1,205	1,175	1,145	1,115	1,090	1,065	1,040
6,340	6,420	1,320	1,290	1,260	1,230	1,200	1,170	1,145	1,115	1,090	1,065
6,420	6,500	1,345	1,320	1,290	1,260	1,230	1,200	1,170	1,140	1,115	1,090
6,500円		1,360	1,330	1,300	1,275	1,245	1,215	1,185	1,155	1,125	1,100
6,500円をこえ 7,560円に満た ない金額	6,500円の場合の税額に、その日の社会保険料控除後の給与の金額のうち6,500円をこえる 金額の35%に相当する金額を加算した金額										
7,560円	1,730	1,700	1,670	1,645	1,615	1,585	1,555	1,525	1,495	1,470	
7,560円をこえ 11,730円に満た ない金額	7,560円の場合の税額に、その日の社会保険料控除後の給与の金額のうち7,560円をこえる 金額の40%に相当する金額を加算した金額										
11,730円	3,400	3,370	3,340	3,315	3,285	3,255	3,225	3,195	3,165	3,140	
11,730円をこえ 17,280円に満た ない金額	11,730円の場合の税額に、その日の社会保険料控除後の給与の金額のうち11,730円をこえる 金額の45%に相当する金額を加算した金額										

口 日額表
乙 表
(四)

その日の社会保険料控除後の給与の金額	第三十八条第一項第一号の規定による税額									
	扶養親族の数									
	1人	2人	3人	4人	5人	6人	7人	8人	9人	10人
以上未満	税額									
17,280円	5,895	5,865	5,835	5,810	5,780	5,750	5,720	5,690	5,660	5,635
17,280円をこえる金額	17,280円の場合の税額に、その日の社会保険料控除後の給与の金額のうち17,280円をこえる金額の50%に相当する金額を加算した金額									
	扶養親族の数が10人をこえる場合には、扶養親族の数が10人の場合の税額から、その10人をこえる1人ごとに12円を控除した金額									
	その者が障害者、老年者、寡婦又は勤労学生である場合には、これらの一に該当するごとに17円を、扶養親族である障害者がある場合には、当該障害者1人につき17円を、上の各欄によつて求めた税額から控除した金額									

(備考) 第三十八条第一項の規定の適用を受ける者のうち乙表適用者についての税額の求め方は、次のとおりである。

- (1) まず、その者のその日の給与の金額から次の金額を控除した金額を求める。
 (i) 当該給与から控除される社会保険料の金額
 (ii) 年長扶養親族(年齢15歳以上の扶養親族のうちの1人を除いた者をいう。)を有する旨の申告があつた場合には、その年長扶養親族の数に応じ、その年長扶養親族1人につき70円
- (2) その者が申告した扶養親族の数が10人をこえない場合には、(1)により求めた金額に応じて「その日の社会保険料控除後の給与の金額」欄の該当する行を求め、その行とその者が申告した扶養親族の数に応じて求めた該当欄との交わるところに記載されている金額が、その求める税額である。
- (3) その者が申告した扶養親族の数が10人をこえる場合には、(1)により求めた金額に応じて、その者の扶養親族の数が10人である者として(2)により求めた税額から、扶養親族の数が10人をこえる1人ごとに12円を控除した金額が、その求める税額である。
- (4) 障害者控除額、老年者控除額、寡婦控除額又は勤労学生控除額の控除が認められる場合には、(2)又は(3)により求めた税額から、さらにこれらの控除が認められるごとに17円を控除した金額が、その求める税額である。

定による賞与の金額に乘すべき率の表)

の規定の適用がある場合											乙 第三十八条第一項第七号ロの規定の適用がある場合	
等の数											前月の社会保険料控除後の給与の金額	
6人	7人	8人	9人	10人以上								
除後	の	給	与	の	金	額					以上	未満
以上	未満	以上	未満	以上	未満	以上	未満	以上	未満	以上	未満	以上
29,600円未満	31,800円未満	34,000円未満	36,200円未満	38,400円未満	40,700円未満	42,000円未満	43,300円未満	44,600円未満	45,900円未満	47,200円未満	48,500円未満	2,000円未満
29,600	31,300	31,800	33,600	34,000	36,000	36,200	38,400	38,400	40,700	42,000	42,000	4,000
31,300	33,200	33,600	35,800	36,000	38,800	38,400	40,800	40,700	43,300	43,300	43,300	6,500
33,200	35,500	35,800	38,100	38,800	40,800	40,800	43,500	43,300	46,000	46,000	46,000	9,000
35,500	40,600	38,100	43,000	40,800	45,400	43,500	47,700	46,000	49,200	49,200	49,200	12,000
40,600	46,400	43,000	48,500	45,400	50,400	47,700	52,400	49,200	54,300	54,300	54,300	15,100
46,400	50,100	48,500	52,000	50,400	53,800	52,400	55,700	54,300	57,500	57,500	57,500	15,800
50,100	54,100	52,000	56,100	53,800	58,100	55,700	60,300	57,500	62,700	62,700	62,700	15,800
54,100	67,400	56,100	69,400	58,100	71,500	60,300	73,600	62,700	75,700	75,700	75,700	27,800
67,400	73,500	69,400	75,800	71,500	78,000	73,600	80,300	75,700	82,600	82,600	82,600	28,800
73,500	84,700	75,800	86,700	78,000	88,700	80,300	90,700	82,600	92,700	92,700	92,700	28,800
84,700	92,000	86,700	94,200	88,700	96,400	90,700	98,600	92,700	100,700	100,700	100,700	39,500
92,000	100,800	94,200	103,200	96,400	105,600	98,600	107,900	100,700	110,300	110,300	110,300	41,500
100,800	116,000	103,200	118,000	105,600	120,100	107,900	122,200	110,300	124,300	124,300	124,300	41,500
116,000	126,500	118,000	128,800	120,100	131,000	122,200	133,300	124,300	135,600	135,600	135,600	56,300
126,500	151,300	128,800	153,300	131,000	155,300	133,300	157,300	135,600	159,300	159,300	159,300	74,800
151,300	164,500	153,300	166,700	155,300	168,800	157,300	171,000	159,300	173,200	173,200	173,200	78,300
164,500	180,200	166,700	182,500	168,800	184,900	171,000	187,300	173,200	189,700	189,700	189,700	82,100
180,200	206,300	182,500	208,300	184,900	210,400	187,300	212,500	189,700	214,600	214,600	214,600	103,000
206,300	225,000	208,300	227,300	210,400	229,500	212,500	231,800	214,600	234,000	234,000	234,000	103,000
225,000	298,000	227,300	300,000	229,500	302,000	231,800	304,000	234,000	306,000	306,000	306,000	156,300
298,000	323,900	300,000	326,000	302,000	328,300	304,000	330,400	306,000	332,600	332,600	332,600	163,600
323,900	354,800	326,000	357,100	328,300	359,500	330,400	361,900	332,600	364,300	364,300	364,300	171,500
354,800	449,300	357,100	451,400	359,500	453,500	361,900	455,600	364,300	457,600	457,600	457,600	235,600
449,300	490,200	451,400	492,400	453,500	494,700	455,600	497,000	457,600	499,200	499,200	499,200	246,800
490,200円以上	492,400円以上	494,700円以上	497,000円以上	497,000円以上	499,200円以上	246,800円以上						

額を求める。

いう。)を有する旨の申告があつたときは、その年長扶養親族の数に応じ、その年長扶養親族1人につき2,000円除後の給与の金額」欄の該当する行を求める。

率である。

されている場合を含む。)には、(3)に該当する場合を除き、
金額を求める。

率である。

与から控除すべき社会保険料の金額をこえない場合には、この表によらず、第三十八条第一項第七号ハ又はニの規

ら控除された社会保険料の金額を控除し、その控除後の金額から、年齢が15歳以上の扶養親族又は15歳未満の扶養親族等がないものとして甲欄の「前月の社会保険料控除後の給与の金額」欄の該当する行を求め、その行と「賞与の金額」欄の(3)に準じて計算する。)

別表第四 賃与に対する所得税源泉徴収額の算出率の表（第三十八条第一項第七号イ若しくはロ又は同条第五項の規

賃与の 金額に 乗るべき 率	甲 第三十八条第一項第七号イ											
	扶養親族											
	0人		1人		2人		3人		4人		5人	
	前月の社会保険料控除											
	以上	未満	以上	未満	以上	未満	以上	未満	以上	未満	以上	未満
%	円	円未満	円	円未満	円	円未満	円	円未満	円	円未満	円	円未満
0	9,000	9,000円未満	17,300	17,300円未満	19,800	19,800円未満	22,300	22,300円未満	24,800	24,800円未満	27,300	27,300円未満
2	9,000	9,600	17,300	18,500	19,800	21,200	22,300	23,800	24,800	26,500	27,300	28,900
4	9,600	10,300	18,500	19,800	21,200	22,700	23,800	25,500	26,500	28,300	28,900	30,800
6	10,300	11,100	19,800	21,300	22,700	24,400	25,500	27,500	28,300	30,100	30,800	32,800
8	11,100	21,700	21,300	30,000	24,400	31,800	27,500	33,500	30,100	35,700	32,800	38,100
10	21,700	28,200	30,000	34,800	31,800	37,100	33,500	39,500	35,700	41,800	38,100	44,100
12	28,200	30,600	34,800	38,400	37,100	40,900	39,500	43,500	41,800	46,100	44,100	48,300
14	30,600	48,600	38,400	50,700	40,900	50,700	43,500	50,700	46,100	50,700	48,300	52,100
16	48,600	51,800	50,700	57,400	50,700	59,100	50,700	61,100	50,700	63,200	52,100	65,300
18	51,800	55,500	57,400	62,100	59,100	64,400	61,100	66,700	63,200	68,900	65,300	71,200
20	55,500	68,000	62,100	74,700	64,400	76,700	66,700	78,700	68,900	80,700	71,200	82,700
22	68,000	73,900	74,700	81,200	76,700	83,300	78,700	85,500	80,700	87,700	82,700	89,900
24	73,900	81,000	81,200	88,900	83,300	91,300	85,500	93,700	87,700	96,000	89,900	98,400
26	81,000	98,600	88,900	105,600	91,300	107,600	93,700	109,700	96,000	111,800	98,400	113,900
28	98,600	107,600	105,600	115,200	107,600	117,400	109,700	119,700	111,800	122,000	113,900	124,200
30	107,600	134,700	115,200	141,300	117,400	143,300	119,700	145,300	122,000	147,300	124,200	149,300
32	134,700	146,400	141,300	153,600	143,300	155,800	145,300	158,000	147,300	160,100	149,300	162,300
34	146,400	160,300	153,600	168,300	155,800	170,600	158,000	173,000	160,100	175,400	162,300	177,800
36	160,300	188,900	168,300	195,800	170,600	197,900	173,000	200,000	175,400	202,100	177,800	204,200
38	188,900	206,100	195,800	213,600	197,900	215,900	200,000	218,200	202,100	220,500	204,200	222,700
40	206,100	281,300	213,600	288,000	215,900	290,000	218,200	292,000	220,500	294,000	222,700	296,000
42	281,300	305,800	288,000	313,000	290,000	315,200	292,000	317,400	294,000	319,600	296,000	321,700
44	305,800	334,900	313,000	342,900	315,200	345,200	317,400	347,600	319,600	350,000	321,700	352,400
46	334,900	431,900	342,900	438,900	345,200	441,000	347,600	443,100	350,000	445,100	352,400	447,200
48	431,900	471,200	438,900	478,800	441,000	481,100	443,100	483,300	445,100	485,600	447,200	487,900
50	471,200円以上	478,800円以上	481,100円以上	483,300円以上				485,600円以上		487,900円以上		

(注) この表において「扶養親族等」とは、控除対象配偶者及び扶養親族をいう。

(備考) 賃与の金額に乗すべき率の求め方は、次のとおりである。

(イ) 第三十八条第一項の規定の適用を受ける者については、

(ア) 給与所得者の扶養控除等申告書が提出されている場合には、(3)に該当する場合を除き、

(イ) まず、その者が前月中に支払を受けた給与(賃与を除く。以下同じ。)の金額から次の金額を控除した金

(ア) 当該給与から控除された社会保険料の金額

(イ) 年長扶養親族(年齢15歳以上の扶養親族(乙表適用者については、そのうちの1人を除いたもの))を

(ア) 次に、その者が申告した扶養親族等の数と(イ)により求めた金額とに応じて甲欄の「前月の社会保険料控除」

(ア) (イ)により求めた行と「賃与の金額に乗すべき率」欄との交わるところに記載されている率が、その求める

(ア) 給与所得者の扶養控除等申告書が提出されていない場合(従たる給与についての扶養控除等申告書が提出

(ア) その者が前月中に支払を受けた給与の金額から、当該給与から控除された社会保険料の金額を控除した

(ア) (イ)により求めた金額に応じて乙欄の「前月の社会保険料控除後の給与の金額」欄の該当する行を求める。

(ア) (イ)により求めた行と「賃与の金額に乗すべき率」欄との交わるところに記載されている率が、その求める

(ア) その者が前月中に給与の支払を受けなかつた場合及びその者が前月中に支払を受けた給与の金額が当該給

定により税額を計算する。

(ロ) 第三十八条第五項の規定の適用を受ける者については、前月中に支払を受けた給与の金額から、当該給与か
養親族の数に応じ、それぞれその扶養親族1人につき5,000円又は3,000円を控除した金額に応じ、扶養親族
に乘すべき率」欄との交わるところに記載されている率が、その求める率である。(イ)の(3)と同様の場合には、

別表第五 退職所得に対する所得税の簡易税額表（第十五条第三項の規定による所得税額表又は第三十八条の二第一項の規定による所得税源泉徴収額表）

(一)

退職控除後の特金額		税額	退職控除後の特金額		税額	退職控除後の特金額		税額
以上	未満		以上	未満		以上	未満	
1,000円未満	0	50,000	51,000	2,000	140,000	142,000	5,600	
1,000	2,000	40	51,000	52,000	2,040	142,000	144,000	5,680
2,000	3,000	80	52,000	53,000	2,080	144,000	146,000	5,760
3,000	4,000	120	53,000	54,000	2,120	146,000	148,000	5,840
4,000	5,000	160	54,000	55,000	2,160	148,000	150,000	5,920
5,000	6,000	200	55,000	56,000	2,200	150,000	152,000	6,000
6,000	7,000	240	56,000	57,000	2,240	152,000	154,000	6,080
7,000	8,000	280	57,000	58,000	2,280	154,000	156,000	6,160
8,000	9,000	320	58,000	59,000	2,320	156,000	158,000	6,240
9,000	10,000	360	59,000	60,000	2,360	158,000	160,000	6,320
10,000	11,000	400	60,000	62,000	2,400	160,000	162,000	6,400
11,000	12,000	440	62,000	64,000	2,480	162,000	164,000	6,480
12,000	13,000	480	64,000	66,000	2,560	164,000	166,000	6,560
13,000	14,000	520	66,000	68,000	2,640	166,000	168,000	6,640
14,000	15,000	560	68,000	70,000	2,720	168,000	170,000	6,720
15,000	16,000	600	70,000	72,000	2,800	170,000	172,000	6,800
16,000	17,000	640	72,000	74,000	2,880	172,000	174,000	6,880
17,000	18,000	680	74,000	76,000	2,960	174,000	176,000	6,960
18,000	19,000	720	76,000	78,000	3,040	176,000	178,000	7,040
19,000	20,000	760	78,000	80,000	3,120	178,000	180,000	7,120
20,000	21,000	800	80,000	82,000	3,200	180,000	184,000	7,200
21,000	22,000	840	82,000	84,000	3,280	184,000	188,000	7,360
22,000	23,000	880	84,000	86,000	3,360	188,000	192,000	7,520
23,000	24,000	920	86,000	88,000	3,440	192,000	196,000	7,680
24,000	25,000	960	88,000	90,000	3,520	196,000	200,000	7,840
25,000	26,000	1,000	90,000	92,000	3,600	200,000	204,000	8,000
26,000	27,000	1,040	92,000	94,000	3,680	204,000	208,000	8,200
27,000	28,000	1,080	94,000	96,000	3,760	208,000	212,000	8,400
28,000	29,000	1,120	96,000	98,000	3,840	212,000	216,000	8,600
29,000	30,000	1,160	98,000	100,000	3,920	216,000	220,000	8,800
30,000	31,000	1,200	100,000	102,000	4,000	220,000	224,000	9,000
31,000	32,000	1,240	102,000	104,000	4,080	224,000	228,000	9,200
32,000	33,000	1,280	104,000	106,000	4,160	228,000	232,000	9,400
33,000	34,000	1,320	106,000	108,000	4,240	232,000	236,000	9,600
34,000	35,000	1,360	108,000	110,000	4,320	236,000	240,000	9,800
35,000	36,000	1,400	110,000	112,000	4,400	240,000	244,000	10,000
36,000	37,000	1,440	112,000	114,000	4,480	244,000	248,000	10,200
37,000	38,000	1,480	114,000	116,000	4,560	248,000	252,000	10,400
38,000	39,000	1,520	116,000	118,000	4,640	252,000	256,000	10,600
39,000	40,000	1,560	118,000	120,000	4,720	256,000	260,000	10,800
40,000	41,000	1,600	120,000	122,000	4,800	260,000	264,000	11,000
41,000	42,000	1,640	122,000	124,000	4,880	264,000	268,000	11,200
42,000	43,000	1,680	124,000	126,000	4,960	268,000	272,000	11,400
43,000	44,000	1,720	126,000	128,000	5,040	272,000	276,000	11,600
44,000	45,000	1,760	128,000	130,000	5,120	276,000	280,000	11,800
45,000	46,000	1,800	130,000	132,000	5,200	280,000	284,000	12,000
46,000	47,000	1,840	132,000	134,000	5,280	284,000	288,000	12,200
47,000	48,000	1,880	134,000	136,000	5,360	288,000	292,000	12,400
48,000	49,000	1,920	136,000	138,000	5,440	292,000	296,000	12,600
49,000	50,000	1,960	138,000	140,000	5,520	296,000	300,000	12,800

(二)

退職所得の特 別控除額		税 額	退職所得の特 別控除額		税 額	退職所得の特 別控除額		税 額
以 上	未 満		以 上	未 満		以 上	未 満	
300,000	304,000	13,000	540,000	546,000	28,500	860,000	868,000	52,500
304,000	308,000	13,200	546,000	552,000	28,950	868,000	876,000	53,100
308,000	312,000	13,400	552,000	558,000	29,400	876,000	884,000	53,700
312,000	316,000	13,600	558,000	564,000	29,850	884,000	892,000	54,300
316,000	320,000	13,800	564,000	570,000	30,300	892,000	900,000	54,900
320,000	324,000	14,000	570,000	576,000	30,750	900,000	908,000	55,500
324,000	328,000	14,200	576,000	582,000	31,200	908,000	916,000	56,100
328,000	332,000	14,400	582,000	588,000	31,650	916,000	924,000	56,700
332,000	336,000	14,600	588,000	594,000	32,100	924,000	932,000	57,300
336,000	340,000	14,800	594,000	600,000	32,550	932,000	940,000	57,900
340,000	344,000	15,000	600,000	606,000	33,000	940,000	948,000	58,500
344,000	348,000	15,200	606,000	612,000	33,450	948,000	956,000	59,100
348,000	352,000	15,400	612,000	618,000	33,900	956,000	964,000	59,700
352,000	356,000	15,600	618,000	624,000	34,350	964,000	972,000	60,300
356,000	360,000	15,800	624,000	630,000	34,800	972,000	980,000	60,900
360,000	364,000	16,000	630,000	636,000	35,250	980,000	988,000	61,500
364,000	368,000	16,200	636,000	642,000	35,700	988,000	996,000	62,100
368,000	372,000	16,400	642,000	648,000	36,150	996,000	1,004,000	62,700
372,000	376,000	16,600	648,000	654,000	36,600	1,004,000	1,012,000	63,400
376,000	380,000	16,800	654,000	660,000	37,050	1,012,000	1,020,000	64,200
380,000	384,000	17,000	660,000	666,000	37,500	1,020,000	1,028,000	65,000
384,000	388,000	17,200	666,000	672,000	37,950	1,028,000	1,036,000	65,800
388,000	392,000	17,400	672,000	678,000	38,400	1,036,000	1,044,000	66,600
392,000	396,000	17,600	678,000	684,000	38,850	1,044,000	1,052,000	67,400
396,000	400,000	17,800	684,000	690,000	39,300	1,052,000	1,060,000	68,200
400,000	404,000	18,000	690,000	696,000	39,750	1,060,000	1,068,000	69,000
404,000	408,000	18,300	696,000	702,000	40,200	1,068,000	1,076,000	69,800
408,000	412,000	18,600	702,000	708,000	40,650	1,076,000	1,084,000	70,600
412,000	416,000	18,900	708,000	714,000	41,100	1,084,000	1,092,000	71,400
416,000	420,000	19,200	714,000	720,000	41,550	1,092,000	1,100,000	72,200
420,000	426,000	19,500	720,000	726,000	42,000	1,100,000	1,108,000	73,000
426,000	432,000	19,950	726,000	732,000	42,450	1,108,000	1,116,000	73,800
432,000	438,000	20,400	732,000	738,000	42,900	1,116,000	1,124,000	74,600
438,000	444,000	20,850	738,000	744,000	43,350	1,124,000	1,132,000	75,400
444,000	450,000	21,300	744,000	750,000	43,800	1,132,000	1,140,000	76,200
450,000	456,000	21,750	750,000	756,000	44,250	1,140,000	1,148,000	77,000
456,000	462,000	22,200	756,000	762,000	44,700	1,148,000	1,156,000	77,800
462,000	468,000	22,650	762,000	768,000	45,150	1,156,000	1,164,000	78,600
468,000	474,000	23,100	768,000	774,000	45,600	1,164,000	1,172,000	79,400
474,000	480,000	23,550	774,000	780,000	46,050	1,172,000	1,180,000	80,200
480,000	486,000	24,000	780,000	788,000	46,500	1,180,000	1,188,000	81,000
486,000	492,000	24,450	788,000	796,000	47,100	1,188,000	1,196,000	81,800
492,000	498,000	24,900	796,000	804,000	47,700	1,196,000	1,204,000	82,600
498,000	504,000	25,350	804,000	812,000	48,300	1,204,000	1,212,000	83,400
504,000	510,000	25,800	812,000	820,000	48,900	1,212,000	1,220,000	84,200
510,000	516,000	26,250	820,000	828,000	49,500	1,220,000	1,228,000	85,000
516,000	522,000	26,700	828,000	836,000	50,100	1,228,000	1,236,000	85,800
522,000	528,000	27,150	836,000	844,000	50,700	1,236,000	1,244,000	86,600
528,000	534,000	27,600	844,000	852,000	51,300	1,244,000	1,252,000	87,400
534,000	540,000	28,050	852,000	860,000	51,900	1,252,000	1,260,000	88,200

(三)

退職所得の特別控除後の金額		税額	退職所得の特別控除後の金額		税額	退職所得の特別控除後の金額		税額
以上	未満		以上	未満		以上	未満	
1,260,000	1,268,000	89,000	1,700,000	1,710,000	135,500	5,000,000	8,000,000	退職所得の特別控除後の金額に20%を乗じて算出した金額から352,000円を控除した金額
1,268,000	1,276,000	89,800	1,710,000	1,720,000	136,750			
1,276,000	1,284,000	90,600	1,720,000	1,730,000	138,000			
1,284,000	1,292,000	91,400	1,730,000	1,740,000	139,250			
1,292,000	1,300,000	92,200	1,740,000	1,750,000	140,500			
1,300,000	1,310,000	93,000	1,750,000	1,760,000	141,750	8,000,000	12,000,000	退職所得の特別控除後の金額に22.5%を乗じて算出した金額から552,000円を控除した金額
1,310,000	1,320,000	94,000	1,760,000	1,770,000	143,000			
1,320,000	1,330,000	95,000	1,770,000	1,780,000	144,250			
1,330,000	1,340,000	96,000	1,780,000	1,790,000	145,500			
1,340,000	1,350,000	97,000	1,790,000	1,800,000	146,750			
1,350,000	1,360,000	98,000	1,800,000	1,810,000	148,000	12,000,000	20,000,000	退職所得の特別控除後の金額に25%を乗じて算出した金額から852,000円を控除した金額
1,360,000	1,370,000	99,000	1,810,000	1,820,000	149,250			
1,370,000	1,380,000	100,000	1,820,000	1,830,000	150,500			
1,380,000	1,390,000	101,000	1,830,000	1,840,000	151,750			
1,390,000	1,400,000	102,000	1,840,000	1,850,000	153,000			
1,400,000	1,410,000	103,000	1,850,000	1,860,000	154,250	20,000,000	40,000,000	退職所得の特別控除後の金額に27.5%を乗じて算出した金額から1,352,000円を控除した金額
1,410,000	1,420,000	104,000	1,860,000	1,870,000	155,500			
1,420,000	1,430,000	105,000	1,870,000	1,880,000	156,750			
1,430,000	1,440,000	106,000	1,880,000	1,890,000	158,000			
1,440,000	1,450,000	107,000	1,890,000	1,900,000	159,250			
1,450,000	1,460,000	108,000	1,900,000	1,910,000	160,500	40,000,000	60,000,000	退職所得の特別控除後の金額に30%を乗じて算出した金額から2,352,000円を控除した金額
1,460,000	1,470,000	109,000	1,910,000	1,920,000	161,750			
1,470,000	1,480,000	110,000	1,920,000	1,930,000	163,000			
1,480,000	1,490,000	111,000	1,930,000	1,940,000	164,250			
1,490,000	1,500,000	112,000	1,940,000	1,950,000	165,500			
1,500,000	1,510,000	113,000	1,950,000	1,960,000	166,750	60,000,000	90,000,000	退職所得の特別控除後の金額に32.5%を乗じて算出した金額から3,852,000円を控除した金額
1,510,000	1,520,000	114,000	1,960,000	1,970,000	168,000			
1,520,000	1,530,000	115,000	1,970,000	1,980,000	169,250			
1,530,000	1,540,000	116,000	1,980,000	1,990,000	170,500			
1,540,000	1,550,000	117,000	1,990,000	2,000,000	171,750			
1,550,000	1,560,000	118,000	2,000,000	2,400,000	退職所得の特別控除後の金額に35%を乗じて算出した金額から77,000円を控除した金額	90,000,000	120,000,000	退職所得の特別控除後の金額に35%を乗じて算出した金額から6,102,000円を控除した金額
1,560,000	1,570,000	119,000						
1,570,000	1,580,000	120,000						
1,580,000	1,590,000	121,000						
1,590,000	1,600,000	122,000						
1,600,000	1,610,000	123,000	2,400,000	3,600,000	退職所得の特別控除後の金額に37.5%を乗じて算出した金額から137,000円を控除した金額	120,000,000円以上		退職所得の特別控除後の金額に37.5%を乗じて算出した金額から9,102,000円を控除した金額
1,610,000	1,620,000	124,250						
1,620,000	1,630,000	125,500						
1,630,000	1,640,000	126,750						
1,640,000	1,650,000	128,000						
1,650,000	1,660,000	129,250	3,600,000	5,000,000	退職所得の特別控除後の金額に37.5%を乗じて算出した金額から227,000円を控除した金額			
1,660,000	1,670,000	130,500						
1,670,000	1,680,000	131,750						
1,680,000	1,690,000	133,000						
1,690,000	1,700,000	134,250						

(注) この表において「退職所得の特別控除後の金額」とは、退職所得の収入金額から、第九条第一項第六号イからハまでの規定により計算した金額又は第三十八条の二第三項に規定する退職所得の特別控除額を控除した金額をいう。

(備考) 税額求めるには、まず、退職所得の特別控除後の金額を求め、次に、その金額に応じて「退職所得の特別控除後の金額」欄の該当する行を求めるものとし、その行の「税額」欄に記載されている金額が、その退職所得に対する税額である。

別表第六 年末調整のための簡易税額表(第四十条の規定による所得税額表)

(一)

課税所得金額		税額	課税所得金額		税額	課税所得金額		税額	課税所得金額		税額
以上	未満		以上	未満		以上	未満		以上	未満	
500円未満	0	25,000	25,500	2,000	70,000	71,000	5,600	150,000	152,000	13,000	
500	1,000	40	25,500	26,000	2,040	71,000	72,000	5,680	152,000	154,000	13,200
1,000	1,500	80	26,000	26,500	2,080	72,000	73,000	5,760	154,000	156,000	13,400
1,500	2,000	120	26,500	27,000	2,120	73,000	74,000	5,840	156,000	158,000	13,600
2,000	2,500	160	27,000	27,500	2,160	74,000	75,000	5,920	158,000	160,000	13,800
2,500	3,000	200	27,500	28,000	2,200	75,000	76,000	6,000	160,000	162,000	14,000
3,000	3,500	240	28,000	28,500	2,240	76,000	77,000	6,080	162,000	164,000	14,200
3,500	4,000	280	28,500	29,000	2,280	77,000	78,000	6,160	164,000	166,000	14,400
4,000	4,500	320	29,000	29,500	2,320	78,000	79,000	6,240	166,000	168,000	14,600
4,500	5,000	360	29,500	30,000	2,360	79,000	80,000	6,320	168,000	170,000	14,800
5,000	5,500	400	30,000	31,000	2,400	80,000	81,000	6,400	170,000	172,000	15,000
5,500	6,000	440	31,000	32,000	2,480	81,000	82,000	6,480	172,000	174,000	15,200
6,000	6,500	480	32,000	33,000	2,560	82,000	83,000	6,560	174,000	176,000	15,400
6,500	7,000	520	33,000	34,000	2,640	83,000	84,000	6,640	176,000	178,000	15,600
7,000	7,500	560	34,000	35,000	2,720	84,000	85,000	6,720	178,000	180,000	15,800
7,500	8,000	600	35,000	36,000	2,800	85,000	86,000	6,800	180,000	182,000	16,000
8,000	8,500	640	36,000	37,000	2,880	86,000	87,000	6,880	182,000	184,000	16,200
8,500	9,000	680	37,000	38,000	2,960	87,000	88,000	6,960	184,000	186,000	16,400
9,000	9,500	720	38,000	39,000	3,040	88,000	89,000	7,040	186,000	188,000	16,600
9,500	10,000	760	39,000	40,000	3,120	89,000	90,000	7,120	188,000	190,000	16,800
10,000	10,500	800	40,000	41,000	3,200	90,000	92,000	7,200	190,000	192,000	17,000
10,500	11,000	840	41,000	42,000	3,280	92,000	94,000	7,360	192,000	194,000	17,200
11,000	11,500	880	42,000	43,000	3,360	94,000	96,000	7,520	194,000	196,000	17,400
11,500	12,000	920	43,000	44,000	3,440	96,000	98,000	7,680	196,000	198,000	17,600
12,000	12,500	960	44,000	45,000	3,520	98,000	100,000	7,840	198,000	200,000	17,800
12,500	13,000	1,000	45,000	46,000	3,600	100,000	102,000	8,000	200,000	202,000	18,000
13,000	13,500	1,040	46,000	47,000	3,680	102,000	104,000	8,200	202,000	204,000	18,300
13,500	14,000	1,080	47,000	48,000	3,760	104,000	106,000	8,400	204,000	206,000	18,600
14,000	14,500	1,120	48,000	49,000	3,840	106,000	108,000	8,600	206,000	208,000	18,900
14,500	15,000	1,160	49,000	50,000	3,920	108,000	110,000	8,800	208,000	210,000	19,200
15,000	15,500	1,200	50,000	51,000	4,000	110,000	112,000	9,000	210,000	213,000	19,500
15,500	16,000	1,240	51,000	52,000	4,080	112,000	114,000	9,200	213,000	216,000	19,950
16,000	16,500	1,280	52,000	53,000	4,160	114,000	116,000	9,400	216,000	219,000	20,400
16,500	17,000	1,320	53,000	54,000	4,240	116,000	118,000	9,600	219,000	222,000	20,850
17,000	17,500	1,360	54,000	55,000	4,320	118,000	120,000	9,800	222,000	225,000	21,300
17,500	18,000	1,400	55,000	56,000	4,400	120,000	122,000	10,000	225,000	228,000	21,750
18,000	18,500	1,440	56,000	57,000	4,480	122,000	124,000	10,200	228,000	231,000	22,200
18,500	19,000	1,480	57,000	58,000	4,560	124,000	126,000	10,400	231,000	234,000	22,650
19,000	19,500	1,520	58,000	59,000	4,640	126,000	128,000	10,600	234,000	237,000	23,100
19,500	20,000	1,560	59,000	60,000	4,720	128,000	130,000	10,800	237,000	240,000	23,550
20,000	20,500	1,600	60,000	61,000	4,800	130,000	132,000	11,000	240,000	243,000	24,000
20,500	21,000	1,640	61,000	62,000	4,880	132,000	134,000	11,200	243,000	246,000	24,450
21,000	21,500	1,680	62,000	63,000	4,960	134,000	136,000	11,400	246,000	249,000	24,900
21,500	22,000	1,720	63,000	64,000	5,040	136,000	138,000	11,600	249,000	252,000	25,350
22,000	22,500	1,760	64,000	65,000	5,120	138,000	140,000	11,800	252,000	255,000	25,800
22,500	23,000	1,800	65,000	66,000	5,200	140,000	142,000	12,000	255,000	258,000	26,250
23,000	23,500	1,840	66,000	67,000	5,280	142,000	144,000	12,200	258,000	261,000	26,700
23,500	24,000	1,880	67,000	68,000	5,360	144,000	146,000	12,400	261,000	264,000	27,150
24,000	24,500	1,920	68,000	69,000	5,440	146,000	148,000	12,600	264,000	267,000	27,600
24,500	25,000	1,960	69,000	70,000	5,520	148,000	150,000	12,800	267,000	270,000	28,050

(二)

課税所得金額		税額	課税所得金額		税額	課税所得金額		税額	課税所得金額		税額
以上	未満		以上	未満		以上	未満		以上	未満	
270,000	273,000	28,500	430,000	434,000	52,500	630,000	635,000	89,000	880,000	885,000	143,000
273,000	276,000	28,950	434,000	438,000	53,100	635,000	640,000	90,000	885,000	890,000	144,250
276,000	279,000	29,400	438,000	442,000	53,700	640,000	645,000	91,000	890,000	895,000	145,500
279,000	282,000	29,850	442,000	446,000	54,300	645,000	650,000	92,000	895,000	900,000	146,750
282,000	285,000	30,300	446,000	450,000	54,900	650,000	655,000	93,000	900,000	905,000	148,000
285,000	288,000	30,750	450,000	454,000	55,500	655,000	660,000	94,000	905,000	910,000	149,250
288,000	291,000	31,200	454,000	458,000	56,100	660,000	665,000	95,000	910,000	915,000	150,500
291,000	294,000	31,650	458,000	462,000	56,700	665,000	670,000	96,000	915,000	920,000	151,750
294,000	297,000	32,100	462,000	466,000	57,300	670,000	675,000	97,000	920,000	925,000	153,000
297,000	300,000	32,550	466,000	470,000	57,900	675,000	680,000	98,000	925,000	930,000	154,250
300,000	303,000	33,000	470,000	474,000	58,500	680,000	685,000	99,000	930,000	935,000	155,500
303,000	306,000	33,450	474,000	478,000	59,100	685,000	690,000	100,000	935,000	940,000	156,750
306,000	309,000	33,900	478,000	482,000	59,700	690,000	695,000	101,000	940,000	945,000	158,000
309,000	312,000	34,350	482,000	486,000	60,300	695,000	700,000	102,000	945,000	950,000	159,250
312,000	315,000	34,800	486,000	490,000	60,900	700,000	705,000	103,000	950,000	955,000	160,500
315,000	318,000	35,250	490,000	494,000	61,500	705,000	710,000	104,000	955,000	960,000	161,750
318,000	321,000	35,700	494,000	498,000	62,100	710,000	715,000	105,000	960,000	965,000	163,000
321,000	324,000	36,150	498,000	502,000	62,700	715,000	720,000	106,000	965,000	970,000	164,250
324,000	327,000	36,600	502,000	506,000	63,400	720,000	725,000	107,000	970,000	975,000	165,500
327,000	330,000	37,050	506,000	510,000	64,200	725,000	730,000	108,000	975,000	980,000	166,750
330,000	333,000	37,500	510,000	514,000	65,000	730,000	735,000	109,000	980,000	985,000	168,000
333,000	336,000	37,950	514,000	518,000	65,300	735,000	740,000	110,000	985,000	990,000	169,250
336,000	339,000	38,400	518,000	522,000	66,600	740,000	745,000	111,000	990,000	995,000	170,500
339,000	342,000	38,850	522,000	526,000	67,400	745,000	750,000	112,000	995,000	1,000,000	171,750
345,000	348,000	39,750	530,000	534,000	69,000	755,000	760,000	114,000	1,000,000	1,200,000	課税給与所得金額に25%を乗じて算出した金額から77,000円を控除した金額
348,000	351,000	40,200	534,000	538,000	69,800	760,000	765,000	115,000			
351,000	354,000	40,650	538,000	542,000	70,600	765,000	770,000	116,000			
354,000	357,000	41,100	542,000	546,000	71,400	770,000	775,000	117,000			
357,000	360,000	41,550	546,000	550,000	72,200	775,000	780,000	118,000			
360,000	363,000	42,000	550,000	554,000	73,000	780,000	785,000	119,000	1,200,000	1,800,000	課税給与所得金額に30%を乗じて算出した金額から137,000円を控除した金額
363,000	366,000	42,450	554,000	558,000	73,800	785,000	790,000	120,000			
366,000	369,000	42,900	558,000	562,000	74,600	790,000	795,000	121,000			
369,000	372,000	43,350	562,000	566,000	75,400	795,000	800,000	122,000			
372,000	375,000	43,800	566,000	570,000	76,200	800,000	805,000	123,000			
375,000	378,000	44,250	570,000	574,000	77,000	805,000	810,000	124,250	1,800,000	2,500,000	課税給与所得金額に35%を乗じて算出した金額から227,000円を控除した金額
378,000	381,000	44,700	574,000	578,000	77,800	810,000	815,000	125,500			
381,000	384,000	45,150	578,000	582,000	78,600	815,000	820,000	126,750			
384,000	387,000	45,600	582,000	586,000	79,400	820,000	825,000	128,000			
387,000	390,000	46,050	586,000	590,000	80,200	825,000	830,000	129,250			
390,000	394,000	46,500	590,000	594,000	81,000	830,000	835,000	130,500	2,500,000	4,000,000	課税給与所得金額に40%を乗じて算出した金額から352,000円を控除した金額
394,000	398,000	47,100	594,000	598,000	81,800	835,000	840,000	131,750			
398,000	402,000	47,700	598,000	602,000	82,600	840,000	845,000	133,000			
402,000	406,000	48,300	602,000	606,000	83,400	845,000	850,000	134,250			
406,000	410,000	48,900	606,000	610,000	84,200	850,000	855,000	135,500			
410,000	414,000	49,500	610,000	614,000	85,000	855,000	860,000	136,750	4,000,000	6,000,000	課税給与所得金額に45%を乗じて算出した金額から552,000円を控除した金額
414,000	418,000	50,100	614,000	618,000	85,800	860,000	865,000	138,000			
418,000	422,000	50,700	618,000	622,000	86,600	865,000	870,000	139,250			
422,000	426,000	51,300	622,000	626,000	87,400	870,000	875,000	140,500			
426,000	430,000	51,900	626,000	630,000	88,200	875,000	880,000	141,750			

(三)

課 所 税 得 給 金 与 額		税 額	課 所 税 得 給 金 与 額		税 額	課 所 税 得 給 金 与 額		税 額
以 上	未 満		以 上	未 満		以 上	未 満	
6,000,000	10,000,000	課税給与所得金額に50%を乗じて算出した金額から852,000円を控除した金額	20,000,000	30,000,000	課税給与所得金額に60%を乗じて算出した金額から2,852,000円を控除した金額	45,000,000	60,000,000	課税給与所得金額に70%を乗じて算出した金額から6,102,000円を控除した金額
10,000,000	20,000,000	課税給与所得金額に55%を乗じて算出した金額から1,352,000円を控除した金額	30,000,000	45,000,000	課税給与所得金額に65%を乗じて算出した金額から3,852,000円を控除した金額	60,000,000	以上	課税給与所得金額に75%を乗じて算出した金額から9,102,000円を控除した金額

その者が障害者、老年者、寡婦又は勤労学生である場合には、これらの一に該当するごとに6,000円を、控除対象配偶者又は扶養親族である障害者がある場合には、当該障害者1人につき6,000円を、上の各欄によつて求めた税額から控除した金額

(備考) 税額の求め方は、次のとおりである。

- (一) まず、この表の附表によりその年の給与所得の収入金額に応じて求めた給与所得控除後の給与の金額から、次の金額を控除した金額を求める。
 - (1) その年の給与から控除される社会保険料がある場合には、その金額
 - (2) 申告された社会保険料の金額がある場合には、その金額
 - (3) 申告された生命保険料の金額がある場合には、その金額(その金額が15,000円をこえる場合には、15,000円とそのこえる金額(その金額が35,000円をこえるときは、35,000円)の2分の1に相当する金額との合計額)
- (二) 次に、(一)により求めた金額から、
 - (1) 申告された控除対象配偶者がある場合において、
 - (a) 申告された扶養親族があるときは、第十一條の八第一項の規定による配偶者控除額、第十一條の九第一項第一号の規定による扶養控除額及び基礎控除額の合計額を控除し、
 - (b) 申告された扶養親族がないときは、第十一條の八第一項の規定による配偶者控除額と基礎控除額との合計額を控除し、
 - (2) 申告された控除対象配偶者がない場合において、
 - (a) 申告された扶養親族があるときは、
 - (a) (b)に該当するときを除くほか、第十一條の九第一項第二号の規定による扶養控除額と基礎控除額との合計額を控除し、
 - (b) 第十一條の九第二項の規定の適用を受ける旨の申告があるときは、同条第一項第一号に掲げる金額に相当する扶養控除額と基礎控除額との合計額を控除し、
 - (b) 申告された扶養親族がないときは、基礎控除額を控除し、
- (三) それぞれその残額を求める。
- (四) (二)により求めた残額に応じ、「課税給与所得金額」欄の該当する行を求め、その行の「税額」欄に記載されている金額(障害者控除額、老年者控除額、寡婦控除額又は勤労学生控除額の控除が認められる場合には、これらの控除が認められるごとに当該金額から6,000円を控除した金額)が、その求める税額である。
- (五) (一)から(四)までにより税額を求める場合において、(一)により求めた残額が1,000,000円以上の者の当該残額に100円未満の端数があるときは、これを切り捨てた後の残額に応じ、「課税給与所得金額」欄の該当する行を求めるものとし、その者の税額に10円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額が、その求める税額である。

(附則)

(施行期日)

第一条 この法律は、昭和三十七年四月一日から施行する。

(経過規定の原則)

第二条 この附則において別段の定めがあるものを除くほか、改正後の所得税法(以下「新法」という。)の規定は、昭和三十七年分以後の所得税について適用し、昭和三十

六年分以前の所得税については、なお従前の例による。

(昭和三十七年分の所得税の税額算定等に係る特例)

第三条 昭和三十七年分の所得税に

ついては、次の表の上欄に掲げる新法の規定中同表の中欄に掲げる字句は、同表の下欄に掲げる字句にそれぞれ読み替えるものとする。

条項	読み替える規定	読み替える規定
第十八条第七項第一号及び第二項第四号	三万五千円	三万円
第十二条の八及び十一号	十万円	九万七千五百円
第三十八条の二第一項第一号各号	三万五千円	三万円
第四十条第一項第一号	九万七千五百円	九万七千五百円

第六条 第九条の四第三項(同

三第三項第一号)附則別表

第十二条の八及び十一号

第十三条の二第一項第一号各号

第十四条第一項第一号

第十五条第一項第一号

第十六条第一項第一号

第十七条第一項第一号

第十八条第一項第一号

第十九条第一項第一号

第二十条第一項第一号

第二十一条第一項第一号

第二十二条第一項第一号

第二十三条第一項第一号

第二十四条第一項第一号

収入金額に応じ附則別表第三

に定める税額

口 新法第十五条第四項の規定に該当する場合 課税退職所得金額に応じ附則別表第一に

定める税額

(所得税法の施行地に源泉がある所得に係る経過規定)

第四条 新法第一条第三項第三号(同号に掲げる生命保険契約に基づき受けた年金に係る部分に限る。以下この条において同じ。)

第五条 同号に規定する人(役務の提供を主たる内容とする事業の所

得で、改正前の所得税法(以下「旧法」という。)第一条第二項第五号に規定する所得に該当しないものに係る部分に限る。以下この条において同じ。)及び第七号並びに同

条第九項後段の規定並びにこれら

の規定に係る同条第六項、新法第

四十二条第一項、第十八条第二項及び

第十九条第一項、第十九条第七項、第

六十一項第一項第三号の規定は、

次に各号に掲げる区分に応じ、当該各号に掲げる税額によるものとす

ては、新法第十三条に規定する税率を適用して計算する税額及び新

法第十五条の規定による税額は、

二 山林所得の金額に対するも

の課税山林所得金額に応じ附

則別表第二に定める税額

三 退職所得の金額に対するも

のイ又はロに掲げる区分に応

じ、それぞれイ又はロに掲げる

税額

イ 新法第十五条第三項の規定に該当する場合 退職所得の

総所得金額に対するもの 課税

前に支払を受けるべきこれらの所得については、なお従前の例によ

る。

(非永住者の判定等に係る経過規

定)

第五条 新法第二条第二項及び第六

項の規定は、昭和三十八年分以後の所得税について適用し、昭和三

七年分以前の所得税について適用

する事由が生じた場合は、同項(新

法第二十九条第五項において準用する場合を含む。)において準用す

る新法第二十七条第六項の規定によ

る更正の請求は、同項の規定に

かかわらず、同年六月三十日ま

で、することができる。

(非居住者又は法人に対する特別

税率に係る経過規定)

第六条 新法第九条の四第三項(同

項の被災事業用資産に係る部分に

限る。)の規定は、昭和三十七年一

月一日以後において生じた同条第

六項に規定する損失について適用

し、同日前に生じた当該損失につ

(譲渡代金の貸倒れの場合等の所

得計算の特例に係る経過規定)

第七条 新法第十条の六及び第二十

正に係る部分に限る。)の規定は、昭和三十七年一月一日以後に新法第十条の六の規定に該当する事実又は新法第二十七条第七項に規定する事実において、同年五月三十日以前に同項に規定する事由において、同年五月三十日以後に同項に規定する事由が生じた場合について適用する。この場合において、同年五月三十日以前に同項に規定する事由が生じたときは、同項(新法第二十九条第五項において準用する場合を含む。)において準用する事由が生じたと見なす。

第十四条 新法第二条第二項及び第六

項の規定は、昭和三十八年分以後の所得税について適用し、昭和三

七年分以前の所得税について適用

する事由が生じた場合は、同項(新

法第二十九条第五項において準用する場合を含む。)において準用す

る新法第二十七条第六項の規定によ

る更正の請求は、同項の規定に

かかわらず、同年六月三十日ま

で、することができる。

(非居住者又は法人に対する特別

税率に係る経過規定)

第八条 新法第十七条第一項、第十

八条第四項及び第四十一条第三項

(新法第一条第八項第二号若しく

は第三号に掲げる事業を有する非

居住者又は法人で同項第一号に掲

げる事業を有しないものの新法第

十七条第一項、第十八条第四項及

び第四十一条第三項に規定する事

業に歸せられる所得及び通常當該

事業に帰せられるべき所得に係る部分に限る。)の規定は、昭和三十七年七月一日以後に支払を受けるべきこれらの規定に規定する所得について適用し、同日前に支払を受

けるべきこれらの所得について
は、なお従前の例による。

2 新法第十八条第三項の規定は、

昭和三十七年四月一日以後に行な
われる同項の支払、配当又は分配

に係る利子所得及び配当所得につ
いて適用し、同日前に行なわれた
当該支払、配当又は分配に係る利
子所得及び配当所得については、

なお従前の例による。

(昭和三十七年分及び昭和三十八 年分の予定納税基準額の計算の特 例)

第九条 昭和三十七年分の所得税に ついては、新法第二十二条の二第一 項に規定する予定納税基準額

は、第一号に掲げる金額から、第
二号から第四号までに掲げる金額
の合計額を控除した金額により、
その金額が六千円に満たないとき
は、予定納税基準額がないものと
する。

一 納税義務者の昭和三十六年分 の所得税の計算の基礎となつた

総所得金額（同年中に譲渡所
得、一時所得、雑所得又はこれ
に該当しない臨時所得の金額が
あつた場合には、新法第二十一
条の二第一項の規定に基づく命

令の規定に準じてこれらの所得
の金額を除外して計算したこと
による。）から当該納税義務者
の同年分の課税総所得金額の計
算の基礎となつた事実に基づづ
き、政令で定めるところによ
り、旧法の規定による難損控除

額、医療費控除額、社会保険料
控除額、生命保険料控除額及び
扶養控除額並びに附則第三条第
一項の規定により読み替えられ
た新法第十一条の八及び第十二
条の規定による配偶者控除額及
び基礎控除額を控除し、その残
額について、附則別表第一によ
り計算した税額から、同年分の
所得税額の計算の基礎となつた
事実に基づき、新法の規定によ
り計算した障害者控除額、老年
者控除額、寡婦控除額、勤労学
生控除額及び配当控除額並びに
旧法の規定による外國税控除額
を控除した金額

二 紳税義務者が旧法第四十条に 規定する給与の支払者から受け た昭和三十六年中の支給に係る 給与所得について、政令で定め ることにより、同条第一項第 二号に掲げる税額の計算の基礎

となつた事実に基づいて求めた

附則第三条第一項の規定により 読み替えられた新法第四十条第 一項第二号に掲げる税額

三 前号に規定する給与所得以外
の昭和三十六年中の支給に係る
給与所得について、旧法第三十
八条の規定により徴収された、
又は徴収されるべき税額

四 昭和三十六年分の所得につき
旧法第三十七条、第四十一条第
一項又は第四十二条の規定によ
り徴収された、又は徴収される
べき税額及び旧法第四十一条第
二項の規定により納付された税
額（旧法第十七条に規定する所
得、利子所得、退職所得、雑所
得又はこれに該当しない臨時所
得に係るものと除く。）

得又はこれに該当しない臨時所
得に係るものと除く。）

2 昭和三十六年分の所得税の総所
得額の計算について旧法第十一
条の二第二項の規定の適用を受け
た納税義務者で、その同項に規定
する青色事業専従者のうち同年
十二月三十一日における年齢が十
九歳から二十四歳までであつた者
があるものについては、当該納税
義務者の前項に定める昭和三十七
年分の予定納税基準額の計算の基
礎となる同項第一号に規定する総

所得金額並びに配偶者控除額及び
扶養控除額は、次項及び第四項に
定めるところに従つて計算した金
額によることができるものとす
る。

3 前項の規定の適用を受けようと
する納税義務者は、昭和三十七年
五月一日の現況により、同月十五
日まで（新法第七条の二に規定す
る特別農業所得者にあつては、同
年九月一日の現況により、同月十
五日まで）に、政令で定めるところ
により、その同年分の見積りに係
る新法第十一条の二第二項の規定
による青色事業専従者給与額のその前
年において旧法第十一条の二第二
項の規定の適用を受けた金額に対
する増加額その他必要な事項を記
載した申請書を納稅地の所轄稅務
署長に提出しなければならない。

5 稅務署長は、前項の場合におい
て、第三項の申請書に記載された
ところを修正して予定納税基準額
を計算したときは、新法第二十一
条の四第一項の規定による通知を
する書面に、その修正したところ
を附記しなければならない。

6 第一項の規定は、昭和三十八年
分の予定納税基準額の計算につい
て準用する。この場合において、
次の表の上欄に掲げる同項の規定
中同表の中欄に掲げる字句は、同
表の下欄に掲げる字句にそれぞれ
読み替えるものとする。

条項	読み替える規定	読み替える規定
第一号	昭和三十六年 旧法 及び扶養控除額並びに附則第三条第一項の規定により読み替えられた新法第十二条の八及び第十二条の規定による配偶者控除額	昭和三十七年 新法 配偶者控除額、扶養控除額
附則別表第一	新法第十三条から第十五条までの規定 及び配当控除額並びに旧法の規定による外国税控除額	新法第十三条第一項第六号 、配偶者控除額、扶養控除額
第二号	昭和三十六年 政令で定めるところにより、同条第一項第二号 附則第三条第一項の規定により読み替えられた新法第四十一条第一項第二号に掲げる税額	昭和三十七年 同号に掲げる税額
第三号	昭和三十六年 旧法 昭和三十六年 同号に掲げる税額	昭和三十七年 同号に掲げる税額
第四号	昭和三十六年 旧法 昭和三十六年 退職所得	昭和三十七年 所得税法の一部を改正する法律 (昭和三十七年法律第二号) による改正前の所得税法第三十八条又は新法 昭和三十七年 新法 退職所得、一時所得
7 前年分の所得税につき旧法第十三条の三又は新法第十二条の三の規定の適用があつた場合における昭和三十七年分及び昭和三十八年分の新法第二十二条の二第一項に係る同条第四項の規定並びに第三項後段並びにこれらの規定に係る同条第二項の規定は、昭和三十九年四月一日以後に新法第二十九条第二項又は第三項後段の規定については、政令で定める。	(出國等の場合の中告に係る経過規定)	2 前年分の所得税につき旧法第十三条の三又は新法第十二条の三の規定の適用があつた場合における昭和三十七年分及び昭和三十八年分の新法第二十二条の二第一項に係る同条第四項の規定並びに第三項後段並びにこれらの規定に係る同条第二項の規定は、昭和三十九年四月一日以後に新法第二十九条第二項又は第三項後段の規定については、政令で定める。

2 前年分の所得税につき旧法第十三条の三又は新法第十二条の三の規定の適用があつた場合における昭和三十七年分及び昭和三十八年分の新法第二十二条の二第一項に係る同条第四項の規定並びに第三項後段並びにこれらの規定に係る同条第二項の規定は、昭和三十九年四月一日以後に新法第二十九条第二項又は第三項後段の規定については、政令で定める。	該当する事実が生ずる場合について適用し、同日前に旧法第二十九条三十一日までの間に支給すべき新法第三十八条第一項第六号に規定する給与については、同号に掲げる税額から三円を控除した金額に相当する金額をもつて同号に掲げる税額とみなす。
3 附則第三条第一項の規定により読み替えられた新法第六十一条第一項第二号の規定及び附則別表第三は、昭和三十七年中に支給すべき退職所得で同年四月一日以後に支払われるものについて適用し、同年中に支給すべき退職所得で同日前に支払われたものについては、なお従前の例による。	3 附則第三条第一項の規定により読み替えられた新法第六十一条第一項第二号の規定及び附則別表第三は、昭和三十七年中に支給すべき退職所得で同年四月一日以後に支払われるものについて適用し、同年中に支給すべき退職所得で同日前に支払われたものについては、なお従前の例による。
4 附則第三条第一項の規定により読み替えられた新法第四十条の規定及び附則別表第四は、昭和三十七年中に支給すべき給与所得でその最後に支払をする日が同年四月一日以後である場合について適用し、その最後に支払をする日が同年四月一日前である場合については、なお従前の例による。	4 附則第三条第一項の規定により読み替えられた新法第四十条の規定及び附則別表第四は、昭和三十七年中に支給すべき給与所得でその最後に支払をする日が同年四月一日以後である場合について適用し、その最後に支払をする日が同年四月一日前である場合については、なお従前の例による。
5 新法第四十一条第三項(新法第五号に掲げる所得でべき給与所得について適用し、同日に支給すべき給与所得について適用するものに係る部分を除く。)の規定は、昭和三十七年四月一日以後に支給すべき給与所得について適用し、同日前に支給すべき給与所得について適用するものに係る部分を除く。)の規定は、昭和三十七年四月一日以後に支給すべき給与所得について適用するものに係る部分を除く。)の規定は、昭和三十七年四月一日以後に支給すべき給与所得について適用するものに係る部分を除く。)の規定は、昭和三十七年四月一日以後に支給すべき給与所得について適用するものに係る部分を除く。)	5 新法第四十一条第三項(新法第五号に掲げる所得でべき給与所得について適用し、同日に支給すべき給与所得について適用するものに係る部分を除く。)の規定は、昭和三十七年四月一日以後に支給すべき給与所得について適用するものに係る部分を除く。)の規定は、昭和三十七年四月一日以後に支給すべき給与所得について適用するものに係る部分を除く。)の規定は、昭和三十七年四月一日以後に支給すべき給与所得について適用するものに係る部分を除く。)の規定は、昭和三十七年四月一日以後に支給すべき給与所得について適用するものに係る部分を除く。)

6 新法第四十二条第一項(同項に規定する賞金に係る部分に限る。)及び第三項の規定は、昭和三十七年七月一日以後に支払うべきこれらの規定に規定する所得について適用する。	6 新法第四十二条第一項(同項に規定する賞金に係る部分に限る。)及び第三項の規定は、昭和三十七年七月一日以後に支払うべきこれらの規定に規定する所得について適用する。
7 この法律の施行前にされた旧法第六十五条第一項ただし書の申告は、新法第六十五条第一項第一号の申告とみなす。	7 この法律の施行前にされた旧法第六十五条第一項ただし書の申告は、新法第六十五条第一項第一号の申告とみなす。
8 この法律の施行の際旧法第六十五条第二項前段の申告により納稅地が定められている場合には、その納稅地として定められている場	8 この法律の施行の際旧法第六十五条第二項前段の申告により納稅地が定められている場合には、その納稅地として定められている場

9 後に支払を受けるべきこれら得について適用する。	9 後に支払を受けるべきこれら得について適用する。
10 新法第三十八条の規定	10 新法第三十八条の規定
11 第十四条 新法第六十五条の規定	11 第十四条 新法第六十五条の規定
12 第十五条 新法第六十五条の規定	12 第十五条 新法第六十五条の規定

所は、新法第六十五条第一項の規定による納税地とみなす。ただし、この法律の施行地に住所若しくは居所を有することとなつたとき、又は同項の規定による納税地によりたい旨を当該場所の所轄稅務署長に届け出たときは、その有することとなつた日又はその届出があつた日以後は、この限りでない。

4 この法律の施行の際旧法第六十五条第二項後段の規定による指定により納税地が定められている場合において、その指定に係る納税地が新法第六十五条第一項の規定による納税地と異なるときは、当該指定は、同条第二項の規定による指定とみます。
(罰則に係る経過規定)

第十五条 この法律の施行前にした所得税に係る違反行為及び附則第二条の規定により從前の例によることとされる所得税に係るこの法律の施行後にした違反行為に対する罰則の適用については、なお従前の一例による。

(施行日前に出国した者に係る更正の請求)

第十六条 昭和三十七年四月一日前に昭和三十七年分の所得税につき

旧法第二十九条第二項又は第三項に係る源泉徴収税額の還付)後段の規定による申告書を提出した者及び同日前に同年分の所得税について準用する同条第四項の規定による決定を受けた者は、当該申告書に記載された事項又は当該決定に係る事項(これらの事項につき同日前に旧法第四十四条第五項において準用する同条第一項から第三項まで又は同条第六項の規定による更正があつたときは、その更正後の事項)につき新法の規定の適用により異動を生ずることとなるときは、その異動を生ずることとなるときは、納税地の所轄稅務署長に対し、更正の請求をすることができる。

2 前項の規定による更正の請求は、新法第二十七条第六項の規定による更正の請求とみなして、同条第八項及び第九項、新法第三十二条第三項並びに新法第七章の規定を適用する。この場合において、同項において準用する新法第三十一条第三項中「確定申告書又は損失申告書の提出期限の翌日」とあるのは、「昭和三十七年四月一日」とする。

第十七条 昭和三十七年中に支給すべき退職所得で同年一月一日から三月三十一日までの間に支払われたものにつき旧法第三十八条の二の規定により徴収された所得税額が、当該退職所得につき附則第三条第一項の規定により読み替えられた新法第三十八条の二の規定を適用した場合において徴収すべきこととなる所得税額をこえるときは、当該退職所得の支払を受けた者は、政令で定めるところによつたときは、納税地の所轄稅務署長に対し、更正の請求をすることができる。

2 前項に規定する退職所得につき同項の規定による還付の請求があつた場合においては、その者の昭和三十七年分の所得税についての申告、更正又は決定、納付、徵収(退職所得に係る源泉徴収を除く。)及び還付(当該請求に係る還付を除く。)に関する規定の適用並びに同年中に支給すべき退職所得を適用する。この場合において、同項において準用する新法第三十一条第三項中「確定申告書又は損失申告書の提出期限の翌日」とあるのは、「昭和三十六年十二月三十一日までの間」を加える。

第十八条 資産再評価法(昭和二十一年法律第百六十号)の一部を次のように改正する。
(資産再評価法の一部改正)

第八条 第一项中「基準日」の下に「(昭和三十六年十二月三十一日以前に到来するものに限る。以下第十一条までにおいて同じ。)」を加え、同条第二項中「基準日以後の下に「昭和三十六年十二月三十一日までの間」を加える。

第九条中「基準日以後」の下に「昭和三十六年十二月三十一日までの間」を加え、同条第三項中「(當該申請書に記載された事項又は当該決定に係る事項(これらの事項につき同日前に旧法第四十四条第五項において準用する同条第一項から第三項まで又は同条第六項の規定による更正があつたときは、その更正後の事項)につき新法の規定の適用により異動を生ずることとなるときは、納税地の所轄稅務署長に対し、更正の請求をすることができる。

3 稅務署長は、第一項の規定による還付の請求により所得税額の還付をする場合において、未納の国税及び滞納処分費があるときは、当該還付すべき金額をこれに充当する。

4 地方税法の一部改正)第十九条 地方税法(昭和二十五年法律第二百二十六号)の一部を次のように改正する。
第三十五条 第一项を次のよう改める。
所得割は、次の表の上欄に掲げる金額の区分によつて課税総所得額、課税退職所得額又は課税山林所得額を区分し、当該区分に応ずる同表の下欄に掲げる標準税率によつて定めた率を順次適用して計算した金額(課税山林所得額が百五十万円をこえる場合は、当該金額を同表の上欄に掲げる金額の区分によつて区分し、当該区分に応ずる当該率を順次適用して計算した金額の合計額に五

渡、贈与又は遺贈が昭和三十六年十二月三十一日以前にあつたとき)に限る。」を加える。

第十六条第二項中「十月三十一日後昭和三十六年十二月三十一日までの間に到来する」に改める。

第四十二条第三項中「第十条の五」を「第十条の四第一項」に改める。

第十六条第二項中「十月三十一日後昭和三十六年十二月三十一日までの間に到来する」に改める。

第十九条 地方税法(昭和二十五年法律第二百二十六号)の一部を次のように改正する。

第三十五条 第一项を次のよう改める。

所得割は、次の表の上欄に掲げる金額の区分によつて課税総所得額、課税退職所得額又は課税山林所得額を区分し、当該区分に応ずる同表の下欄に掲げる標準税率によつて定めた率を順次適用して計算した金額(課税山林所得額が百五十万円をこえる場合は、当該金額を同表の上欄に掲げる金額の区分によつて区分し、当該区分に応ずる当該率を順次適用して計算した金額の合計額に五

を乗じて得た金額) の合計額に
よつて課する。

百五十万円以下 の金額	百分の二
百五十万円をこ える金額	百分の四

第三十六条に次の二項を加える。

「前項の規定は、課税総所得金額が百五十万円以下である場合においては、適用しない。」
第三十七条第一項中「前条」を「同項の規定」に改め、「及び別表第二」を削る。

五百六十万円以下 の金額	百分の二
五百六十万円をこ える金額	百分の四

第三十六条に次の二項を加える。

百分の二・八	百分の四
百分の四・二	百分の五
百分の五・六	百分の六
百分の七・〇	百分の七
百分の八・四	百分の八
百分の九・八	百分の九
百分の十一・二	百分の十二
百分の十二・六	百分の十三
百分の十四・〇	百分の十四
百分の十五・四	百分の十五
百分の十六・八	百分の十六
百分の十八・二	百分の十七
百分の十九・六	百分の十八

第七百三十四条第三項中
百分の七・〇を
百分の八・四と
百分の九・八と
百分の十一・二と
百分の十二・六と
百分の十四・〇と
百分の十五・四と
百分の十六・八と
百分の十八・二と
百分の十九・六と
改める。

附則第九項を附則第十一項と
し、附則第五項から附則第八項ま
でを二項ずつ繰り下げ、附則第四
項の次に次の二項を加える。

(個人の道府県民税の税額控除

の特例)

道府県は、当分の間、所得割
の納稅義務者に所得稅法第十一
条の第二第二項に規定する青色事
業專從者(第三十四条第三項の
規定の適用がある場合における

青色事業専從者を除く。) がある 場合においては当該青色事業専 從者一人について四百八十円を、 所得割の納稅義務者に第三十二 条第四項に規定する事業専從者 がある場合又は第三十四条の規 定により扶養控除額の控除の対 象とされる扶養親族(以下「扶養 親族」という。) のうち年齢十五 歳以上である者(配偶者を除 く。) がある場合においては、そ

事業専從者又は年齢十五歳以上
である者一人について二百四十
円を、所得割の納稅義務者に扶
養親族である配偶者がある場合
においては当該配偶者について
二百四十円を、所得割の納稅義
務者に前年の合計所得金額が五
万円をこえる配偶者があり、か
つて、当該所得割の納稅義務者の
扶養親族のすべてが年齢十五歳
未満である場合においては当該
扶養親族のうち一人について二
百四十円を、それぞれその者の
第三十五条から第三十七条まで
の規定を適用した場合の所得割
の額から控除するものとする。

第二十二条 市町村長は、昭和三十
七年度分の道府県民税の所得割に
限り、昭和三十六年分の所得稅に
ついて課税総所得金額(課税給与
所得金額を含む。以下同じ。)、課
稅退職所得金額(旧法第三十八条
の二第一項に規定する退職所得の
収入金額又はその合計額から退職
所得の特別控除額を控除した金額
を含む。)又は課税山林所得金額が
あつた者で、昭和三十七年分の所
得稅について課税総所得金額課稅
退職所得金額、(新法第三十八条
の二第一項に規定する退職所得の
収入金額又はその合計額から退職
所得の特別控除額を控除した金額
を含む。)又は課税山林所得金額が
いづれもないものについては、そ

人の道府県民税から適用し、昭和
三十六年度分までの個人の道府県
民税については、なお従前の例に
よる。

第二十二条 新地方稅法第三十五条
第一項の規定の適用については、
昭和三十七年度分の個人の道府県
民稅に限り、同項中「標準稅率に
よつて定めた率」とあるのは、「率」
とする。

第三十七条まで、第三十七条の二
第一項、附則第五項及び附則第六
項の規定を適用した場合の道府県
民稅の所得割の額から附則第十九
条の規定による改正前の地方稅法
第三十五条から第三十七条まで及
び新地方稅法第三十七条の二第一
項の規定を適用した場合の道府県
民稅の所得割の額を控除して得た
額を、その者の新地方稅法第三
十七条の二第一項、附則第五項及
び附則第六項の規定を適用した場
合の道府県民稅の所得割の額から
減額するものとする。

第三十七条まで、第三十七条の二
第一項、附則第五項及び附則第六
項の規定を適用した場合の道府県
民稅の所得割の額から附則第十九
条の規定による改正前の地方稅法
第三十五条から第三十七条まで及
び新地方稅法第三十七条の二第一
項の規定を適用した場合の道府県
民稅の所得割の額を控除して得た
額を、その者の新地方稅法第三
十七条の二第一項、附則第五項及
び附則第六項の規定を適用した場
合の道府県民稅の所得割の額から
減額するものとする。

6 前項の規定によつて所得割の
額から控除すべき金額の合計額
が当該所得割の額をこえること
となる場合においては、当該所
得割の額から控除すべき金額
は、同項の規定にかかわらず、
当該所得割の額に相当する金額
とする。

2 前項の規定は、昭和三十八年六
月一日から同月三十日(同月一日
以後において同項の規定の適用を
受けたこととなつた者については
当該適用を受けることとなつた日
から一月を経過した日の前日)ま
でに、当該納稅義務者の昭和三十
七年度分の道府県民稅の所得割を
課した市町村の長に対して、文書
による申請がない場合において
は、適用しない。ただし、当該申
請が当該申請期限までになされな
かつたことについてやむを得ない

(地方稅法の一部改正に伴う措置) 第二十条 前条の規定による改正後 の地方稅法(以下「新地方稅法」と いふ。)中個人の道府県民稅に関する 規定は、昭和三十七年度分の個 人の新地方稅法第三十五条から

理由があると市町村長が認める場合は、この限りでない。

3 前項の申請を受理した市町村長

は、遅滞なく第一項の規定による減額の処分をしなければならない。この場合において、すでに徵収された道府県民税の所得割の額が当該処分により減額された後の

道府県民税の所得割の額をこえることとなるときは、市町村長は、

遅滞なく当該こえることとなる額に相当する金額を還付しなければならない。

4 前項後段の規定により還付した金額は、新地方税法第四十七条第一項第三号に規定する金額とみなして、同項の規定を適用する。

第五条 第七百三十

（元南西諸島官公署職員等の身分、恩給等の特別措置に関する法律の一部改正）

第二十五条 元南西諸島官公署職員

等の身分、恩給等の特別措置に関する法律（昭和二十八年法律第五十六号）の一部を次のよう改正する。

第六条 第五項及び第六項中「第一

条第二項第五号に規定する」を「第一

条第三項第五号に掲げる」に改

とあるのは「区分」と、「当該率」とあるのは「同表の下欄に掲げる率」とする。

第二十六条 地方財政法（昭和二十

三年法律第百九号）の一部を次のように改正する。

第二十七条 地方債の制限に関する普通税の範囲の特例

第三十三条 第五百条第一項第五号の規定の適用については、昭和三十七年度に限り、同号中「道

府県たばこ消費税」とあるのは、

「道府県民税の所得割、道府県たばこ消費税」とする。

第二十八条 所得に対する租税に関する二重課税の回避及び脱税の防止

第二十九条 所得に対する租税に関する二重課税の回避及び脱税の防

止のための日本国とノルウェーとの間の条約の実施に伴う所得税

第三十条 所得に対する租税に関する二重課税の回避及び脱税の防止

第三十一条 所得に対する租税に関する二重課税の回避及び脱税の防

止のための日本国とパキスタンとの間の条約の実施に伴う所得税法の特例等に関する法律（昭和三十四年法律第八十一号）の一部を次のように改正する。

第二十二条 接收貨金属等の処理に関する法律（昭和三十四年法律第百三十五号）の一部を次のように改め、同条第二項中「第十

六項」に改め、同条第二項中「第十

七条」の下に「第一項」を加える。

第二十三条 新地方税法第七百三十

（元南西諸島官公署職員等の身分、恩給等の特別措置に関する法律の一部改正）

第二十四条 地方財政法（昭和二十

三年法律第百九号）の一部を次のように改め、同条第二項中「第十

六項」に改め、同条第二項中「第十

七条」の下に「第一項」を加える。

第二十五条 元南西諸島官公署職員

等の身分、恩給等の特別措置に関する法律（昭和二十八年法律第五十六号）の一部を次のよう改正する。

第二十六条 第五項及び第六項中「第一

条第二項第五号に規定する」を「第一

条第三項第五号に掲げる」に改

める。

（租税条約関係法律の一部改正）

第二十六条 日本国とアメリカ合衆

国との間の二重課税の回避及び脱

税の防止のための条約の実施に伴う所得税法の特例等に関する法律

（昭和二十九年法律第百九十四号）の一部を次のように改め、同条第一項中「第五項」を「第六項」

の一部を次のように改め、同条第一項中「第五項」を「第六項」

六項」に改め、同条第一項中「第十

七条」の下に「第一項」を加える。

第二十九条 所得に対する租税に関する二重課税の回避及び脱税の防

止のための日本国とノルウェーとの間の条約の実施に伴う所得税

法の特例等に関する法律（昭和三十四年法律第百五十三号）の一部を次のように改め、同条第一項中「第五項」を「第六項」

の一部を次のように改め、同条第一項中「第五項」を「第六項」

する法律（昭和三十六年法律第百六十号）の一部を次のように改

正する。

第二十六条 第五項」を「第六項」

に、「同条第六項」を「同条第七項」

に改める。

（接収貨金属等の処理に関する法律の一部改正）

第三十二条 接收貨金属等の処理に関する法律（昭和三十四年法律第百三十五号）の一部を次のように改め、同条第一項中「第五項」を「第六項」

の一部を次のように改め、同条第一項中「第五項」を「第六項」

附則別表第一 昭和37年分の所得税の税額表(附則第三条第二項の規定により新法第十三条又は第十五条第一項若しくは第四項の規定に代えて適用される所得税額表)

(一)

課税総所得金額、調整所得金額又は課税退職所得金額 (1)		税額(円)	(2)の(1) に対する割合	課税総所得金額、調整所得金額又は課税退職所得金額 (1)		税額(円)	(2)の(1) に対する割合	課税総所得金額、調整所得金額又は課税退職所得金額 (1)		税額(円)	(2)の(1) に対する割合
以上	未満			以上	未満			以上	未満		
500	円未満	0	%	25,000	25,500	2,000	%	70,000	71,000	5,600	%
500	1,000	40	8	25,500	26,000	2,040	8	71,000	72,000	5,680	8
1,000	1,500	80	8	26,000	26,500	2,080	8	72,000	73,000	5,760	8
1,500	2,000	120	8	26,500	27,000	2,120	8	73,000	74,000	5,840	8
2,000	2,500	160	8	27,000	27,500	2,160	8	74,000	75,000	5,920	8
2,500	3,000	200	8	27,500	28,000	2,200	8	75,000	76,000	6,000	8
3,000	3,500	240	8	28,000	28,500	2,240	8	76,000	77,000	6,080	8
3,500	4,000	280	8	28,500	29,000	2,280	8	77,000	78,000	6,160	8
4,000	4,500	320	8	29,000	29,500	2,320	8	78,000	79,000	6,240	8
4,500	5,000	360	8	29,500	30,000	2,360	8	79,000	80,000	6,320	8
5,000	5,500	400	8	30,000	31,000	2,400	8	80,000	81,000	6,400	8
5,500	6,000	440	8	31,000	32,000	2,480	8	81,000	82,000	6,480	8
6,000	6,500	480	8	32,000	33,000	2,560	8	82,000	83,000	6,560	8
6,500	7,000	520	8	33,000	34,000	2,640	8	83,000	84,000	6,640	8
7,000	7,500	560	8	34,000	35,000	2,720	8	84,000	85,000	6,720	8
7,500	8,000	600	8	35,000	36,000	2,800	8	85,000	86,000	6,800	8
8,000	8,500	640	8	36,000	37,000	2,880	8	86,000	87,000	6,880	8
8,500	9,000	680	8	37,000	38,000	2,960	8	87,000	88,000	6,960	8
9,000	9,500	720	8	38,000	39,000	3,040	8	88,000	89,000	7,040	8
9,500	10,000	760	8	39,000	40,000	3,120	8	89,000	90,000	7,120	8
10,000	10,500	800	8	40,000	41,000	3,200	8	90,000	92,000	7,200	8
10,500	11,000	840	8	41,000	42,000	3,280	8	92,000	94,000	7,360	8
11,000	11,500	880	8	42,000	43,000	3,360	8	94,000	96,000	7,520	8
11,500	12,000	920	8	43,000	44,000	3,440	8	96,000	98,000	7,680	8
12,000	12,500	960	8	44,000	45,000	3,520	8	98,000	100,000	7,840	8
12,500	13,000	1,000	8	45,000	46,000	3,600	8	100,000	102,000	8,000	8
13,000	13,500	1,040	8	46,000	47,000	3,680	8	102,000	104,000	8,200	8
13,500	14,000	1,080	8	47,000	48,000	3,760	8	104,000	106,000	8,400	8
14,000	14,500	1,120	8	48,000	49,000	3,840	8	106,000	108,000	8,600	8
14,500	15,000	1,160	8	49,000	50,000	3,920	8	108,000	110,000	8,800	8
15,000	15,500	1,200	8	50,000	51,000	4,000	8	110,000	112,000	9,000	8
15,500	16,000	1,240	8	51,000	52,000	4,080	8	112,000	114,000	9,200	8
16,000	16,500	1,280	8	52,000	53,000	4,160	8	114,000	116,000	9,400	8
16,500	17,000	1,320	8	53,000	54,000	4,240	8	116,000	118,000	9,600	8
17,000	17,500	1,360	8	54,000	55,000	4,320	8	118,000	120,000	9,800	8
17,500	18,000	1,400	8	55,000	56,000	4,400	8	120,000	122,000	10,000	8
18,000	18,500	1,440	8	56,000	57,000	4,480	8	122,000	124,000	10,200	8
18,500	19,000	1,480	8	57,000	58,000	4,560	8	124,000	126,000	10,400	8
19,000	19,500	1,520	8	58,000	59,000	4,640	8	126,000	128,000	10,600	8
19,500	20,000	1,560	8	59,000	60,000	4,720	8	128,000	130,000	10,800	8
20,000	20,500	1,600	8	60,000	61,000	4,800	8	130,000	132,000	11,000	8
20,500	21,000	1,640	8	61,000	62,000	4,880	8	132,000	134,000	11,200	8
21,000	21,500	1,680	8	62,000	63,000	4,960	8	134,000	136,000	11,400	8
21,500	22,000	1,720	8	63,000	64,000	5,040	8	136,000	138,000	11,600	8
22,000	22,500	1,760	8	64,000	65,000	5,120	8	138,000	140,000	11,800	8
22,500	23,000	1,800	8	65,000	66,000	5,200	8	140,000	142,000	12,000	8
23,000	23,500	1,840	8	66,000	67,000	5,280	8	142,000	144,000	12,200	8
23,500	24,000	1,880	8	67,000	68,000	5,360	8	144,000	146,000	12,400	8
24,000	24,500	1,920	8	68,000	69,000	5,440	8	146,000	148,000	12,600	8
24,500	25,000	1,960	8	69,000	70,000	5,520	8	148,000	150,000	12,800	8

(二)

課税総所得金額、調整所得金額又は課税退職所得金額(イ)		税額(ロ) に対する割合	課税総所得金額、調整所得金額又は課税退職所得金額(イ)		税額(ロ) に対する割合	課税総所得金額、調整所得金額又は課税退職所得金額(イ)		税額(ロ) に対する割合			
以上	未満		以上	未満		以上	未満				
150,000	152,000	13,000	8	270,000	273,000	29,000	10	430,000	434,000	53,300	12
152,000	154,000	13,220	8	273,000	276,000	29,450	10	434,000	438,000	53,940	12
154,000	156,000	13,440	8	276,000	279,000	29,900	10	438,000	442,000	54,580	12
156,000	158,000	13,660	8	279,000	282,000	30,350	10	442,000	446,000	55,220	12
158,000	160,000	13,880	8	282,000	285,000	30,800	10	446,000	450,000	55,860	12
160,000	162,000	14,100	8	285,000	288,000	31,250	10	450,000	454,000	56,500	12
162,000	164,000	14,320	8	288,000	291,000	31,700	11	454,000	458,000	57,140	12
164,000	166,000	14,540	8	291,000	294,000	32,150	11	458,000	462,000	57,780	12
166,000	168,000	14,760	8	294,000	297,000	32,600	11	462,000	466,000	58,420	12
168,000	170,000	14,980	8	297,000	300,000	33,050	11	466,000	470,000	59,060	12
170,000	172,000	15,200	8	300,000	303,000	33,500	11	470,000	474,000	59,700	12
172,000	174,000	15,420	8	303,000	306,000	33,950	11	474,000	478,000	60,340	12
174,000	176,000	15,640	8	306,000	309,000	34,400	11	478,000	482,000	60,980	12
176,000	178,000	15,860	9	309,000	312,000	34,850	11	482,000	486,000	61,620	12
178,000	180,000	16,080	9	312,000	315,000	35,300	11	486,000	490,000	62,260	12
180,000	182,000	16,300	9	315,000	318,000	35,750	11	490,000	494,000	62,900	12
182,000	184,000	16,520	9	318,000	321,000	36,200	11	494,000	498,000	63,540	12
184,000	186,000	16,740	9	321,000	324,000	36,650	11	498,000	502,000	64,180	12
186,000	188,000	16,960	9	324,000	327,000	37,100	11	502,000	506,000	64,900	12
188,000	190,000	17,180	9	327,000	330,000	37,550	11	506,000	510,000	65,700	12
190,000	192,000	17,400	9	330,000	333,000	38,000	11	510,000	514,000	66,500	13
192,000	194,000	17,620	9	333,000	336,000	38,450	11	514,000	518,000	67,300	13
194,000	196,000	17,840	9	336,000	339,000	38,900	11	518,000	522,000	68,100	13
196,000	198,000	18,060	9	339,000	342,000	39,350	11	522,000	526,000	68,900	13
198,000	200,000	18,280	9	342,000	345,000	39,800	11	526,000	530,000	69,700	13
200,000	202,000	18,500	9	345,000	348,000	40,250	11	530,000	534,000	70,500	13
202,000	204,000	18,800	9	348,000	351,000	40,700	11	534,000	538,000	71,300	13
204,000	206,000	19,100	9	351,000	354,000	41,150	11	538,000	542,000	72,100	13
206,000	208,000	19,400	9	354,000	357,000	41,600	11	542,000	546,000	72,900	13
208,000	210,000	19,700	9	357,000	360,000	42,050	11	546,000	550,000	73,700	13
210,000	213,000	20,000	9	360,000	363,000	42,500	11	550,000	554,000	74,500	13
213,000	216,000	20,450	9	363,000	366,000	42,950	11	554,000	558,000	75,300	13
216,000	219,000	20,900	9	366,000	369,000	43,400	11	558,000	562,000	76,100	13
219,000	222,000	21,350	9	369,000	372,000	43,850	11	562,000	566,000	76,900	13
222,000	225,000	21,800	9	372,000	375,000	44,300	11	566,000	570,000	77,700	13
225,000	228,000	22,250	9	375,000	378,000	44,750	11	570,000	574,000	78,500	13
228,000	231,000	22,700	9	378,000	381,000	45,200	11	574,000	578,000	79,300	13
231,000	234,000	23,150	10	381,000	384,000	45,650	11	578,000	582,000	80,100	13
234,000	237,000	23,600	10	384,000	387,000	46,100	12	582,000	586,000	80,900	13
237,000	240,000	24,050	10	387,000	390,000	46,550	12	586,000	590,000	81,700	13
240,000	243,000	24,500	10	390,000	394,000	47,000	12	590,000	594,000	82,500	13
243,000	246,000	24,950	10	394,000	398,000	47,600	12	594,000	598,000	83,300	14
246,000	249,000	25,400	10	398,000	402,000	48,200	12	598,000	602,000	84,100	14
249,000	252,000	25,850	10	402,000	406,000	48,820	12	602,000	606,000	84,900	14
252,000	255,000	26,300	10	406,000	410,000	49,460	12	606,000	610,000	85,700	14
255,000	258,000	26,750	10	410,000	414,000	50,100	12	610,000	614,000	86,500	14
258,000	261,000	27,200	10	414,000	418,000	50,740	12	614,000	618,000	87,300	14
261,000	264,000	27,650	10	418,000	422,000	51,380	12	618,000	622,000	88,100	14
264,000	267,000	28,100	10	422,000	426,000	52,020	12	622,000	626,000	88,900	14
267,000	270,000	28,550	10	426,000	430,000	52,660	12	626,000	630,000	89,700	14

(三)

課税総所得金額、調整所得金額又は課税退職所得金額 (イ)		税額(ロ)に対する割合	課税総所得金額、調整所得金額又は課税退職所得金額 (イ)		税額(ロ)に対する割合	課税総所得金額、調整所得金額又は課税退職所得金額 (イ)		税額(ロ)に対する割合	
以上	未満		以上	未満		以上	未満		
円	円	円	%	円	円	%	円	円	
630,000	635,000	90,500	14	855,000	860,000	139,250	16	1,800,000	2,500,000
635,000	640,000	91,500	14	860,000	865,000	140,500	16	(イ)の金額に35%を乗じて算出した金額から219,500円を控除した金額	
640,000	645,000	92,500	14	865,000	870,000	141,750	16		
645,000	650,000	93,500	14	870,000	875,000	143,000	16		
650,000	655,000	94,500	14	875,000	880,000	144,250	16		
655,000	660,000	95,500	14	880,000	885,000	145,500	16	2,500,000	4,000,000
660,000	665,000	96,500	14	885,000	890,000	146,750	16	(イ)の金額に40%を乗じて算出した金額から344,500円を控除した金額	
665,000	670,000	97,500	14	890,000	895,000	148,000	16		
670,000	675,000	98,500	14	895,000	900,000	149,250	16		
675,000	680,000	99,500	14	900,000	905,000	150,500	16		
680,000	685,000	100,500	14	905,000	910,000	151,750	16	4,000,000	6,000,000
685,000	690,000	101,500	14	910,000	915,000	153,000	16	(イ)の金額に45%を乗じて算出した金額から544,500円を控除した金額	
690,000	695,000	102,500	14	915,000	920,000	154,250	16		
695,000	700,000	103,500	14	920,000	925,000	155,500	16		
700,000	705,000	104,500	14	925,000	930,000	156,750	16		
705,000	710,000	105,550	14	930,000	935,000	158,000	16	6,000,000	10,000,000
710,000	715,000	106,600	15	935,000	940,000	159,250	17	(イ)の金額に50%を乗じて算出した金額から844,500円を控除した金額	
715,000	720,000	107,650	15	940,000	945,000	160,500	17		
720,000	725,000	108,700	15	945,000	950,000	161,750	17		
725,000	730,000	109,750	15	950,000	955,000	163,000	17		
730,000	735,000	110,800	15	955,000	960,000	164,250	17	10,000,000	20,000,000
735,000	740,000	111,850	15	960,000	965,000	165,500	17	(イ)の金額に55%を乗じて算出した金額から1,344,500円を控除した金額	
740,000	745,000	112,900	15	965,000	970,000	166,750	17		
745,000	750,000	113,950	15	970,000	975,000	168,000	17		
750,000	755,000	115,000	15	975,000	980,000	169,250	17		
755,000	760,000	116,050	15	980,000	985,000	170,500	17	20,000,000	30,000,000
760,000	765,000	117,100	15	985,000	990,000	171,750	17	(イ)の金額に60%を乗じて算出した金額から2,344,500円を控除した金額	
765,000	770,000	118,150	15	990,000	995,000	173,000	17		
770,000	775,000	119,200	15	995,000	1,000,000	174,250	17		
775,000	780,000	120,250	15						
780,000	785,000	121,300	15	1,000,000	1,200,000	(イ)の金額に26%を乗じて算出した金額から84,500円を控除した金額		30,000,000	45,000,000
785,000	790,000	122,350	15						
790,000	795,000	123,400	15						
795,000	800,000	124,450	15						
800,000	805,000	125,500	15						
805,000	810,000	126,750	15	1,200,000	1,500,000	(イ)の金額に30%を乗じて算出した金額から132,500円を控除した金額		45,000,000	60,000,000
810,000	815,000	128,000	15						
815,000	820,000	129,250	15						
820,000	825,000	130,500	15						
825,000	830,000	131,750	15						
830,000	835,000	133,000	16	1,500,000	1,800,000	(イ)の金額に31%を乗じて算出した金額から147,500円を控除した金額		60,000,000	円以上
835,000	840,000	134,250	16						
840,000	845,000	135,500	16						
845,000	850,000	136,750	16						
850,000	855,000	138,000	16						

(注) この表において、「課税総所得金額」とは、総所得金額について、雑損控除額、医療費控除額、社会保険料控除額、生命保険料控除額(附則第三条第一項の規定により読み替えられた新法第十一條の七の規定による控除額をいう。以下同じ。)、配偶者控除額(同項の規定により読み替えられた新法第十一條の八の規定による控除額をいう。以下同じ。)、扶養控除額及び基礎控除額(同項の規定により読み替えられた新法第十二條の規定による控除額をいう。以下同じ。)を控除した後の金額をいい、「調整所得金額」とは、新法第十四条第一号に規定する調整所得金額をいい、「課税退職所得金額」とは、退職所得の金額について、雑損控除額、医療費控除額、社会保険料控除額、生命保険料控除額、配偶者控除額、扶養控除額及び基礎控除額を控除した後の金額をいう。

附則別表第二 昭和37年分の山林所得に対する所得税の税額表(附則第三条第二項の規定により新法第十三条又は第十五条第二項の規定に代えて適用される所得税額表)

(一)

課税山林所得金額		税 額	課税山林所得金額		税 額	課税山林所得金額		税 額
以 上	未 満		以 上	未 満		以 上	未 満	
500	円未満	0	25,000	25,500	2,000	70,000	71,000	5,600
500	1,000	40	25,500	26,000	2,040	71,000	72,000	5,680
1,000	1,500	80	26,000	26,500	2,080	72,000	73,000	5,760
1,500	2,000	120	26,500	27,000	2,120	73,000	74,000	5,840
2,000	2,500	160	27,000	27,500	2,160	74,000	75,000	5,920
2,500	3,000	200	27,500	28,000	2,200	75,000	76,000	6,000
3,000	3,500	240	28,000	28,500	2,240	76,000	77,000	6,080
3,500	4,000	280	28,500	29,000	2,280	77,000	78,000	6,160
4,000	4,500	320	29,000	29,500	2,320	78,000	79,000	6,240
4,500	5,000	360	29,500	30,000	2,360	79,000	80,000	6,320
5,000	5,500	400	30,000	31,000	2,400	80,000	81,000	6,400
5,500	6,000	440	31,000	32,000	2,480	81,000	82,000	6,480
6,000	6,500	480	32,000	33,000	2,560	82,000	83,000	6,560
6,500	7,000	520	33,000	34,000	2,640	83,000	84,000	6,640
7,000	7,500	560	34,000	35,000	2,720	84,000	85,000	6,720
7,500	8,000	600	35,000	36,000	2,800	85,000	86,000	6,800
8,000	8,500	640	36,000	37,000	2,880	86,000	87,000	6,880
8,500	9,000	680	37,000	38,000	2,960	87,000	88,000	6,960
9,000	9,500	720	38,000	39,000	3,040	88,000	89,000	7,040
9,500	10,000	760	39,000	40,000	3,120	89,000	90,000	7,120
10,000	10,500	800	40,000	41,000	3,200	90,000	92,000	7,200
10,500	11,000	840	41,000	42,000	3,280	92,000	94,000	7,360
11,000	11,500	880	42,000	43,000	3,360	94,000	96,000	7,520
11,500	12,000	920	43,000	44,000	3,440	96,000	98,000	7,680
12,000	12,500	960	44,000	45,000	3,520	98,000	100,000	7,840
12,500	13,000	1,000	45,000	46,000	3,600	100,000	102,000	8,000
13,000	13,500	1,040	46,000	47,000	3,680	102,000	104,000	8,160
13,500	14,000	1,080	47,000	48,000	3,760	104,000	106,000	8,320
14,000	14,500	1,120	48,000	49,000	3,840	106,000	108,000	8,480
14,500	15,000	1,160	49,000	50,000	3,920	108,000	110,000	8,640
15,000	15,500	1,200	50,000	51,000	4,000	110,000	112,000	8,800
15,500	16,000	1,240	51,000	52,000	4,080	112,000	114,000	8,960
16,000	16,500	1,280	52,000	53,000	4,160	114,000	116,000	9,120
16,500	17,000	1,320	53,000	54,000	4,240	116,000	118,000	9,280
17,000	17,500	1,360	54,000	55,000	4,320	118,000	120,000	9,440
17,500	18,000	1,400	55,000	56,000	4,400	120,000	122,000	9,600
18,000	18,500	1,440	56,000	57,000	4,480	122,000	124,000	9,760
18,500	19,000	1,480	57,000	58,000	4,560	124,000	126,000	9,920
19,000	19,500	1,520	58,000	59,000	4,640	126,000	128,000	10,080
19,500	20,000	1,560	59,000	60,000	4,720	128,000	130,000	10,240
20,000	20,500	1,600	60,000	61,000	4,800	130,000	132,000	10,400
20,500	21,000	1,640	61,000	62,000	4,880	132,000	134,000	10,560
21,000	21,500	1,680	62,000	63,000	4,960	134,000	136,000	10,720
21,500	22,000	1,720	63,000	64,000	5,040	136,000	138,000	10,880
22,000	22,500	1,760	64,000	65,000	5,120	138,000	140,000	11,040
22,500	23,000	1,800	65,000	66,000	5,200	140,000	142,000	11,200
23,000	23,500	1,840	66,000	67,000	5,280	142,000	144,000	11,360
23,500	24,000	1,880	67,000	68,000	5,360	144,000	146,000	11,520
24,000	24,500	1,920	68,000	69,000	5,440	146,000	148,000	11,680
24,500	25,000	1,960	69,000	70,000	5,520	148,000	150,000	11,840

(二)

課税山林所得金額		課税山林所得金額		課税山林所得金額		課税山林所得金額		
以上	未満	税額	以上	未満	税額	以上	未満	税額
150,000	152,000	12,000	270,000	273,000	21,600	430,000	434,000	34,400
152,000	154,000	12,160	273,000	276,000	21,840	434,000	438,000	34,720
154,000	156,000	12,320	276,000	279,000	22,080	438,000	442,000	35,040
156,000	158,000	12,480	279,000	282,000	22,320	442,000	446,000	35,360
158,000	160,000	12,640	282,000	285,000	22,560	446,000	450,000	35,680
160,000	162,000	12,800	285,000	288,000	22,800	450,000	454,000	36,000
162,000	164,000	12,960	288,000	291,000	23,040	454,000	458,000	36,320
164,000	166,000	13,120	291,000	294,000	23,280	458,000	462,000	36,640
166,000	168,000	13,280	294,000	297,000	23,520	462,000	466,000	36,960
168,000	170,000	13,440	297,000	300,000	23,760	466,000	470,000	37,280
170,000	172,000	13,600	300,000	303,000	24,000	470,000	474,000	37,600
172,000	174,000	13,760	303,000	306,000	24,240	474,000	478,000	37,920
174,000	176,000	13,920	306,000	309,000	24,480	478,000	482,000	38,240
176,000	178,000	14,080	309,000	312,000	24,720	482,000	486,000	38,560
178,000	180,000	14,240	312,000	315,000	24,960	486,000	490,000	38,880
180,000	182,000	14,400	315,000	318,000	25,200	490,000	494,000	39,200
182,000	184,000	14,560	318,000	321,000	25,440	494,000	498,000	39,520
184,000	186,000	14,720	321,000	324,000	25,680	498,000	502,000	39,840
186,000	188,000	14,880	324,000	327,000	25,920	502,000	506,000	40,200
188,000	190,000	15,040	327,000	330,000	26,160	506,000	510,000	40,600
190,000	192,000	15,200	330,000	333,000	26,400	510,000	514,000	41,000
192,000	194,000	15,360	333,000	336,000	26,640	514,000	518,000	41,400
194,000	196,000	15,520	336,000	339,000	26,880	518,000	522,000	41,800
196,000	198,000	15,680	339,000	342,000	27,120	522,000	526,000	42,200
198,000	200,000	15,840	342,000	345,000	27,360	526,000	530,000	42,600
200,000	202,000	16,000	345,000	348,000	27,600	530,000	534,000	43,000
202,000	204,000	16,160	348,000	351,000	27,840	534,000	538,000	43,400
204,000	206,000	16,320	351,000	354,000	28,080	538,000	542,000	43,800
206,000	208,000	16,480	354,000	357,000	28,320	542,000	546,000	44,200
208,000	210,000	16,640	357,000	360,000	28,560	546,000	550,000	44,600
210,000	213,000	16,800	360,000	363,000	28,800	550,000	554,000	45,000
213,000	216,000	17,040	363,000	366,000	29,040	554,000	558,000	45,400
216,000	219,000	17,280	366,000	369,000	29,280	558,000	562,000	45,800
219,000	222,000	17,520	369,000	372,000	29,520	562,000	566,000	46,200
222,000	225,000	17,760	372,000	375,000	29,760	566,000	570,000	46,600
225,000	228,000	18,000	375,000	378,000	30,000	570,000	574,000	47,000
228,000	231,000	18,240	378,000	381,000	30,240	574,000	578,000	47,400
231,000	234,000	18,480	381,000	384,000	30,480	578,000	582,000	47,800
234,000	237,000	18,720	384,000	387,000	30,720	582,000	586,000	48,200
237,000	240,000	18,960	387,000	390,000	30,960	586,000	590,000	48,600
240,000	243,000	19,200	390,000	394,000	31,200	590,000	594,000	49,000
243,000	246,000	19,440	394,000	398,000	31,520	594,000	598,000	49,400
246,000	249,000	19,680	398,000	402,000	31,840	598,000	602,000	49,800
249,000	252,000	19,920	402,000	406,000	32,160	602,000	606,000	50,200
252,000	255,000	20,160	406,000	410,000	32,480	606,000	610,000	50,600
255,000	258,000	20,400	410,000	414,000	32,800	610,000	614,000	51,000
258,000	261,000	20,640	414,000	418,000	33,120	614,000	618,000	51,400
261,000	264,000	20,880	418,000	422,000	33,440	618,000	622,000	51,800
264,000	267,000	21,120	422,000	426,000	33,760	622,000	626,000	52,200
267,000	270,000	21,360	426,000	430,000	34,080	626,000	630,000	52,600

(三)

課税山林所得金額		税額	課税山林所得金額		税額	課税山林所得金額		税額
以上	未満		以上	未満		以上	未満	
630,000	635,000	53,000	905,000	910,000	82,050	7,500,000	9,000,000	課税山林所得金額に31%を乗じて算出した金額から737,600円を控除した金額
635,000	640,000	53,500	910,000	915,000	82,600			
640,000	645,000	54,000	915,000	920,000	83,150			
645,000	650,000	54,500	920,000	925,000	83,700			
650,000	655,000	55,000	925,000	930,000	84,250			
655,000	660,000	55,500	930,000	935,000	84,800	9,000,000	12,500,000	課税山林所得金額に35%を乗じて算出した金額から1,097,500円を控除した金額
660,000	665,000	56,000	935,000	940,000	85,350			
665,000	670,000	56,500	940,000	945,000	85,900			
670,000	675,000	57,000	945,000	950,000	86,450			
675,000	680,000	57,500	950,000	955,000	87,000			
680,000	685,000	58,000	955,000	960,000	87,550	12,500,000	20,000,000	課税山林所得金額に40%を乗じて算出した金額から1,222,500円を控除した金額
685,000	690,000	58,500	960,000	965,000	88,100			
690,000	695,000	59,000	965,000	970,000	88,650			
695,000	700,000	59,500	970,000	975,000	89,200			
700,000	705,000	60,000	975,000	980,000	89,750			
705,000	710,000	60,500	980,000	985,000	90,300	20,000,000	30,000,000	課税山林所得金額に45%を乗じて算出した金額から2,722,500円を控除した金額
710,000	715,000	61,000	985,000	990,000	90,850			
715,000	720,000	61,500	990,000	995,000	91,400			
720,000	725,000	62,000	995,000	1,000,000	91,950			
725,000	730,000	62,500						
730,000	735,000	63,000	1,000,000	2,000,000	課税山林所得金額に45%を乗じて算出した金額から57,500円を控除した金額	30,000,000	50,000,000	課税山林所得金額に50%を乗じて算出した金額から4,222,500円を控除した金額
735,000	740,000	63,500						
740,000	745,000	64,000						
745,000	750,000	64,500						
750,000	755,000	65,000						
755,000	760,000	65,550	2,000,000	2,500,000	課税山林所得金額に45%を乗じて算出した金額から77,500円を控除した金額	50,000,000	100,000,000	課税山林所得金額に55%を乗じて算出した金額から6,722,500円を控除した金額
760,000	765,000	66,100						
765,000	770,000	66,650						
770,000	775,000	67,200						
775,000	780,000	67,750						
780,000	785,000	68,300	2,500,000	3,500,000	課税山林所得金額に45%を乗じて算出した金額から177,500円を控除した金額	100,000,000	150,000,000	課税山林所得金額に60%を乗じて算出した金額から11,722,500円を控除した金額
785,000	790,000	68,850						
790,000	795,000	69,400						
795,000	800,000	69,950						
800,000	805,000	70,500						
805,000	810,000	71,050	3,500,000	4,000,000	課税山林所得金額に45%を乗じて算出した金額から212,500円を控除した金額	150,000,000	225,000,000	課税山林所得金額に65%を乗じて算出した金額から18,222,500円を控除した金額
810,000	815,000	71,600						
815,000	820,000	72,150						
820,000	825,000	72,700						
825,000	830,000	73,250						
830,000	835,000	73,800	4,000,000	5,000,000	課税山林所得金額に45%を乗じて算出した金額から212,500円を控除した金額	225,000,000	300,000,000	課税山林所得金額に70%を乗じて算出した金額から30,472,500円を控除した金額
835,000	840,000	74,350						
840,000	845,000	74,900						
845,000	850,000	75,450						
850,000	855,000	76,000						
855,000	860,000	76,550	5,000,000	6,000,000	課税山林所得金額に45%を乗じて算出した金額から212,500円を控除した金額	300,000,000	450,000,000	課税山林所得金額に75%を乗じて算出した金額から45,472,500円を控除した金額
860,000	865,000	77,100						
865,000	870,000	77,650						
870,000	875,000	78,200						
875,000	880,000	78,750						
880,000	885,000	79,300	6,000,000	7,500,000	課税山林所得金額に45%を乗じて算出した金額から212,500円を控除した金額			
885,000	890,000	79,850						
890,000	895,000	80,400						
895,000	900,000	80,950						
900,000	905,000	81,500						

(注) この表において「課税山林所得金額」とは、山林所得の金額について、雑損控除額、医療費控除額、社会保険料控除額、生命保険料控除額、配偶者控除額、扶養控除額及び基礎控除額を控除した後の金額をいう。

附則別表第三 昭和37年分の退職所得に対する所得税の税額表(附則第三条第二項の規定により新法第十五条第三項の規定に代えて適用される所得税額表又は附則第三条第一項の規定により読み替えられた新法第三十八条の二第一項の規定による所得税源泉徴収額表)

(一)

退職控除後の特金額		税額	退職控除後の特金額		税額	退職控除後の特金額		税額
以上	未満		以上	未満		以上	未満	
1,000円未満	0	50,000	51,000	2,000	140,000	142,000	5,600	
1,000	2,000	40	51,000	52,000	2,040	142,000	144,000	5,680
2,000	3,000	80	52,000	53,000	2,080	144,000	146,000	5,760
3,000	4,000	120	53,000	54,000	2,120	146,000	148,000	5,840
4,000	5,000	160	54,000	55,000	2,160	148,000	150,000	5,920
5,000	6,000	200	55,000	56,000	2,200	150,000	152,000	6,000
6,000	7,000	240	56,000	57,000	2,240	152,000	154,000	6,080
7,000	8,000	280	57,000	58,000	2,280	154,000	156,000	6,160
8,000	9,000	320	58,000	59,000	2,320	156,000	158,000	6,240
9,000	10,000	360	59,000	60,000	2,360	158,000	160,000	6,320
10,000	11,000	400	60,000	62,000	2,400	160,000	162,000	6,400
11,000	12,000	440	62,000	64,000	2,480	162,000	164,000	6,480
12,000	13,000	480	64,000	66,000	2,560	164,000	166,000	6,560
13,000	14,000	520	66,000	68,000	2,640	166,000	168,000	6,640
14,000	15,000	560	68,000	70,000	2,720	168,000	170,000	6,720
15,000	16,000	600	70,000	72,000	2,800	170,000	172,000	6,800
16,000	17,000	640	72,000	74,000	2,880	172,000	174,000	6,880
17,000	18,000	680	74,000	76,000	2,960	174,000	176,000	6,960
18,000	19,000	720	76,000	78,000	3,040	176,000	178,000	7,040
19,000	20,000	760	78,000	80,000	3,120	178,000	180,000	7,120
20,000	21,000	800	80,000	82,000	3,200	180,000	184,000	7,200
21,000	22,000	840	82,000	84,000	3,280	184,000	188,000	7,360
22,000	23,000	880	84,000	86,000	3,360	188,000	192,000	7,520
23,000	24,000	920	86,000	88,000	3,440	192,000	196,000	7,680
24,000	25,000	960	88,000	90,000	3,520	196,000	200,000	7,840
25,000	26,000	1,000	90,000	92,000	3,600	200,000	204,000	8,000
26,000	27,000	1,040	92,000	94,000	3,680	204,000	208,000	8,200
27,000	28,000	1,080	94,000	96,000	3,760	208,000	212,000	8,400
28,000	29,000	1,120	96,000	98,000	3,840	212,000	216,000	8,600
29,000	30,000	1,160	98,000	100,000	3,920	216,000	220,000	8,800
30,000	31,000	1,200	100,000	102,000	4,000	220,000	224,000	9,000
31,000	32,000	1,240	102,000	104,000	4,080	224,000	228,000	9,200
32,000	33,000	1,280	104,000	106,000	4,160	228,000	232,000	9,400
33,000	34,000	1,320	106,000	108,000	4,240	232,000	236,000	9,600
34,000	35,000	1,360	108,000	110,000	4,320	236,000	240,000	9,800
35,000	36,000	1,400	110,000	112,000	4,400	240,000	244,000	10,000
36,000	37,000	1,440	112,000	114,000	4,480	244,000	248,000	10,200
37,000	38,000	1,480	114,000	116,000	4,560	248,000	252,000	10,400
38,000	39,000	1,520	116,000	118,000	4,640	252,000	256,000	10,600
39,000	40,000	1,560	118,000	120,000	4,720	256,000	260,000	10,800
40,000	41,000	1,600	120,000	122,000	4,800	260,000	264,000	11,000
41,000	42,000	1,640	122,000	124,000	4,880	264,000	268,000	11,200
42,000	43,000	1,680	124,000	126,000	4,960	268,000	272,000	11,400
43,000	44,000	1,720	126,000	128,000	5,040	272,000	276,000	11,600
44,000	45,000	1,760	128,000	130,000	5,120	276,000	280,000	11,800
45,000	46,000	1,800	130,000	132,000	5,200	280,000	284,000	12,000
46,000	47,000	1,840	132,000	134,000	5,280	284,000	288,000	12,200
47,000	48,000	1,880	134,000	136,000	5,360	288,000	292,000	12,400
48,000	49,000	1,920	136,000	138,000	5,440	292,000	296,000	12,600
49,000	50,000	1,960	138,000	140,000	5,520	296,000	300,000	12,800

(二)

退職控除額	所得の特金額	税額	退職控除額	所得の特金額	税額	退職控除額	所得の特金額	税額
以上	未満	以上	未満	以上	未満	以上	未満	以上
300,000	304,000	13,000	540,000	546,000	29,000	860,000	868,000	53,300
304,000	308,000	13,220	546,000	552,000	29,450	868,000	876,000	53,940
308,000	312,000	13,440	552,000	558,000	29,900	876,000	884,000	54,580
312,000	316,000	13,660	558,000	564,000	30,350	884,000	892,000	55,220
316,000	320,000	13,880	564,000	570,000	30,800	892,000	900,000	55,860
320,000	324,000	14,100	570,000	576,000	31,250	900,000	908,000	56,500
324,000	328,000	14,320	576,000	582,000	31,700	908,000	916,000	57,140
328,000	332,000	14,540	582,000	588,000	32,150	916,000	924,000	57,780
332,000	336,000	14,760	588,000	594,000	32,600	924,000	932,000	58,420
336,000	340,000	14,980	594,000	600,000	33,050	932,000	940,000	59,060
340,000	344,000	15,200	600,000	606,000	33,500	940,000	948,000	59,700
344,000	348,000	15,420	606,000	612,000	33,950	948,000	956,000	60,340
348,000	352,000	15,640	612,000	618,000	34,400	956,000	964,000	60,980
352,000	356,000	15,860	618,000	624,000	34,850	964,000	972,000	61,620
356,000	360,000	16,080	624,000	630,000	35,300	972,000	980,000	62,260
360,000	364,000	16,300	630,000	636,000	35,750	980,000	988,000	62,900
364,000	368,000	16,520	636,000	642,000	36,200	988,000	996,000	63,540
368,000	372,000	16,740	642,000	648,000	36,650	996,000	1,004,000	64,180
372,000	376,000	16,960	648,000	654,000	37,100	1,004,000	1,012,000	64,900
376,000	380,000	17,180	654,000	660,000	37,550	1,012,000	1,020,000	65,700
380,000	384,000	17,400	660,000	666,000	38,000	1,020,000	1,028,000	66,500
384,000	388,000	17,620	666,000	672,000	38,450	1,028,000	1,036,000	67,300
388,000	392,000	17,840	672,000	678,000	38,900	1,036,000	1,044,000	68,100
392,000	396,000	18,060	678,000	684,000	39,350	1,044,000	1,052,000	68,900
396,000	400,000	18,280	684,000	690,000	39,800	1,052,000	1,060,000	69,700
400,000	404,000	18,500	690,000	696,000	40,250	1,060,000	1,068,000	70,500
404,000	408,000	18,800	696,000	702,000	40,700	1,068,000	1,076,000	71,300
408,000	412,000	19,100	702,000	708,000	41,150	1,076,000	1,084,000	72,100
412,000	416,000	19,400	708,000	714,000	41,600	1,084,000	1,092,000	72,900
416,000	420,000	19,700	714,000	720,000	42,050	1,092,000	1,100,000	73,700
420,000	426,000	20,000	720,000	726,000	42,500	1,100,000	1,108,000	74,500
426,000	432,000	20,450	726,000	732,000	42,950	1,108,000	1,116,000	75,300
432,000	438,000	20,900	732,000	738,000	43,400	1,116,000	1,124,000	76,100
438,000	444,000	21,350	738,000	744,000	43,850	1,124,000	1,132,000	76,900
444,000	450,000	21,800	744,000	750,000	44,300	1,132,000	1,140,000	77,700
450,000	456,000	22,250	750,000	756,000	44,750	1,140,000	1,148,000	78,500
456,000	462,000	22,700	756,000	762,000	45,200	1,148,000	1,156,000	79,300
462,000	468,000	23,150	762,000	768,000	45,650	1,156,000	1,164,000	80,100
468,000	474,000	23,600	768,000	774,000	46,100	1,164,000	1,172,000	80,900
474,000	480,000	24,050	774,000	780,000	46,550	1,172,000	1,180,000	81,700
480,000	486,000	24,500	780,000	788,000	47,000	1,180,000	1,188,000	82,500
486,000	492,000	24,950	788,000	796,000	47,600	1,188,000	1,196,000	83,300
492,000	498,000	25,400	796,000	804,000	48,200	1,196,000	1,204,000	84,100
498,000	504,000	25,850	804,000	812,000	48,820	1,204,000	1,212,000	84,900
504,000	510,000	26,300	812,000	820,000	49,460	1,212,000	1,220,000	85,700
510,000	516,000	26,750	820,000	828,000	50,100	1,220,000	1,228,000	86,500
516,000	522,000	27,200	828,000	836,000	50,740	1,228,000	1,236,000	87,300
522,000	528,000	27,650	836,000	844,000	51,380	1,236,000	1,244,000	88,100
528,000	534,000	28,100	844,000	852,000	52,020	1,244,000	1,252,000	88,900
534,000	540,000	28,550	852,000	860,000	52,660	1,252,000	1,260,000	89,700

(三)

退職所得の特別控除後の金額		税額	退職所得の特別控除後の金額		税額	退職所得の特別控除後の金額		税額
以上	未満		以上	未満		以上	未満	
1,260,000	1,268,000	90,500	1,700,000	1,710,000	138,000	3,600,000	5,000,000	退職所得の特別控除後の金額に17.5%を乗じて算出した金額から219,500円を控除した金額
1,268,000	1,276,000	91,300	1,710,000	1,720,000	139,250			
1,276,000	1,284,000	92,100	1,720,000	1,730,000	140,500			
1,284,000	1,292,000	92,900	1,730,000	1,740,000	141,750			
1,292,000	1,300,000	93,700	1,740,000	1,750,000	143,000			
1,300,000	1,310,000	94,500	1,750,000	1,760,000	144,250	5,000,000	8,000,000	退職所得の特別控除後の金額に20%を乗じて算出した金額から344,500円を控除した金額
1,310,000	1,320,000	95,500	1,760,000	1,770,000	145,500			
1,320,000	1,330,000	96,500	1,770,000	1,780,000	146,750			
1,330,000	1,340,000	97,500	1,780,000	1,790,000	148,000			
1,340,000	1,350,000	98,500	1,790,000	1,800,000	149,250			
1,350,000	1,360,000	99,500	1,800,000	1,810,000	150,500	8,000,000	12,000,000	退職所得の特別控除後の金額に22.5%を乗じて算出した金額から544,500円を控除した金額
1,360,000	1,370,000	100,500	1,810,000	1,820,000	151,750			
1,370,000	1,380,000	101,500	1,820,000	1,830,000	153,000			
1,380,000	1,390,000	102,500	1,830,000	1,840,000	154,250			
1,390,000	1,400,000	103,500	1,840,000	1,850,000	155,500			
1,400,000	1,410,000	104,500	1,850,000	1,860,000	156,750	12,000,000	20,000,000	退職所得の特別控除後の金額に25%を乗じて算出した金額から844,500円を控除した金額
1,410,000	1,420,000	105,550	1,860,000	1,870,000	158,000			
1,420,000	1,430,000	106,600	1,870,000	1,880,000	159,250			
1,430,000	1,440,000	107,650	1,880,000	1,890,000	160,500			
1,440,000	1,450,000	108,700	1,890,000	1,900,000	161,750			
1,450,000	1,460,000	109,750	1,900,000	1,910,000	163,000	20,000,000	40,000,000	退職所得の特別控除後の金額に27.5%を乗じて算出した金額から1,344,500円を控除した金額
1,460,000	1,470,000	110,800	1,910,000	1,920,000	164,250			
1,470,000	1,480,000	111,850	1,920,000	1,930,000	165,500			
1,480,000	1,490,000	112,900	1,930,000	1,940,000	166,750			
1,490,000	1,500,000	113,950	1,940,000	1,950,000	168,000			
1,500,000	1,510,000	115,000	1,950,000	1,960,000	169,250	40,000,000	60,000,000	退職所得の特別控除後の金額に30%を乗じて算出した金額から2,344,500円を控除した金額
1,510,000	1,520,000	116,050	1,960,000	1,970,000	170,500			
1,520,000	1,530,000	117,100	1,970,000	1,980,000	171,750			
1,530,000	1,540,000	118,150	1,980,000	1,990,000	173,000			
1,540,000	1,550,000	119,200	1,990,000	2,000,000	174,250			
1,550,000	1,560,000	120,250	2,000,000	2,400,000	2,400,000	60,000,000	90,000,000	退職所得の特別控除後の金額に33%を乗じて算出した金額から3,844,500円を控除した金額
1,560,000	1,570,000	121,300						
1,570,000	1,580,000	122,350						
1,580,000	1,590,000	123,400						
1,590,000	1,600,000	124,450						
1,600,000	1,610,000	125,500	2,400,000	3,000,000	退職所得の特別控除後の金額に35%を乗じて算出した金額から132,500円を控除した金額	90,000,000	120,000,000	退職所得の特別控除後の金額に38%を乗じて算出した金額から6,094,500円を控除した金額
1,610,000	1,620,000	126,750						
1,620,000	1,630,000	128,000						
1,630,000	1,640,000	129,250						
1,640,000	1,650,000	130,500						
1,650,000	1,660,000	131,750	3,000,000	3,600,000	退職所得の特別控除後の金額に38.5%を乗じて算出した金額から147,500円を控除した金額	120,000,000円以上		退職所得の特別控除後の金額に37.5%を乗じて算出した金額から9,094,500円を控除した金額
1,660,000	1,670,000	133,000						
1,670,000	1,680,000	134,250						
1,680,000	1,690,000	135,500						
1,690,000	1,700,000	136,750						

(注) この表において「退職所得の特別控除後の金額」とは、退職所得の収入金額から、新法第九条第一項第六号イからハまでの規定により計算した金額又は新法第三十八条の二第三項に規定する退職所得の特別控除額を控除した金額をいう。

(備考) 税額を求めるには、まず、退職所得の特別控除後の金額を求め、次に、その金額に応じて「退職所得の特別控除後の金額」欄の該当する行を求めるものとし、その行の「税額」欄に記載されている金額が、その退職所得に対する税額である。

附則別表第四 昭和37年分の給与所得に係る年末調整のための簡易税額表(附則第三条第一項の規定により読み替えられた新法第四十条の規定による所得税額表)

(一)

課税給与額 所得金額		税額	課税給与額 所得金額		税額	課税給与額 所得金額		税額	課税給与額 所得金額		税額
以上	未満		以上	未満		以上	未満		以上	未満	
500	円未満	0	25,000	25,500	2,000	70,000	71,000	5,600	150,000	152,000	13,000
500	1,000	40	25,500	26,000	2,040	71,000	72,000	5,680	152,000	154,000	13,220
1,000	1,500	80	26,000	26,500	2,080	72,000	73,000	5,760	154,000	156,000	13,440
1,500	2,000	120	26,500	27,000	2,120	73,000	74,000	5,840	156,000	158,000	13,660
2,000	2,500	160	27,000	27,500	2,160	74,000	75,000	5,920	158,000	160,000	13,880
2,500	3,000	200	27,500	28,000	2,200	75,000	76,000	6,000	160,000	162,000	14,100
3,000	3,500	240	28,000	28,500	2,240	76,000	77,000	6,080	162,000	164,000	14,320
3,500	4,000	280	28,500	29,000	2,280	77,000	78,000	6,160	164,000	166,000	14,540
4,000	4,500	320	29,000	29,500	2,320	78,000	79,000	6,240	166,000	168,000	14,760
4,500	5,000	360	29,500	30,000	2,360	79,000	80,000	6,320	168,000	170,000	14,980
5,000	5,500	400	30,000	31,000	2,400	80,000	81,000	6,400	170,000	172,000	15,200
5,500	6,000	440	31,000	32,000	2,480	81,000	82,000	6,480	172,000	174,000	15,420
6,000	6,500	480	32,000	33,000	2,560	82,000	83,000	6,560	174,000	176,000	15,640
6,500	7,000	520	33,000	34,000	2,640	83,000	84,000	6,640	176,000	178,000	15,860
7,000	7,500	560	34,000	35,000	2,720	84,000	85,000	6,720	178,000	180,000	16,080
7,500	8,000	600	35,000	36,000	2,800	85,000	86,000	6,800	180,000	182,000	16,300
8,000	8,500	640	36,000	37,000	2,880	86,000	87,000	6,880	182,000	184,000	16,520
8,500	9,000	680	37,000	38,000	2,960	87,000	88,000	6,960	184,000	186,000	16,740
9,000	9,500	720	38,000	39,000	3,040	88,000	89,000	7,040	186,000	188,000	16,960
9,500	10,000	760	39,000	40,000	3,120	89,000	90,000	7,120	188,000	190,000	17,180
10,000	10,500	800	40,000	41,000	3,200	90,000	92,000	7,200	190,000	192,000	17,400
10,500	11,000	840	41,000	42,000	3,280	92,000	94,000	7,360	192,000	194,000	17,620
11,000	11,500	880	42,000	43,000	3,360	94,000	96,000	7,520	194,000	196,000	17,840
11,500	12,000	920	43,000	44,000	3,440	96,000	98,000	7,680	196,000	198,000	18,060
12,000	12,500	960	44,000	45,000	3,520	98,000	100,000	7,840	198,000	200,000	18,280
12,500	13,000	1,000	45,000	46,000	3,600	100,000	102,000	8,000	200,000	202,000	18,500
13,000	13,500	1,040	46,000	47,000	3,680	102,000	104,000	8,200	202,000	204,000	18,800
13,500	14,000	1,080	47,000	48,000	3,760	104,000	106,000	8,400	204,000	206,000	19,100
14,000	14,500	1,120	48,000	49,000	3,840	106,000	108,000	8,600	206,000	208,000	19,400
14,500	15,000	1,160	49,000	50,000	3,920	108,000	110,000	8,800	208,000	210,000	19,700
15,000	15,500	1,200	50,000	51,000	4,000	110,000	112,000	9,000	210,000	213,000	20,000
15,500	16,000	1,240	51,000	52,000	4,080	112,000	114,000	9,200	213,000	216,000	20,450
16,000	16,500	1,280	52,000	53,000	4,160	114,000	116,000	9,400	216,000	219,000	20,900
16,500	17,000	1,320	53,000	54,000	4,240	116,000	118,000	9,600	219,000	222,000	21,350
17,000	17,500	1,360	54,000	55,000	4,320	118,000	120,000	9,800	222,000	225,000	21,800
17,500	18,000	1,400	55,000	56,000	4,400	120,000	122,000	10,000	225,000	228,000	22,250
18,000	18,500	1,440	56,000	57,000	4,480	122,000	124,000	10,200	228,000	231,000	22,700
18,500	19,000	1,480	57,000	58,000	4,560	124,000	126,000	10,400	231,000	234,000	23,150
19,000	19,500	1,520	58,000	59,000	4,640	126,000	128,000	10,600	234,000	237,000	23,600
19,500	20,000	1,560	59,000	60,000	4,720	128,000	130,000	10,800	237,000	240,000	24,050
20,000	20,500	1,600	60,000	61,000	4,800	130,000	132,000	11,000	240,000	243,000	24,500
20,500	21,000	1,640	61,000	62,000	4,880	132,000	134,000	11,200	243,000	246,000	24,950
21,000	21,500	1,680	62,000	63,000	4,960	134,000	136,000	11,400	246,000	249,000	25,400
21,500	22,000	1,720	63,000	64,000	5,040	136,000	138,000	11,600	249,000	252,000	25,850
22,000	22,500	1,760	64,000	65,000	5,120	138,000	140,000	11,800	252,000	255,000	26,300
22,500	23,000	1,800	65,000	66,000	5,200	140,000	142,000	12,000	255,000	258,000	26,750
23,000	23,500	1,840	66,000	67,000	5,280	142,000	144,000	12,200	258,000	261,000	27,200
23,500	24,000	1,880	67,000	68,000	5,360	144,000	146,000	12,400	261,000	264,000	27,650
24,000	24,500	1,920	68,000	69,000	5,440	146,000	148,000	12,600	264,000	267,000	28,100
24,500	25,000	1,960	69,000	70,000	5,520	148,000	150,000	12,800	267,000	270,000	28,550

(二)

課税所得金額		税額	課税所得金額		税額	課税所得金額		税額	課税所得金額		税額
以上	未満		以上	未満		以上	未満		以上	未満	
円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円
270,000	273,000	29,000	430,000	434,000	53,300	630,000	635,000	90,500	880,000	885,000	145,500
273,000	276,000	29,450	434,000	438,000	53,940	635,000	640,000	91,500	885,000	890,000	146,750
276,000	279,000	29,900	438,000	442,000	54,580	640,000	645,000	92,500	890,000	895,000	148,000
279,000	282,000	30,350	442,000	446,000	55,220	645,000	650,000	93,500	895,000	900,000	149,250
282,000	285,000	30,800	446,000	450,000	55,860	650,000	655,000	94,500	900,000	905,000	150,500
285,000	288,000	31,250	450,000	454,000	56,500	655,000	660,000	95,500	905,000	910,000	151,750
288,000	291,000	31,700	454,000	458,000	57,140	660,000	665,000	96,500	910,000	915,000	153,000
291,000	294,000	32,150	458,000	462,000	57,780	665,000	670,000	97,500	915,000	920,000	154,250
294,000	297,000	32,600	462,000	466,000	58,420	670,000	675,000	98,500	920,000	925,000	155,500
297,000	300,000	33,050	466,000	470,000	59,060	675,000	680,000	99,500	925,000	930,000	156,750
300,000	303,000	33,500	470,000	474,000	59,700	680,000	685,000	100,500	930,000	935,000	158,000
303,000	306,000	33,950	474,000	478,000	60,340	685,000	690,000	101,500	935,000	940,000	159,250
306,000	309,000	34,400	478,000	482,000	60,980	690,000	695,000	102,500	940,000	945,000	160,500
309,000	312,000	34,850	482,000	486,000	61,620	695,000	700,000	103,500	945,000	950,000	161,750
312,000	315,000	35,300	486,000	490,000	62,260	700,000	705,000	104,500	950,000	955,000	163,000
315,000	318,000	35,750	490,000	494,000	62,900	705,000	710,000	105,550	955,000	960,000	164,250
318,000	321,000	36,200	494,000	498,000	63,540	710,000	715,000	106,600	960,000	965,000	165,500
321,000	324,000	36,650	498,000	502,000	64,180	715,000	720,000	107,650	965,000	970,000	166,750
324,000	327,000	37,100	502,000	506,000	64,900	720,000	725,000	108,700	970,000	975,000	168,000
327,000	330,000	37,550	506,000	510,000	65,700	725,000	730,000	109,750	975,000	980,000	169,250
330,000	333,000	38,000	510,000	514,000	66,500	730,000	735,000	110,800	980,000	985,000	170,500
333,000	336,000	38,450	514,000	518,000	67,300	735,000	740,000	111,850	985,000	990,000	171,750
336,000	339,000	38,900	518,000	522,000	68,100	740,000	745,000	112,900	990,000	995,000	173,000
339,000	342,000	39,350	522,000	526,000	68,900	745,000	750,000	113,950	995,000	1,000,000	174,250
342,000	345,000	39,800	526,000	530,000	69,700	750,000	755,000	115,000			
345,000	348,000	40,250	530,000	534,000	70,500	755,000	760,000	116,050	1,000,000	1,200,000	課税給与所得金額に26%を乗じて算出した金額から84,500円を控除した金額
348,000	351,000	40,700	534,000	538,000	71,300	760,000	765,000	117,100			
351,000	354,000	41,150	538,000	542,000	72,100	765,000	770,000	118,150			
354,000	357,000	41,600	542,000	546,000	72,900	770,000	775,000	119,200			
357,000	360,000	42,050	546,000	550,000	73,700	775,000	780,000	120,250			
360,000	363,000	42,500	550,000	554,000	74,500	780,000	785,000	121,300	1,200,000	1,500,000	課税給与所得金額に30%を乗じて算出した金額から132,500円を控除した金額
363,000	366,000	42,950	554,000	558,000	75,300	785,000	790,000	122,350			
366,000	369,000	43,400	558,000	562,000	76,100	790,000	795,000	123,400			
369,000	372,000	43,850	562,000	566,000	76,900	795,000	800,000	124,450			
372,000	375,000	44,300	566,000	570,000	77,700	800,000	805,000	125,500			
375,000	378,000	44,750	570,000	574,000	78,500	805,000	810,000	126,750	1,500,000	1,800,000	課税給与所得金額に14%を乗じて算出した金額から147,500円を控除した金額
378,000	381,000	45,200	574,000	578,000	79,300	810,000	815,000	128,000			
381,000	384,000	45,650	578,000	582,000	80,100	815,000	820,000	129,250			
384,000	387,000	46,100	582,000	586,000	80,900	820,000	825,000	130,500			
387,000	390,000	46,550	586,000	590,000	81,700	825,000	830,000	131,750			
390,000	394,000	47,000	590,000	594,000	82,500	830,000	835,000	133,000	1,800,000	2,500,000	課税給与所得金額に35%を乗じて算出した金額から219,500円を控除した金額
394,000	398,000	47,600	594,000	598,000	83,300	835,000	840,000	134,250			
398,000	402,000	48,200	598,000	602,000	84,100	840,000	845,000	135,500			
402,000	406,000	48,820	602,000	606,000	84,900	845,000	850,000	136,750			
406,000	410,000	49,460	606,000	610,000	85,700	850,000	855,000	138,000			
410,000	414,000	50,100	610,000	614,000	86,500	855,000	860,000	139,250	2,500,000	4,000,000	課税給与所得金額に40%を乗じて算出した金額から344,500円を控除した金額
414,000	418,000	50,740	614,000	618,000	87,300	860,000	865,000	140,500			
418,000	422,000	51,380	618,000	622,000	88,100	865,000	870,000	141,750			
422,000	426,000	52,020	622,000	626,000	88,900	870,000	875,000	143,000			
426,000	430,000	52,660	626,000	630,000	89,700	875,000	880,000	144,250			

(三)

課所	税得	給金	与額	税額		課所	税得	給金	与額	税額		課所	税得	給金	与額	税額		
				以上	未満					以上	未満					以上	未満	
円 4,000,000	6,000,000	課税給与所得金額に45%を乗じて算出した金額から544,500円を控除した金額	円 10,000,000	20,000,000	課税給与所得金額に55%を乗じて算出した金額から1,344,500円を控除した金額	円 30,000,000	45,000,000	課税給与所得金額に55%を乗じて算出した金額から3,844,500円を控除した金額	円 60,000,000	以上	円 60,000,000円以上	課税給与所得金額に75%を乗じて算出した金額から9,094,500円を控除した金額						
6,000,000	10,000,000	課税給与所得金額に50%を乗じて算出した金額から844,500円を控除した金額	20,000,000	30,000,000	課税給与所得金額に60%を乗じて算出した金額から2,344,500円を控除した金額	45,000,000	60,000,000	課税給与所得金額に70%を乗じて算出した金額から6,094,500円を控除した金額										

その者が障害者、老年者、寡婦又は勤労学生である場合には、これらの一に該当するごとに6,000円を、控除対象配偶者又は扶養親族である障害者がある場合には、当該障害者1人につき6,000円を、上の各欄によつて求めた税額から控除した金額

(備考) 税額の求め方は、次のとおりである。

(一) まず、新法別表第六の附表によりその年の給与所得の収入金額に応じて求めた給与所得控除後の給与の金額から、次の金額を控除した金額を求める。

- (1) その年の給与から控除される社会保険料がある場合には、その金額
- (2) 申告された社会保険料の金額がある場合には、その金額
- (3) 申告された生命保険料の金額がある場合には、その金額(その金額が15,000円をこえる場合には、15,000円とそのこえる金額(その金額が30,000円をこえるときは、30,000円)の2分の1に相当する金額との合計額)

(二) 次に、(一)により求めた金額から、

- (1) 申告された控除対象配偶者がある場合において、

(イ) 申告された扶養親族があるときは、附則第三条第一項の規定により読み替えられた新法第十二条の八第一項の規定による配偶者控除額、新法第十二条の九第一項第一号の規定による扶養控除額及び基礎控除額の合計額を控除し、

(ロ) 申告された扶養親族がないときは、附則第三条第一項の規定により読み替えられた新法第十二条の八第一項の規定による配偶者控除額と基礎控除額との合計額を控除し、

- (2) 申告された控除対象配偶者がない場合において、

(イ) 申告された扶養親族があるときは、

(ア) (イ)に該当するときを除くほか、新法第十二条の九第一項第二号の規定による扶養控除額と基礎控除額との合計額を控除し、

(ブ) 新法第十二条の九第二項の規定の適用を受ける旨の申告があるときは、同条第一項第一号に掲げる金額に相当する扶養控除額と基礎控除額との合計額を控除し、

(ロ) 申告された扶養親族がないときは、基礎控除額を控除し、

それぞれその残額を求める。

(三) (二)により求めた残額に応じ、「課税給与所得金額」欄の該当する行を求め、その行の「税額」欄に記載されている金額(障害者控除額、老年者控除額、寡婦控除額又は勤労学生控除額の控除が認められる場合には、これらの控除が認められるごとに当該金額から6,000円を控除した金額)が、その求める税額である。

(四) (一)から(三)までにより税額を求める場合において、(二)により求めた残額が1,000,000円以上の者の当該残額に100円未満の端数があるときは、これを切り捨てた後の残額に応じ、「課税給与所得金額」欄の該当する行を求めるものとし、その者の税額に10円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額が、その求める税額である。

法人税法の一部を改正する法律
案
法人税法の一部を改正する法律
律

法人税法(昭和二十二年法律第二
十号)の一部を次のように改正す
る。

目次中「第九章 罰則(第四十八
条—第五十二条)」を「第九章 罚則
(第四十八条—第五十二条)」に改め
る。

第一条第一項第一号中「資産又は
事業」を「源泉がある所得」に改め、
同条に次の四項を加える。

左に掲げる所得は、この法律の
施行地に源泉がある所得とする。

一 この法律の施行地にある資産
又は事業の所得(次号に掲げる所得
所得に該当するものを除く。)

二 所得税法第一条第三項第二号
から第九号までに掲げる所得

左に掲げる事業とする。

一 この法律の施行地に支店、出
張所、事務所、工場その他事業
を行なう一定の場所(命令で定
めるものに限る)を有して行な
う事業

二 この法律の施行地において行
なう建設、すえ付け、組立てそ
の他の作業又はその作業の指揮
監督の役務の提供に係る事業で
その作業又は役務の提供の期間
が一年をこえるもの

三 この法律の施行地に自己のた
めに契約を締結する権限のある
代理人その他命令で定める代理
人を置いて行なう事業

日本国が締結した所得に対する
下に「第一条第四項第一号に掲げる」
の条約においてこの法律の施行地
に源泉がある所得につき第三項の
規定と異なる定めがある場合にお
いては、当該条約の適用を受ける
法人でこの法律の施行地に本店又
は主たる事務所を有しないものに
ついては、同項の規定にかかわら
ず、この法律の施行地に源泉があ
る所得は、当該異なる定めがある
限りにおいて、当該条約に定める
ところによる。

第三項に定めるもののほか、第
三項第一号に規定する事業の所得
その他の法律の施行地に源泉があ
る所得の範囲について必要な事
項は、命令でこれを定める。

第二条の見出し中「課税所得」を
「課税所得等」に改め、同条中「施
行地にある資産又は事業の」を「施行地
に源泉がある」に改め、同条に次の
一项を加える。

命令で定める要件を備えた退職
年金に關する信託又は保険の契約
に基づき当該信託又は保険の業務
を行なう法人(以下退職年金業務
を行なう法人といふ。)に対して、
は、前項に規定するもののはか、
その退職年金積立金について法人
税を課する。

第三条中「所得」の下に「及び退職
年金積立金」を加える。

第四条第五号及び第五条第一項第
八号中「施行地外にある資産又は事
業から生ずる」を「施行地外に源泉が
ある」に改める。

第五条の四第一項中「施行地に」の
下に「第一条第四項第一号に掲げる」
の条約においてこの法律の施行地
に事業を有しない」を削り、「第五

を加え、「第一条第五項」を「第一条
第六項」に、「課せられた同条第二項
第二号乃至第四号、第六号、第七号
又は第九号に規定する所得」を「課せ
られる同条第三項第二号から第七号
まで又は第九号に掲げる所得(同条
第九項後段の規定のある場合
には、同項後段の規定により同法の
適用上これら所得とみなされた所
得とし、第一条第四項第三号又は第
三号に掲げる事業を有する外国法人
については、当該事業に帰せられる
べき所得として命令で定めるものを
除く。)」に改め、同項の次に次の一
項を加える。

この法律の施行地に第一条第四
項各号に掲げる事業を有する所
得のうち、この法律の施行地に
ある資産の所得のうち、この法律の
施行地にある資産の譲渡による所
得で、左に掲げる所得以外のもの
に対する法人税は、これを課さな
い。

事業年度の中途において、第一
条第四項各号に掲げる事業を有す
る外國法人がこの法律の施行地に
当該事業を有しないこととなつた
場合においては、この法律の適用
については、その事業年度開始の
日から当該事業を有しないことと
なつた日までの期間(当該法人が
同日後においてもなお其所得税法第
一条第三項第八号に掲げる所得を
有する場合には、それぞれ当該期
間及び同日の翌日からその事業年
度の末日までの期間)を一事業年
度とみなす。

第八条中「所得及び」を「所得の金
額及び退職年金積立金の額並びに」
に改める。

第九条第二項中「第二十六条の二
第三項」を「退職年金積立金に対する
法人税、第二十六条の二第三項」に
改め、「市町村民税」の下に「(退職年
金積立金に対する法人税に係る道府
県民税又は市町村民税を除く。)」を
加える。

第十条第一項中「この法律の施行
地に事業を有しない」を削り、「第五

該株券等をその用に供する資
産の譲渡に類似するものとし
て命令で定める内國法人の株
券等の譲渡による所得
第七条第四項の次に次の一項を加
える。

事業年度の中途において、第一
条第四項各号に掲げる事業を有す
る外國法人がこの法律の施行地に
当該事業を有しないこととなつた
場合においては、この法律の適用
については、その事業年度開始の
日から当該事業を有しないことと
なつた日までの期間(当該法人が
同日後においてもなお其所得税法第
一条第三項第八号に掲げる所得を
有する場合には、それぞれ当該期
間及び同日の翌日からその事業年
度の末日までの期間)を一事業年
度とみなす。

内國法人が、この法律の施行地
に本店又は主たる事務所を有しな
い法人で当該内國法人においてそ
の株式金額又は出資金額の百分比
二十五以上に相当する株式又は出
資を有していることその他の命令
で定める要件を備えているもの(以
下この項において外國子会社とい
う。)から利益の配当又は剰余金の
分配(以下この項において配当と
いふ。)を受ける場合においては、
当該外國子会社の所得に對して課
せられる外國の法人税の額のうち
当該配當に對応するものとして配
当(以下この項において受け取
る。)の譲渡による所得で、イ又
はロに掲げるもの

イ 同一銘柄の内國法人の株券
等を相當数買集め、その所
有者たる地位を利用して、當
地に事業を有しない

条の四」の下に「第一項」を加え、「事
業を有する」を「第一条第四項各号に
掲げる事業を有する」に、「第一条第
二項」を「第一項第三項」に改め、「規
定する所得」を「掲げる所得で第五条
の四第一項の規定の適用を受けない
もの」に改める。

第十条の二第一項中「第十二条の
四」を「第十五条」に改める。

第十条の三第三項中「前項」を「第
一項」に改め、同条第三項中「前二
項」を「前三項」に改め、同条第一項
中「その所在地」を「外国」に、「當
該所得の生じた期間の属する」
に、「当該所得の生じた期間の未
日を含む事業年度」を「各事業年度」
に改め、同項の次に次の一項を加
える。

事業年度の中途において、第一
条第四項各号に掲げる事業を有す
る外國法人がこの法律の施行地に
当該事業を有しないこととなつた
場合においては、この法律の適用
については、その事業年度開始の
日から当該事業を有しないことと
なつた日までの期間(当該法人が
同日後においてもなお其所得税法第
一条第三項第八号に掲げる所得を
有する場合には、それぞれ当該期
間及び同日の翌日からその事業年
度の末日までの期間)を一事業年
度とみなす。

第八条中「所得及び」を「所得の金
額及び退職年金積立金の額並びに」
に改める。

第九条第二項中「第二十六条の二
第三項」を「退職年金積立金に対する
法人税、第二十六条の二第三項」に
改め、「市町村民税」の下に「(退職年
金積立金に対する法人税に係る道府
県民税又は市町村民税を除く。)」を
加える。

第十条第一項中「この法律の施行
地に事業を有しない」を削り、「第五

のとみなされる当該外国の法人税に相当する金額を、その配当を受ける日の属する事業年度の所得の計算上、益金に算入した場合に限る。

第十一条中「施行地にある資産又は事業」を「施行地に源泉がある所得」に改める。

第十二条第二項中「又は証券投資信託を、証券投資信託又は第二条第二項に規定する信託」に改める。

第十三条から第十五条までを削り、第十二条の四を第十五条とし、第十二条の三を第十四条とし、第二条の二第三項中「事業年度分の法人税額」の下に「退職年金積立金に対する法人税額」を加え、同条を第十三条とし、第十二条の次に次の二条を加える。
(退職年金積立金の計算)

第十二条の二 退職年金業務を行なう法人の各事業年度の退職年金積立金は、当該事業年度開始の時に

おける退職年金積立金額の当該事業年度の月数(当該事業年度の中途において第一条第一項に規定する信託又は保険の業務を廃止した場合には、当該事業年度開始の日からその廃止の日までの期間の月数)を乗じたものを十二分して計算した金額による。

中途においてなされ、かつ、その合併後存続する法人が被合併法人の有する第二条第二項に規定する信託又は保険の業務を引き継いだときは、その合併後存続する法人の当該合併の日の属する事業年度の退職年金積立金は、前項の規定における退職年金積立金額と、その合併後存続する法人が当該合併により被合併法人から引き継いだ当該信託又は保険の契約に係る当該合併の時における退職年金積立金額にその合併後存続する法人の当該事業年度の合併の日以後の月数を乗じたものを当該事業年度の月度で除した金額との合計額にその合併後存続する法人の当該事業年度の月数を乗じたものを十二分して計算した金額による。

一 当該事業年度開始の時までに当該契約に基づいて払い込まれた部分の額を除く。)の累積額
二 当該事業年度開始の時までに当該契約に基づいて払い込まれた掛け金の額で命令で定めるものにつき、命令で定めるところにより、その払込みの時から当該事業年度開始の時までの期間に応じ、当該掛け金の算定の基礎となつた予定利率を乗じて計算した金額の合計額

三 当該事業年度開始の時までに当該契約に基づいて支給された掛け金の額のうち当該契約の相手方である事業主がその従業員から当該掛け金の一部に充てるものとして支払を受けた金額が当該契約における退職年金積立金額の当該事業年度の月数(当該事業年度の中途において第一条第一項に規定する信託又は保険の業務を廃止した場合には、当該事業年度開始の日からその廃止の日までの期間の月数)を乗じたものを十二分して計算した金額による。

四 当該事業年度開始の時までに当該契約に基づいて支給された掛け金及び退職一時金の額は、当該事業年度終了の日から二箇月を経過した日の前日と当該事業を有しないこととなる日(いずれか早い日)までの間の合計額による。

五 年度開始の時までの期間に応じ、当該契約に係る掛け金の算定の基礎となつた予定利率を乗じて計算した金額の合計額による。

六 当該事業年度終了の日から二箇月を経過した日の前日と当該事業を有しないこととなる日(いずれか早い日)までの間の合計額による。

七 第二十二条の二第一項中「第七条第五項」を「第七条第六項」に改め、「その税額があるときは」を削り、「当該事業年度の所得金額及び所得」を「当該事業年度の所得金額(退

第五部 大蔵委員会会議録第八号 昭和三十七年二月二十日【參議院】

職年金業務を行なう法人にあつては、退職年金積立金の額を含む。以下次項において同じ。)及び当該所得三項中「第一項の」を「納付すべき」に改める。

第二十二条の三第二項中「第十七条第一項第一項第二号」を「第十七条第一項第三号」に改める。

第二十四条第一項中「記載した所得法人にあつては、所得金額及び退職年金積立金の額。以下次項及び次条において同じ。」を加える。

第二十六条第五項第一号及び第六項中「法人税額」の下に「退職年金積立金に対する法人税額を除く。」を加える。

第二十六条の三第一項中「規定により」の下に「各事業年度の所得に対する」を加え、「その法人税額」を「当該事業年度の所得に対する法人税額」に改め、同条に次の二項を加える。

第一条の規定は、第一条第四項各号に掲げる事業を有する外国法人で、第四十六条の五に規定する納稅管理人の申告をなさないでこの法律の施行地に当該事業を有しないこととなるもの当該事業を有しないこととなる日の属する事業年度の所得に対する法人税及び当該事業年度前の事業年度の所得に対する法人税で第一項の規定による徵收の猶予を申請したものうち同日において未納のものについては、これを適用しない。

第二十六条の四第一項及び第六項中「第十八条第八項又は第二十二条第四項」を「第十八条第八項又は第二十二条第一項」に改め、同条第三項第八号に掲げる事業年度分の法人税の額についての外國の法人税の課税上の計算期間の末日を含む事業年度を当該外國の法人税の額のうち当該事業年度に「外國の法人税の額その他」を「額その他」に改める。

第二十六条の九第一項及び第一項中「第十二条の三第一項、第十三条の四第一項」を「第十四条第一項、第十五条第一項」に改める。

第二十六条の三第一項中「第十二

条」を「第十五条」に改める。

第二十五条第一項及び第七項中「第四十六条の三第四項」を「第四十六条の三第三項」に改める。

第二十六条の三第一項を次のよう改める。

法人税の納稅地は、左の各号に掲げる場所とする。

一 内國法人 その本店又は主たる事務所の所在地

二 外國法人 イからハまでに掲げる区分に応じ、それぞれイからハまでに掲げる場所とする。

第四项各号に掲げる事業を有する場合には、主たる事業の所在地

ロ イに該当する場合を除き、この法律の施行地に所得稅法得についての外國の法人税の課税上の計算期間の末日を含む事業年度を当該外國の法人税の額のうち当該事業年度に「外國の法人税の額その他」を「額その他」に改める。

第二十六条の七第一項中「当該所得についての外國の法人税の課税上の計算期間の末日を含む事業年度」を「各事業年度」に改め、同条第二項中「当該所得についての外國の法人税の課税上の計算期間の末日を含む事業年度」を「各事業年度」に改め、同条第三項第八号に掲げる事業年度分の法人税の額についての外國の法人税の課税上の計算期間の末日を含む事業年度を当該外國の法人税の額のうち当該事業年度に「外國の法人税の額その他」を「額その他」に改める。

第二十六条の三第一項及び第七項中「第十九条第九項、第二十条第四項、第二十一条第一項及び第二十

二条の三第一項」を「第十九条第九項、第二十条第四項、第二十一条第一項及び第二十

二条の三第一項」に改める。

第二十六条の三第一項を次のよう改める。

新法第一条第三項第二号(所得

税法(昭和二十二年法律第二十七条)第一項第三項第三号に掲げる

生命保険契約に基づき受ける年金、同項第五号に規定する人役務の提供を主たる内容とする事業

の所得及び同項第七号に掲げる所得並びに同項第九項後段の規定に係る所得に係る部分に限る。以下

この項において同じ。)の規定並びに新法第一条第三項第二号の規定に係る新法第五条の四第一項及び第十条第一項の規定は、昭和三十一

七年七月一日以後に支払を受けたものを含む。」を「第二十二条の二第一項に規定する事項を記載し

たものとし、退職年金積立金に対する法人税に係る部分を除くものとする。」に改める。

第五十二条を削る。

1 この法律は、昭和三十七年四月一日から施行する。

附 則

4 新法第五条の四第一項(新法第一条第四項第二号又は第三号に掲げる事業を有する外國法人の新法

第五条の四第一項並びに第

二十六条の七第一項及び第二項の規定は、新法第十条の三第一項に規定する外國の法人税以下「外國の法人税」という。)で、その額の計算の基礎となる同項に規定する

外國から生じた所得(以下「外國の所得」という。)の生じた日又は當該外國の所得の生じた期間の末日が法人的所得の昭和三十七年四月一日以後に終了する事業年度に属するものについて適用し、外國の法人税で、その額の計算の基礎となつた

外國の所得の生じた日又は當該外國の所得の生じた期間の末日が法人的所得の生じた日又は當該外國の所得の生じた期間の末日が法人的所得の生じた日又は當該外國の所得の生じた期間の末日が法

人との同月一日前に終了した事業年度に属するものについては、なお

従前の例による。

紹介議員 青田源太郎君
この請願の趣旨は、第一一七四号と同じである。

第一一八一號 昭和三十七年二月六日受理

合 成 清 酒 の 名 称 変 更 等 反 対 に 関 す る 請
願

請願者 山口県阿武郡阿武町奈

古 河野幸太郎外四十一名

紹介議員 江藤 智君

この請願の趣旨は、第一一七四号と同じである。

第一一八二號 昭和三十七年二月六日受理

合 成 清 酒 の 名 称 変 更 等 反 対 に 関 す る 請
願

請願者 山口県阿武郡須佐町大

字須佐 清水豊吉外十名

紹介議員 德水 正利君

この請願の趣旨は、第一一七四号と同じである。

第一一八三號 昭和三十七年二月六日受理

合 成 清 酒 の 名 称 変 更 等 反 対 に 関 す る 請
願

請願者 山口県豊浦郡豊北町和

じである。

第一一八四號 昭和三十七年二月六日受理

合 成 清 酒 の 名 称 変 更 等 反 対 に 関 す る 請
願

請願者 山口県阿武郡阿武町奈

じである。

第一一八五號 昭和三十七年二月六日受理

合 成 清 酒 の 名 称 変 更 等 反 対 に 関 す る 請
願

請願者 德島県美馬郡穴吹町

合 成 清 酒 の 名 称 変 更 等 反 対 に 関 す る 請
願

紹介議員 紅露 みつ君

この請願の趣旨は、第一一七四号と同じである。

第一一八六號 昭和三十七年二月六日受理

合 成 清 酒 の 名 称 変 更 等 反 対 に 関 す る 請
願

請願者 高知県安芸市大字西浜

一、七七三合資会社春

田酒造場社長 春田誠

合 成 清 酒 の 名 称 変 更 等 反 対 に 関 す る 請
願

請願者 高知県安芸市大字西浜

一、七七三合資会社春

田酒造場社長 春田誠

第一一八七號 昭和三十七年二月六日受理

合 成 清 酒 の 名 称 変 更 等 反 対 に 関 す る 請
願

請願者 香川県木田郡山田町大

字西十川十川合名会社

代表社員 勝井幸雄外四十二名

紹介議員 平井 太郎君

この請願の趣旨は、第一一七四号と同じである。

第一一八八號 昭和三十七年二月六日受理

合 成 清 酒 の 名 称 変 更 等 反 対 に 関 す る 請
願

請願者 山口県阿武郡須佐町大

字須佐 清水豊吉外十名

紹介議員 德水 正利君

この請願の趣旨は、第一一七四号と同じである。

第一一八九號 昭和三十七年二月六日受理

合 成 清 酒 の 名 称 変 更 等 反 対 に 関 す る 請
願

請願者 佐賀市蓮池町大字小松

三三八田中酒造合資会社代表社員 田中伝外四十名

紹介議員 堀見 懇二君

この請願の趣旨は、第一一七四号と同じである。

第一一二二五號 昭和三十七年二月七日受理

合 成 清 酒 の 名 称 変 更 等 反 対 に 関 す る 請
願

請願者 佐賀県三養基郡基山村大字宮浦一五一 小森キク外四十名

紹介議員 鍋島 直紹君

この請願の趣旨は、第一一七四号と同じである。

紹介議員 寺尾 豊君
この請願の趣旨は、第一一七四号と同じである。

第一一八八號 昭和三十七年二月六日受理

合 成 清 酒 の 名 称 変 更 等 反 対 に 関 す る 請
願

請願者 佐賀県三養基郡基山村大字宮浦一五一 小森キク外四十名

紹介議員 津島 壽一君

この請願の趣旨は、第一一七四号と同じである。

第一一二二六號 昭和三十七年二月七日受理

合 成 清 酒 の 名 称 変 更 等 反 対 に 関 す る 請
願

請願者 佐賀県木田郡三木町平木一九九巴酒造合資会社代表社員 植松正治外四十一名

紹介議員 平井 太郎君

この請願の趣旨は、第一一七四号と同じである。

第一一二二九號 昭和三十七年二月七日受理

合 成 清 酒 の 名 称 変 更 等 反 対 に 関 す る 請
願

請願者 香川県木田郡三木町平木一九九巴酒造合資会社代表社員 植松正治外四十一名

紹介議員 平井 太郎君

この請願の趣旨は、第一一七四号と同じである。

第一一二三〇號 昭和三十七年二月七日受理

合 成 清 酒 の 名 称 変 更 等 反 対 に 関 す る 請
願

請願者 山口県豊浦郡豊北町大字田新二、九八五明寿酒造株式会社代表取締役

紹介議員 太下 友敬君

この請願の趣旨は、第一一七四号と同じである。

第一一二三一號 昭和三十七年二月七日受理

合 成 清 酒 の 名 称 変 更 等 反 対 に 関 す る 請
願

請願者 高知県香美郡赤岡町四三四 高木久吉外四十一名

紹介議員 太下 友敬君

この請願の趣旨は、第一一七四号と同じである。

この請願の趣旨は、第一一七四号と同じである。

第一二三三一号 昭和三十七年二月七日受理

合清酒の名称変更等反対に関する請願

請願者 山口県豊浦郡豊北町阿川 西谷貞蔵外四十一

紹介議員 德永 正利君

この請願の趣旨は、第一一七四号と同じである。

第一二三五号 昭和三十七年二月七日受理

合清酒の名称変更等反対に関する請願

請願者 愛知県半田市成岩本町三ノ七十五半田醸造株式会社取締役社長 竹内

紹介議員 天埜 良吉君

この請願の趣旨は、第一一七四号と同じである。

第一二三三二号 昭和三十七年二月七日受理

合清酒の名称変更等反対に関する請願

請願者 山口県阿武郡田万川町 豊田豊外四十二名

紹介議員 江藤 智君

この請願の趣旨は、第一一七四号と同じである。

第一二三三三号 昭和三十七年二月七日受理

合清酒の名称変更等反対に関する請願

請願者 山口県阿武郡田万川町 豊田豊外四十二名

紹介議員 江藤 智君

この請願の趣旨は、第一一七四号と同じである。

第一二三三四号 昭和三十七年二月七日受理

合清酒の名称変更等反対に関する請願

請願者 山口県豊浦郡夢前町前之庄 垣坂昭夫外四十一名

紹介議員 青田源太郎君

この請願の趣旨は、第一一七四号と同じである。

第一二三三五号 昭和三十七年二月七日受理

合清酒の名称変更等反対に関する請願

請願者 山口県西蒲原郡巻町巻名

紹介議員 佐藤 芳男君

この請願の趣旨は、第一一七四号と同じである。

第一二三三六号 昭和三十七年二月七日受理

合清酒の名称変更等反対に関する請願

請願者 新潟県西蒲原郡巻町巻甲二、二一三 筒林悌

紹介議員 佐藤 芳男君

この請願の趣旨は、第一一七四号と同じである。

第一二三三七号 昭和三十七年二月七日受理

合清酒の名称変更等反対に関する請願

請願者 新潟県北蒲原郡豊栄町嘉山一、六八〇 小黒

紹介議員 小柳 牧衛君

この請願の趣旨は、第一一七四号と同じである。

第一二三三八号 昭和三十七年二月七日受理

合清酒の名称変更等反対に関する請願

請願者 新潟県伊丹市伊丹五七〇 田中幸夫外四十一

紹介議員 岸田 幸雄君

この請願の趣旨は、第一一七四号と同じである。

請願者 兵庫県伊丹市伊丹五七〇 田中幸夫外四十一

名

この請願の趣旨は、第一一七四号と同じである。

日受理 合清酒の名称変更等反対に関する請

第一二三三九号 昭和三十七年二月七日受理

合清酒の名称変更等反対に関する請

請願者 福島県東白川郡矢祭村大字戸塚合名会社藤井

紹介議員 松平 勇雄君

この請願の趣旨は、第一一七四号と同じである。

日受理 合清酒の名称変更等反対に関する請

第一二四五号 昭和三十七年二月八日受理

合清酒の名称変更等反対に関する請

請願者 石原幹市郎君

紹介議員 石原幹市郎君

この請願の趣旨は、第一一七四号と同じである。

日受理 合清酒の名称変更等反対に関する請

第一二五五号 昭和三十七年二月八日受理

合清酒の名称変更等反対に関する請

請願者 新潟県新発田市外ヶ輪九四 伊藤智賀郎外三

紹介議員 小柳 牧衛君

この請願の趣旨は、第一一七四号と同じである。

日受理 合清酒の名称変更等反対に関する請

第一二五六号 昭和三十七年二月八日受理

合清酒の名称変更等反対に関する請

請願者 兵庫県伊丹市伊丹本町五ノ五〇〇 石橋眞三郎外四十名

紹介議員 岸田 幸雄君

この請願の趣旨は、第一一七四号と同じである。

日受理 合清酒の名称変更等反対に関する請

第一二五九号 昭和三十七年二月八日受理

合清酒の名称変更等反対に関する請

請願者 新潟県西蒲原郡巻町卷十一名

紹介議員 小柳 牧衛君

この請願の趣旨は、第一一七四号と同じである。

日受理 合清酒の名称変更等反対に関する請

第一二五六二号 昭和三十七年二月八日受理

合清酒の名称変更等反対に関する請

請願者 兵庫県姫路市元塩町八 大野又次外四十名

紹介議員 青田源太郎君

この請願の趣旨は、第一一七四号と同じである。

日受理 合清酒の名称変更等反対に関する請

第一二六〇号 和和三十七年二月八日受理

合清酒の名称変更等反対に関する請

請願者 山口県大津郡日置村永松酒造株式会社代表取

請願者 愛知県知多郡天高町字高見二五神の井酒造株

名 野友一外四十一名

日受理 合清酒の名称変更等反対に関する請

第一二三八号 昭和三十七年二月七日受理

合清酒の名称変更等反対に関する請

請願者 福島県一本松市龜谷一ノ二十七 寺島倉藏外

紹介議員 佐一郎外四十一名

この請願の趣旨は、第一一七四号と同じである。

日受理 合清酒の名称変更等反対に関する請

第一二三六号 昭和三十七年二月七日受理

合清酒の名称変更等反対に関する請

請願者 福島県耶麻郡猪苗代町本町一〇合資会社栄川酒造店代表社員 酒井金一郎外三十六名

紹介議員 松平 勇雄君

この請願の趣旨は、第一一七四号と同じである。

日受理 合清酒の名称変更等反対に関する請

第一二六一号 昭和三十七年二月八日受理

合清酒の名称変更等反対に関する請

請願者 兵庫県姫路市元塩町八 大野又次外四十名

紹介議員 青田源太郎君

この請願の趣旨は、第一一七四号と同じである。

日受理 合清酒の名称変更等反対に関する請

第一二六二号 昭和三十七年二月八日受理

合清酒の名称変更等反対に関する請

請願者 山口県大津郡日置村永松酒造株式会社代表取

請願者 愛知県知多郡天高町字高見二五神の井酒造株

名 野友一外四十一名

日受理 合清酒の名称変更等反対に関する請

第一二六三号 昭和三十七年二月八日受理

合清酒の名称変更等反対に関する請

請願者 山口県大津郡日置村永松酒造株式会社代表取

締役 永松正守外四十名 紹介議員 木下 友敬君	この請願の趣旨は、第一一七四号と同一である。	第一二六七号 昭和三十七年二月八日受理 合成清酒の名称変更等反対に関する請願	紹介議員 鈴井 志郎君 名 部内 金山喜八郎	得期成同盤富山県総本海外に残置した日本国民の私有財産のうち韓國にあるものはアメリカ占領軍の不法行為により没収され、また旧連合國及びこれと交戦した国並びに中立國にあるものは國家の賠償に充てられて処分され、その他の地域にあるものは懸案のまま放置されている。更に終戦後現地での在外公館等に対する立替金、朝鮮銀行、台灣銀行を始め各金融機関の預貯金の払いもどし、簡易生命保険、中国における生命保険等の諸問題が未解決のまま懸案として残されてゐることは、まさに遺憾の餘みであるから、引揚者の在外財産補償問題については、これを放置することなく早急に根本的処理の原則を確立し一日も早く解決せられたいとの請願。
請願者 香川県仲多度郡多度津町大字多度津乙四六 紹介議員 津島 寿一君	この請願の趣旨は、第一一七四号と同じである。	第一二六九号 昭和三十七年二月八日受理 合成清酒の名称変更等反対に関する請願	紹介議員 杉原 荒太君 名 字多良一、八八九 每	得期成同盤富山県総本海外に残置した日本国民の私有財産のうち韓國にあるものはアメリカ占領軍の不法行為により没収され、また旧連合國及びこれと交戦した国並びに中立國にあるものは國家の賠償に充てられて処分され、その他の地域にあるものは懸案のまま放置されている。更に終戦後現地での在外公館等に対する立替金、朝鮮銀行、台灣銀行を始め各金融機関の預貯金の払いもどし、簡易生命保険、中国における生命保険等の諸問題が未解決のまま懸案として残されてゐることは、まさに遺憾の餘みであるから、引揚者の在外財産補償問題については、これを放置することなく早急に根本的処理の原則を確立し一日も早く解決せられたいとの請願。
請願者 佐賀県藤津郡太良町大字久間一、藤永酒造有限公司取締役社長 藤永市外三十九名 紹介議員 鍋島 直紹君	この請願の趣旨は、第一一七四号と同じである。	第一二五四号 昭和三十七年二月七日受理 たばこ販売手数料引下げ反対に関する請願	紹介議員 成瀬 嶋治君 名 現行物品税法による、し好飲食料(酒類飲料、清涼飲料、炭酸飲料・果実飲料・乳性飲料)、茶・コーヒー・コカ・エキス等「原料課税」牛乳、菓子、水ぬれ、氷水、果実等のうち、清涼飲料のみ課税されており、その課税取扱いによる調整事業を実施中であるから、措置もきわめて複雑、不均衡である。また、清涼飲料業者は、大部分が零細業者であり、かつ現在中小企業団体法	得期成同盤富山県総本海外に残置した日本国民の私有財産のうち韓國にあるものはアメリカ占領軍の不法行為により没収され、また旧連合國及びこれと交戦した国並びに中立國にあるものは國家の賠償に充てられて処分され、その他の地域にあるものは懸案のまま放置されている。更に終戦後現地での在外公館等に対する立替金、朝鮮銀行、台灣銀行を始め各金融機関の預貯金の払いもどし、簡易生命保険、中国における生命保険等の諸問題が未解決のまま懸案として残されてゐることは、まさに遺憾の餘みであるから、引揚者の在外財産補償問題については、これを放置することなく早急に根本的処理の原則を確立し一日も早く解決せられたいとの請願。
請願者 高知県宿毛市宿毛松本修一郎外四十名 紹介議員 寺尾 豊君	この請願の趣旨は、第一一七四号と同じである。	第一一九一号 昭和三十七年二月六日受理 在外財産補償に関する請願	紹介議員 羽生 三七君 名 全国十七万のたばこ小売業者は、昭和二十八年以来八分にくぎづけされてきたたばこ小売手数料を、戦前の割程度に引き上げる運動をつけ、昭和三十六年によりやく月額十二万円までの売上げ高に対し、八分五厘、さらに昭和三十七年度には、これを九分とすることの決定をみたのであるが、聞くと	得期成同盤富山県総本海外に残置した日本国民の私有財産のうち韓國にあるものはアメリカ占領軍の不法行為により没収され、また旧連合國及びこれと交戦した国並びに中立國にあるものは國家の賠償に充てられて処分され、その他の地域にあるものは懸案のまま放置されている。更に終戦後現地での在外公館等に対する立替金、朝鮮銀行、台灣銀行を始め各金融機関の預貯金の払いもどし、簡易生命保険、中国における生命保険等の諸問題が未解決のまま懸案として残されてゐることは、まさに遺憾の餘みであるから、引揚者の在外財産補償問題については、これを放置することなく早急に根本的処理の原則を確立し一日も早く解決せられたいとの請願。
請願者 富山市新総曲輪一富山 紹介議員 第二条第四号中「ものの外、大蔵大臣の指定する」を「取引に類す	この請願の趣旨は、第一一七四号と同じである。	第一二七〇号 昭和三十七年二月八日受理 合成清酒の名称変更等反対に関する請願	紹介議員 田中 茂穂君 名 部内 鹿児島県鹿屋市長 永田良吉外一名	得期成同盤富山県総本海外に残置した日本国民の私有財産のうち韓國にあるものはアメリカ占領軍の不法行為により没収され、また旧連合國及びこれと交戦した国並びに中立國にあるものは國家の賠償に充てられて処分され、その他の地域にあるものは懸案のまま放置されている。更に終戦後現地での在外公館等に対する立替金、朝鮮銀行、台灣銀行を始め各金融機関の預貯金の払いもどし、簡易生命保険、中国における生命保険等の諸問題が未解決のまま懸案として残されてゐることは、まさに遺憾の餘みであるから、引揚者の在外財産補償問題については、これを放置することなく早急に根本的処理の原則を確立し一日も早く解決せられたいとの請願。

る」に改め、同条に次の一項を加える。

2 大蔵大臣は、前項各号に掲げる

もののほか、基金に対し、国際通貨基金協定第七条第二項(1)に規定する貸付けを行なうことができる。

第十二条第一項中「前条第一号」を「前条第一項第一号」に改める。

附 則

1 この法律は、公布の日から施行する。

2 外国為替資金特別会計法（昭和二十六年法律第五十六号）の一部を次のようにより改正する。

第五条中第五項を第六項とし、

第四項の次に次の二項を加える。

5 外国為替資金に属する現金は、国際通貨基金及び国際復興開発銀行への加盟に伴う措置に関する法律（昭和二十七年法律第一百九十一号）第十二条第二項の規定による貸付けに充てることができる。

昭和三十七年二月二十六日印刷

昭和三十七年二月二十七日發行

參議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局